

MOTHER AND CHILD
WELLBEING
AROUND THE WORLD

VOL.84|2018-10

世界の児童と母性

[特集] コミュニティの変容と社会的養護
— 孤立させない支援、地域につなぐ支援

特集 コミュニティの変容と社会的養護

— 孤立させない支援、地域につなぐ支援

ひとこと / 編集委員長 早川 洋 …… 1

I. 総論—コミュニティの変容と社会的養護

- コミュニティの変容と社会的養護 …… 立正大学社会福祉学部 教授 大竹 智 …… 2
- 児童福祉施設に求められる役割の変遷
— 「施設の社会化」をキーワードに
…………… 社会福祉法人 山梨立正光生園 理事長 加賀美尤祥 …… 7
- 児童福祉施設に今、期待される役割とは
— 地域の子育て家庭支援、その新たな展開に向けて
…………… 社会福祉法人 光明会 児童養護施設 杉並学園 施設長 麻生 信也 …… 12

II. 広がる社会的養護の役割

- 『ひだまり』から広がる縁パワメントネットワーク
— 地域ぐるみで子どもを育む仕組みづくり
…………… 母子生活支援施設 東さくら園 地域家庭相談員 吉村 敏幸 …… 17
- 地域のお母さんと子どもたち、集まれ！— 『ピヨピヨ教室』から始まった地域支援
…………… 社会福祉法人 積慶園 乳児院 積慶園 主任 藪下 聡美 …… 22
- 困った時は施設へどうぞ— “社会的養護”を地域に還元
…………… 社会福祉法人 養徳園 総合施設長 福田 雅章 …… 26
- 児童心理治療施設による不登校児童への多面的な支援— 思春期の子どもへの地域支援
…………… 児童心理治療施設 兵庫県立清水が丘学園 心理治療士 中村 有生 …… 31
- 仕事体験で縁づくり
— 滋賀県の応援団のひろがり自立支援の取り組み〈滋賀の縁創造実践センターの実践から〉
…………… 要養護児童の自立支援小委員会リーダー(社会福祉法人 小鳩会) 山本 朝美
… 児童養護施設等で暮らす子どもたちの社会への架け橋づくりコーディネーター
(滋賀県社会福祉協議会) 寺村 重一 …… 36
- ステップファミリーへの家族支援とは— 家族の視点に立って考える
…………… 児童養護施設 武蔵野児童学園 治療指導担当職員 大塚 斉 …… 43

III. 国内外の動向

- 10代の妊娠、その当事者の学習継続と将来性開花のために
— カナダ Jessie's の多彩な取り組み
… 菊池コンサルティングサービス ビジネスコンサルタント・研修コーディネータ・通訳・翻訳家 菊池 幸工 …… 50
- 外国にルーツを持つ子どもとその家族の支援
— 桜本保育園・川崎市ふれあい館の取り組みから
…………… 社会福祉法人 青丘社 事務局長 三浦 知人 …… 55
- “家族”の再生をめざす— デンマークにおける子育て支援
…………… 島根大学人間科学部 講師 佐藤 桃子 …… 59

編集後記 / 担当編集委員 都留 和光 …… 64



ひとこと

子育てが再び「公共的(共同的)な営み」となるための 社会的養護の挑戦



編集委員長 早川 洋

82号の「児童福祉法改正」、83号の「家庭的養護」に続き、84号では「コミュニティ」について特集しました。これは、児童福祉法改正のキーワードが「家庭」「地域」であり、「家庭」と「地域」についてきちんと考えてみよう、という編集委員の思いが結実したものです。82～84号はひと連なりの特集であり、併せてご覧いただくとより理解が深まると思います。

特集のテーマを「地域」ではなく「コミュニティ」としたのは、「子育て世代にとってのつながりの対象は、今や地域だけではなくSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)のような新たなコミュニティも含まれているのではないか」と考えたためです。P.15で麻生信也氏が指摘されているように、SNSのようなつながりやすい方法を利用することで、「当事者からの発信が弱々しいものであったとしても、それをキャッチし、必要な支援につなげることができる」と私も思います。

82号で滝川一廣氏は、「子どもは『みんなのもの』で子育てとは相身互いの『公共的(共同的)な営み』だとする意識が現代社会では薄れている。それに代わって子どもは『個人のもの』で、子育てとはそれぞれの家族個人が自立的・主体的に担うべき『私的(個的)な営み』だとする意識が(とりわけ70～80年代以降)ひろく根づいた」と指摘されました。その結果、P.12・13で麻生氏が指摘されているように、地域コミュニティでは孤立した子育てが増加しています。それに対して本号の第Ⅱ章で描かれた各施設の様々な取り組みは、〈再び子育てが「公共的(共同的)な営み」となるための社会的養護の挑戦〉であり、ワクワクする思いを感じました。大竹智氏がP.3で引用されている故・小此木啓吾氏も「もっと積極的に社会が、親代わりの人々によるヒューマン・ネットワークを形成しなければならないのではないか」「このヒューマンネットワークは、社会全体のさまざまな福祉的機能と資源、施設、専門家たちによって形成されるソーシャル・ネットワークの一環として位置づけられる」(『家庭のない家族の時代』(1983))と、今から35年前にすでにネットワークで子育てを支えることを提唱されていますが、そのネットワークの中心に児童福祉施設があることで連携がより持続可能で信頼感のあるものになるのだと思いました。

さて、82号から3号続いたシリーズは今号で終わり、85号では社会的養護の根源的な在り方を見つめ直す「生命の重み(仮)」についての特集を行います。次号もご期待ください。

I 総論—コミュニティの変容と社会的養護

コミュニティの変容と 社会的養護



立正大学社会福祉学部 教授 おおたけ さとる 大竹 智

1. 養護問題発生理由の変遷から

社会的養護を考える

児童養護施設は「社会の縮図」と言われる。なぜなら、その時々社会で起こっている様々な問題（たとえば、貧困・サラ金、不登校、虐待など）が、子どもたちの入所理由となることが多いからである。これらの問題は、社会を構成する最小単位である「家庭」に、そして「家族」に影響を及ぼし、家族の中で最も立場の弱い子どもに、そのしわ寄せがきていることを表している。

図表1は、厚生労働省（1998年まで厚生省）が1952（昭和27）年から2013（平成25）年の間に実施した「養護児童等実態調査結果」または「児童養護施設入所児童等調査結果」の中の養護問題発生理由（入所理由）の推移を筆者がまとめたものである。

戦後まもなくから今日までのおよそ60年間の養護問題発生理由（入所理由）の推移の特徴をみると、1970年までは、まさに「貧困」、「棄児」、「死亡」など、戦後処理的な入所理由が特徴的であった。その後、1970年を境として「行方不明」が急増し、1961年頃より急増した「離別（離婚）」とをあわせてみると、入所理由が親の「死別」によるものから「生別」（子どもにとって親の存在がある状態）によるものへと、大きく転換してきていることがわかる。その後、1987年頃まで「行方不明」、「離別（離婚）」、「長期入院」が上位を占め、3つの理由をあわせる

とおよそ60%を占めるなど、まさに入所理由の「三本柱」となっていた。時代背景として、高度経済成長期と重なる時期である。しかし、これ以降は柱となるような顕著な理由がなくなり、10%前後の入所理由が多くみられるようになってきた。

また、1992年頃より「父または母の就労」を理由とした入所が急増し、1998年ではさらにその割合を高くしている。このことから、豊かな社会のなかで貧困問題が現れてきていることがわかる。また、この頃より「養育拒否」を含めた「放任・怠惰」が上位になってきており、2003年では第1位の入所理由となっている。その後の2008年、2013年は、さらにその傾向を強めている。

「貧困」（破産等の経済的理由）については、戦後まもない時期はおよそ30%を占め、その後調査項目から除かれていたが、1992年に改めて調査項目に含まれ、2003年は前回調査のおよそ2倍（8.1%）となっている。その後は漸減傾向を示している。このような傾向がある中で、「父または母の精神障害」の割合が増加傾向を示し、2008年から10%を超え、2013年では12.3%となっている。ただし、貧困の問題は「社会の万病の本」と考えられ、入所理由の表舞台から見えなくなっているが、「精神障害」や「虐待」など他の養護問題発生理由（入所理由）の要因として大きくかかわっている。

一方、近年社会問題化している「虐待」（一般的

〈図表1〉児童養護施設児童の入所理由の変遷(1952~2013)

(単位: %)

調査年	1952年	1961年	1970年	1977年	1983年	1987年	1992年	1998年	2003年	2008年	2013年
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
父または母の死亡	23.0	21.5	13.1	10.9	9.6	7.5	4.7	3.5	3.0	2.4	2.2
内 容	父	—	—	3.8	3.0	1.7	1.4	—	0.8	0.8	0.6
	母	—	—	7.6	7.0	7.0	5.6	—	2.7	2.2	1.8
	父母	—	—	1.7	0.9	0.9	0.5	—	—	—	—
父または母の行方不明	7.1	18.0	27.5	28.7	28.4	26.3	18.5	14.9	10.9	6.9	4.3
内 容	父	—	—	6.5	4.8	3.6	3.6	—	2.4	2.1	1.0
	母	—	—	15.1	18.0	19.4	17.9	—	12.5	8.8	5.9
	父母	—	—	5.9	5.9	5.4	4.8	—	—	—	—
父 母 の 離 別	4.0	17.4	14.8	19.6	21.0	20.1	13.0	8.5	6.5	4.1	2.9
棄 児	11.5	5.0	1.6	1.3	1.0	1.3	1.0	0.9	0.8	0.5	0.4
父または母の長期拘束	3.4	4.3	3.0	3.7	3.8	4.7	4.1	4.3	4.8	5.1	4.9
父または母の長期入院	5.3	16.2	15.7	12.9	12.8	11.5	11.3	9.2	7.0	5.8	4.3
父または母の就労	—	3.3	1.8	1.0	0.7	1.1	11.1	14.2	11.6	9.7	5.8
虐 待 ・ 酷 使	—	0.4	2.5	2.4	2.4	2.9	3.5	5.7	11.1	14.4	18.1
放 任 ・ 怠 惰	—	5.7	4.7	4.5	5.6	6.3	11.4	12.6	15.4	18.2	19.5
父または母の精神障害	—	—	5.6	5.1	5.5	5.2	5.6	7.5	8.1	10.7	12.3
貧 困	27.9	—	—	—	—	—	3.5	4.8	8.1	7.6	5.9
そ の 他	17.8	8.2	9.7	9.9	9.2	13.2	12.3	12.0	11.5	14.6	19.6
調査時の児童数(人)	28,799	34,890	31,389	31,254	32,040	29,553	26,725	26,979	30,416	31,593	29,979

※四捨五入の関係で合計は100.0%とならない場合がある。 ※「その他」には「両親の不和」「季節的就労」を含む。

※1961年調査の「放任・怠惰」(5.7%)には「父または母の精神障害」を含む。

※1992年・1998年・2003年・2008年・2013年調査の項目で、「養育拒否」は「放任・怠惰」に含めた。また「児童の問題による監護困難」と「不詳」は「その他」に含めた。「破産等の経済的理由」は「貧困」の項目に入れた。

出典:立正大学社会福祉学部編『福祉文化の創造』ミネルヴァ書房、2005年、186頁に筆者加筆

に「棄児」、「虐待・酷使」、「養育拒否」、「放任・怠惰」の推移をみると、1970年が8.8%でその後微増傾向を示していたが、1992年には15.9%、2003年には急増し27.3%、その後も増加傾向は続き、2013年には38.0%になっている。

児童虐待が子どもの心身に多大な影響を及ぼすことを考えると、子ども自身が大きな課題を抱えていることを意味する。今日の入所児童の多様化・複雑化・深刻化、そして支援の困難さを表していることが、養護問題発生理由(入所理由)の変遷をとおしてみえてくる。

2. 地域コミュニティおよび家族・家庭の変遷から社会的養護を考える

これまで地域コミュニティは人間生活において大きな意味をもつ存在であったが、わが国は戦後の混

乱期から高度経済成長期を迎え、その結果、工業化・都市化の波とともに地域コミュニティの存在は希薄化し、それに伴って家族の私事化が顕著になったと言われている。また、戦後の急激な社会変動は個人の帰属する家族集団や地域共同体の崩壊・解体、人間関係の希薄化をも招いた。そのことによって、人間の生活意識、価値観の多様化も促進させた。

戦後の家族・家庭の変化を指摘した書物の中には次のようなものがある。小此木啓吾(家族精神医学)は1983年に『家庭のない家族の時代』(ABC出版)を著し、その中で「一つの家庭で、家族が同じ屋根の下で暮らし、食卓を共にし、おしゃべりに時を過ごす日常は、今も昔も変わらないと、まだみんななんとなく思っている。けれども、その中で暮らす家族たちの心も家庭生活の実態も、昔とはすっかり違ってしまった。…略…核家族化した各家庭は、それ

それぞれお互いに孤立化し、人の出入りもまれである。だれもが、家庭にいながら、心は外を向いている。」と指摘し、この当時の家族を「ホテル家族」と著している。

また、母子心中の研究をしていた高橋重宏は、1987年に出版された『家族と福祉の未来—現代家族と社会福祉への提言』（全国社会福祉協議会）において「今後日本社会において、伝統的な愛情から子どもを殺し母親が自殺する母子心中は減少し、母親が単身化（子どものため、夫のため、家族のために自己犠牲的に生きるのではなく、むしろ、一人の人間としての自己実現を優位にする生き方）することで、欧米的な憎しみや憎悪から子どもを拒否、遺棄、殺害するなどの児童虐待が増加すると仮定している。」と指摘している。これらの指摘は、戦前・戦後から高度経済成長期前まで続いた日本の家族の在りようが大きく変化していることを表し、その要因を考えると、わが国における高度経済成長が社会の変化の引き金になっていると思われる。

ところで、昔は「親はなくとも子は育つ」と世間では言われていた。現代は、児童虐待事件から見られるように「親はいても子は育たない」と言われる時代になっている。この背景には一体何があるのか？

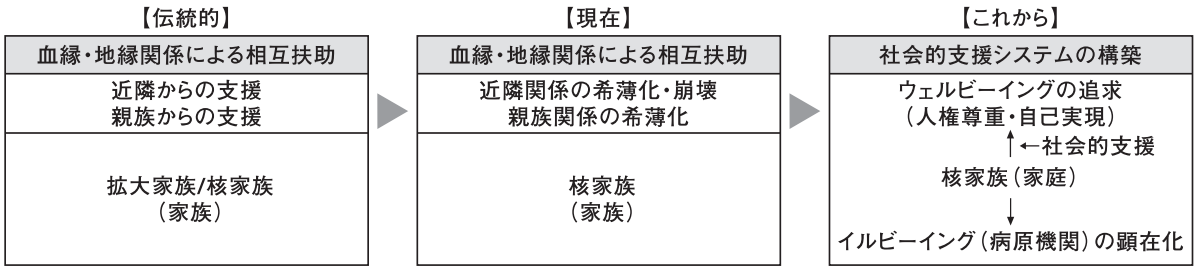
そこで、図表2で示したように、昔の子育て環境をみると、血縁・地縁関係による相互扶助の伝統的な子育て文化があった。しかし、現代は近隣関係・親族関係の希薄化または崩壊が起り、インフォーマルな支援関係が喪失している。ある全国調査（2010年）では、地域住民の支え合いが「弱くなってきている」と回答した人は78%、さらに「今住んでいる地域に、困ったときに相談のってもらえる人がいない」と回答した人が36%、大都市部（東京23区と政令指定都市）では45%にもなっている。しかし、今日では、地域コミュニティ（圏域）は希薄化しているが、インターネットなどを介し、共通

のテーマをもってネット上でつながる、新たなコミュニティも生まれてきている。

また、巷では核家族化したことが現代の子育て問題や虐待問題の要因の一つと捉えられることがあるが、1920年に行われた第1回国勢調査では、核家族世帯の割合は54%であり、図表3（夫婦のみ世帯+夫婦と子ども世帯+ひとり親と子ども世帯）で示したように、1960年53.0%～2010年57.0%で推移し、2020年では54.4%（推計値）としている。このことから分かることは、核家族化が問題ではなく、核家族世帯を取り巻く環境が変化（血縁・地縁の希薄化、質的变化）したことが問題であると言える。さらに、戦後の産業構造（就業者割合）の変化をみても、1955年では、第一次産業が37.5%、第二次産業が24.4%、第三次産業が38.8%であったものが、2014年では3.3%、24.8%、71.9%となり、日常生活のなかで地域の人々のつながりが希薄化していることがわかる。このことは、日本社会が「村落型社会」（自営家族、自営業主・家族従業員、職住一致・職住近接）から「都市型社会」（雇用家族、サラリーマン+専業主婦、職住分離）への転換でもある。

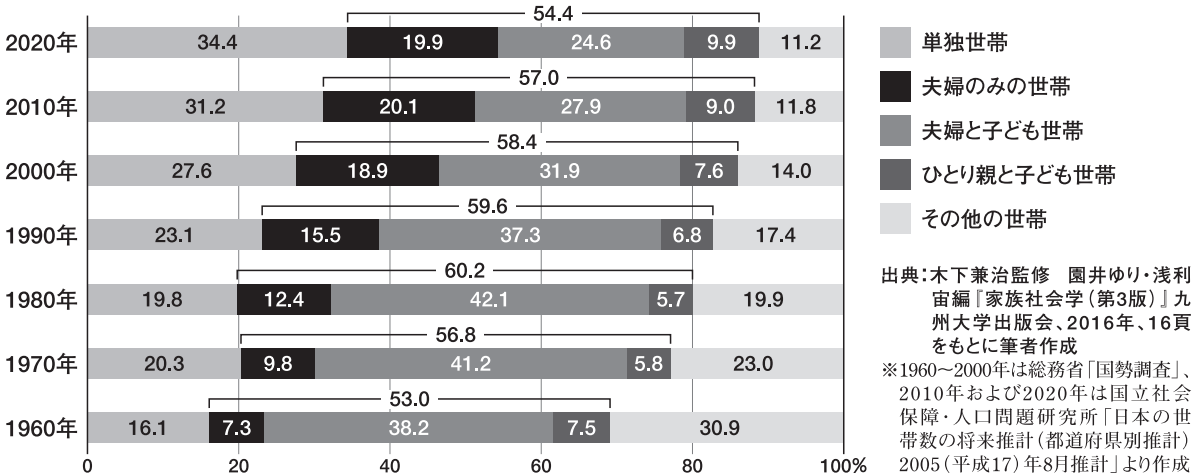
一方、わが国の子育て文化の歴史をみると、江戸時代には「仮親（カリオヤ）」という風習があり、これは民俗の知恵とも言われている。この仮親とは、実の親以外の大人と義理の親子関係（擬制的な親子関係）を結ぶことである。それは、子どもの誕生（妊娠中に岩田帯を贈る帯親）から始まり、出産時（および乳幼児期）の取り上げ親、抱き親、乳付け親、名付け親、守親など、とくに7歳位までは数多くの儀礼が行われ、その都度仮親と親子関係が結ばれたと言う。それ以降も成年期の烏帽子親、腰親、婚姻時の仲人親や「里親」なども仮親の一つと考えられ、実親以外に多くの仮親を持ったと言う。また、仕事上でも「職親」の関係を結ぶこともあった。この背景には、子どもが大人になるまで、実親が生存することは厳しい時代であり、子どもの生命を守り、

〈図表2〉新たな社会的養護の全体像



出典:高橋重宏・山縣文治・木村純編『子ども家庭福祉とソーシャルワーク』有斐閣、2002年、3~4頁をもとに筆者作成

〈図表3〉家族類型別一般世帯数構成比の推移(%)



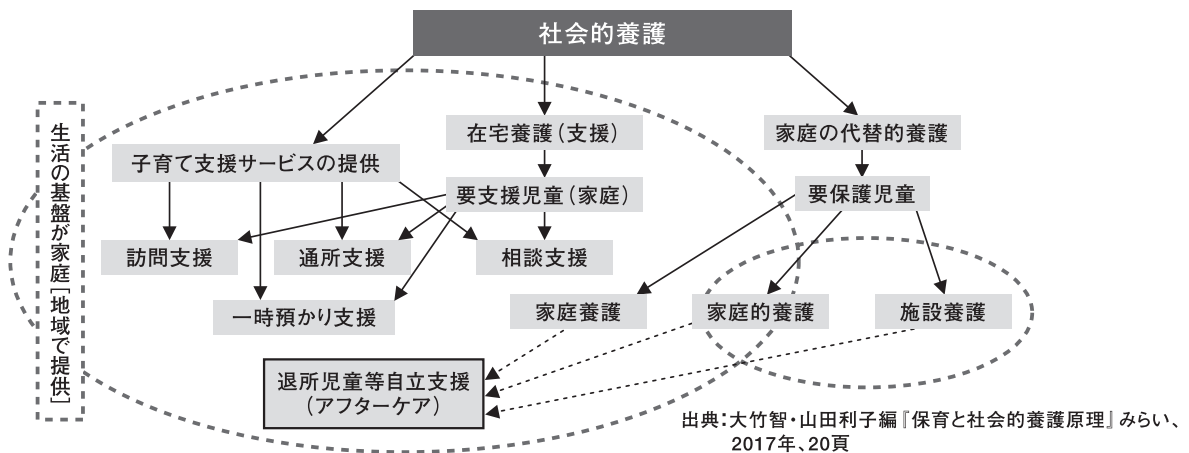
成長を確実なものにするための知恵だったと言われている。このことから、「親はなくとも子は育つ」の親とは「実親」を指し、その代理である仮親が多数存在していたということである。まさに「親身」になってひとりの子どもの育ちに関わるインフォーマルなネットワークがその昔には存在していたことがわかる。

そして現代社会に目を転じてみると、医療の進歩や産業構造の変化とともに、このような民俗の知恵を失ったこと(機能しなくなったこと)が、子育てを難しくしてきたように思われる。決して個人(実親)の問題ではなく、インフォーマルな支援関係が喪失し、それに代わる社会的支援システムが不在の中で生じてきた問題であると捉えることができる。

3. これからの社会的養護を考える

2011年に厚生労働省から発出された『社会的養護の課題と将来像』の中で、社会的養護とは「保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。」と定義された。そして、「子どもの最善の利益のために」、「社会全体で子どもを育む」を社会的養護の基本理念として掲げた。また、すべての子どもと家庭のための子育て支援施策を充実させていく中で、社会的養護の対象となる子どもにこそ、特に支援の充実が必要である。そして、図表4に示したように、「社会的養護と一般の子育て支援施策は、一連の連動性を持つものであり、密接な連携が必要である」とし、わが国の社会的養護は、里親委

〈図表4〉新たな社会的養護の全体像



託優先の原則、家庭的養護の推進、地域支援および在宅の家族(家庭)支援を含む新たな方向性を示した。

これまで社会的養護は、主として家庭の代替的養護を担い、いわゆる「要保護児童」を対象として、その機能・役割を果たしてきた。しかし、近隣関係や親族関係の希薄化・崩壊した社会にあって、これらに代わる社会的支援システムの構築が求められており、このような社会的背景から『社会的養護の課題と将来像』では、これまでの「社会的養護」の対象を拡大し、「要支援児童(家庭)」を含む「在宅養護」も対象とした。そこには、子育て支援サービスの提供も行うなど、新たな機能・役割が付加された。さらに、地域の子育て文化や地域特性を踏まえ、地域社会の中において、子育て支援のハブ機能が社会的養護施設に求められている。

引用文献

- 小此木啓吾著『家庭のない家族の時代』ABC出版、1983年、p.4
- 山根常男監修、本村凡、高橋重宏編『家族と福祉の未来—現代家族と社会福祉への提言』全国社会福祉協議会、1987年、pp.7-8

参考文献

- 沢山美果子ほか『「家族」はどこへいく』青弓社、2007年
- 牧里毎治ほか『ビギナズ地域福祉』有斐閣、2013年
- 木下謙治監修 園井ゆり・浅利宙編『家族社会学(第3版)』九州大学出版会、2016年
- 北川清一、稲垣美加子編著『子ども家庭福祉への招待』ミネルヴァ書房、2018年

キーワード：高度経済成長期

1955(昭和30)年から1973(昭和48)年は、日本の実質経済成長率が年平均10%を超え、国民の所得が増え、消費ブームが起こった。またこの時期は、地方都市(農村)から大都市への大規模な人口移動(中卒で集団就職した若者)と就業構造の変動が起こり、これまでの人々の価値観も大きく変わることになった。一方、都会に出てきた若者らは、地縁・血縁関係の希薄な都会で新たな家族を持つことにもなった。

I 総論—コミュニティの変容と社会的養護

児童福祉施設に求められる 役割の変遷

—「施設の社会化」をキーワードに



かがみゆうしょう
加賀美 尤祥

社会福祉法人 山梨立正光生園 理事長

はじめに

第二次世界大戦直後、焦土と化した我が国では、国民の多くが日々の暮らしに困窮していた。1950年、朝鮮半島を二分する戦争が勃発、我が国は戦争特需により俄かに景気が浮揚するという展開になった。

これを契機に戦後復興が本格的に胎動し、三大工業地帯を中心に各地の都市部も産業復興が漸進した。東京、名古屋、大阪を中核とする三大工業地帯には、その担い手として当時の中学卒業生（後に高校卒業生）が全国各地から当時の国鉄が仕立てた就職列車で続々と集結した。その後、彼らを「金の卵」と称することとなったのはよく知られている。

1960年から1970年、高度経済成長期とされるこの10年間の金の卵を中心とする都市部への人口移動は凄まじく、この間に我が国の人口の約半分を三大都市圏だけで占めるということになった。各都道府県の都市部への移動も含めてその人口過密化と農山村地帯の過疎化の急速な進行により、都市部は知らない者ばかりが集まり、農山村地帯から人が抜けていき、地縁、血縁などの人の繋がりが希薄化し、日本列島各地域で人と人との絆が弱まる、いわばコミュニティの劣化が急速に進行することとなった。そしてその後の経済発展も、それに拍車をかけ、核家族が我が国の家族構造の三分の二を占めるころには、高学歴社会化の進行と相まって、急速な家庭の

孤立化、伴う子育ての「私事化」が常態化し、コミュニティの衰退はさらに深刻度を増すこととなった。

児童福祉法の制定と

公制度としての収容保護パラダイムの形成

1945年、敗戦後の日本の各地には、親を失った多くの子どもたち（約13万人といわれる）が巷を浮浪していた。GHQ（連合軍総司令部）の統治下、政府はこれら戦災孤児の「収容保護」に動いた。保護された子どもたちは、各地で篤志家や宗教団体等のもとに保護を託された。1947年に制定された児童福祉法による措置制度のもと、孤児保護の場は、養護施設（現在、児童養護施設）、乳児院、教護院（現在、児童自立支援施設）、母子寮（現在、母子生活支援施設）として認可され、我が国の公主体の収容保護パラダイムが形成された。

この措置制度に基づく施設経営の公費負担分は措置費と称され、その基準として児童福祉施設最低基準が規定された。以来、行政が施設経営にこの最低基準の遵守を求めることとなったことから、この最低基準が施設経営の水準とされ、いわば最低基準が最高基準とまでいわれる状況になった。このことは一方で、弱小な民間児童福祉施設の公費依存傾向を進行させることにもなった。

さらに、1951年制定の社会福祉事業法に基づき、財政基盤が弱い民間施設を含めそのほとんどが「社

会福祉法人」という法人格を与えられたが、特別に強い公的規制下に定款規定が置かれたことから、その法人の自治活動が逆に衰退につながったとも思量される。

一方、施設養護の場は、1960年代以降、核家族化の進行からその養育機能の脆弱化に伴う新たな要保護児童の入所で溢れた。その措置理由は、母親の育児ノイローゼによる「蒸発」や「折檻」などであった。この時代を象徴するのが「コインロッカーベビー事件」、いわゆる子捨て・子殺し事件である。さらに、1970年代に入り、1960年代に乳幼児期を過ごした子どもがさらに深刻な様相を呈することになる。非行の低年齢児化がいわれ、中学生を中心とする反社会的逸脱不適応行動が社会問題として噴出した。実話に基づくテレビドラマ「積木くずし」が一世風靡した時代である。この時代以降、施設養護の場では子どもが抱える不適応行動などからその養育に極めて困難な子どもたちが多数を占めるのが常態となっていくのである。

「施設の社会化」と社会福祉基礎構造改革

1970年代、世界第2位の経済大国と称された好景気の中、多くの国民がモノ・カネ社会の未来にファンタジーを描いていた。その中で、全国各地の自治体ごとに社会福祉協議会が設置され、政府が1973年「福祉元年」としたのを契機に、我が国にもボランティア活動が胎動し、その活動の場として、施設へのボランティアの導入が進展していくこととなった。しかし、地域社会とのつながりはますます弱まる一方で、施設の閉鎖性が社会問題となった。こうした流れの中、施設を社会資源として開放する、あるいは施設機能の専門性を地域へ提供する必要性などが議論となり「施設の社会化論」が起こった。こうした動向は、欧米からのノーマライゼーションやコミュニティケアなどの福祉潮流と相まって、地域福祉の議論へと発展していくこととなる。特に高齢

者(寝たきり老人問題)や障害者分野については、そのニーズから在宅福祉制度の形成に向かい、さらに1990年の少子高齢化の進行を背景とする八法改正を契機として、社会福祉基礎構造改革が進められ、2000年にその到達点としての社会福祉法が制定されると、措置制度から利用契約制度への転換や地域福祉推進へという形でその活動が展開されることとなった。

しかし、社会福祉法制定後も措置制度を継続することとなった児童福祉施設は、1970年代に「施設の社会化」が標榜された当初は、多くの施設が施設建物や園庭の地域開放などに取り組んだが、本来の課題である衰退するコミュニティへの支援、補完機能への拡大発展は限定的であった。というより、施設運営上の中心課題である入所児童の重篤な発達課題への対応という内なる問題に直面し、その運営は混乱し混迷状況を深めていったのである。

子ども虐待の顕在増加と施設内虐待問題

先述した1970～80年代、戦災孤児に代わって入所してくる子どもたちは何らかの非・反社会性の行動を伴う様態から、処遇困難児と称され、貧困な職員配置基準制度の中、その養育に苦戦する状況が進行していた。こうした状況は、1990年代に家庭内子ども虐待問題が社会問題となり、その顕在増加に伴って施設養護の場はその受け入れ先として虐待を受けたとされる子どもの占有率が概ね60%以上となったことから、さらにその様相が急変していく。加えて、1980年代から施設入所児童の減少状態が進んでいたが、1990年代半ばより都市部から次第に地方へ入所児童の満床状態が拡大することとなった。即ち、いわゆる処遇を困難とする子どもの増加により、施設の養育現場はさらにその深刻度を深めていったのである。

こうした中、1990年代後半、当初は都市部を中心に「施設内虐待」の問題がマスメディアを通じて

顕在化することとなる。当時メディアにより「虐待を受けた子どもが施設でまた虐待を受ける」などと報道され、児童養護施設は社会批判を集中的に受けるという残念な状況が起こったのである。そして、家庭内子ども虐待防止のための法制度形成の動きが政治主導で始まるも、虐待を受けた子どもの8割を受け入れていた児童養護施設の全国組織である「全国児童養護施設協議会」（以下、全養協）は、その議論に全く参加することが許されないという無念を味わったのである。そうした中、「児童虐待の防止等に関する法律」（以下、児童虐待防止法）は2000年5月に公布、同年11月に施行された。

全養協の組織活動と制度改革

こうした児童養護施設の不毛な状況からの脱却を期して、全養協が組織を挙げて取り組みを始めたのが「児童虐待防止法」が施行された年の8月であった。そのための制度検討特別委員会が設置され、そこで2年半の議論の末、2003年4月「児童養護施設近未来像Ⅱ～子どもを未来とするために」（以下、「近未来像Ⅱ」）がまとめられた。

その論旨は、子ども家庭の養育機能の脆弱化から、虐待など不適切な養育環境から分離保護される子どもたちの施設養護の場は、個別化、小規模化（当時8割以上が大舎制）、地域化すると共に、職員の増員や専門職の配置を求めた。さらに、家庭内子ども虐待のますますの増加を見据えて、すべての子ども家庭を視野に入れた“新たな社会的子育てシステム”の構築とそれに伴う、分離保護児童の増加の受け皿として里親制度の改革と推進、児童相談所及び市町村等を含む社会基盤の役割、機能の見直し等を提起した。

またその中で、本稿のテーマに関連するコミュニティへの児童養護施設等の働きについても、「児童家庭支援センター」の設置拡大や、市町村との連携のあり方を含む多くの提起がなされたが、その後の

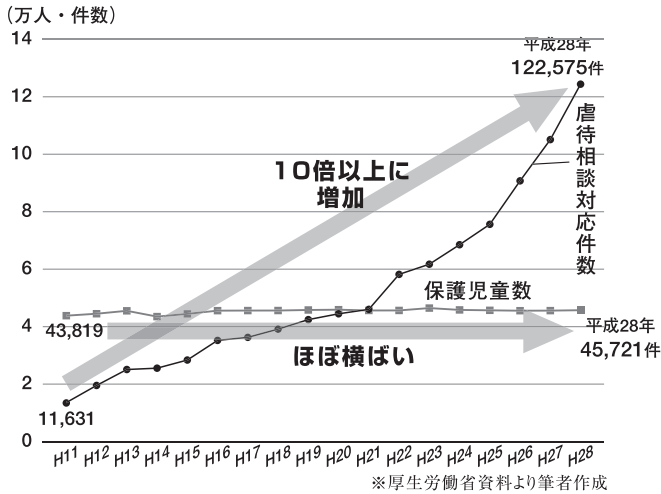
動向に一部進展はあったもののごく限られたものであった。

2003年、「児童虐待防止法」の見直しのため厚生労働省社会保障審議会児童部会の下に「児童虐待防止に関する専門委員会」が設置され、筆者は全養協から委員として参加し「近未来像Ⅱ」に基づく制度改革の必要性について提起した。そしてその議論は、続いて設置された「社会的養護のあり方に関する専門委員会」において集中審議された。当該委員会報告書が同年10月に発出され、その中で初めて、施設におけるケアの個別化、小規模化、地域化を含む新たな社会的養護システムの構築の必要性がとりまとめられた。さらにこれは、その後の国の子ども家庭福祉制度施策の流れに多大な影響を及ぼすこととなった。

この報告書を基に、国は2004年、虐待対策として小規模グループケア制度、家庭支援専門相談員、心理職、個別対応職員の配置等を含む制度改革を、併せて市区町村に要保護児童地域対策協議会の設置を求めた。さらに、2010年「里親ガイドライン」の制定による里親推進、当時起こったタイガーマスク現象を契機に、児童福祉施設の職員配置基準の30年ぶりの改正を謳って2011年7月「社会的養護の課題と将来像」を提起した。しかし、これらは必ずしも「近未来像Ⅱ」がめざす、戦後から引き続く保護中心のシステムから大きくパラダイム転換に踏み込むものではなかった。

くり返しになるが、全養協による「近未来像Ⅱ」策定の根底には、家庭内子ども虐待のますますの増加によって保護を必要とする子どもの増加という事態への危惧があった。つまり、これを見据えた社会的養護のパラダイム転換という提起である。家庭内子ども虐待は、国の近代化に伴う社会経済構造の変動に伴う家族構造の変容、家庭養育機能の脆弱化がその要因であり、それは近代化が進行した国々と通底する問題であった。

〈図1〉虐待相談対応件数と保護児童数の推移



〈図2〉代替養育児童数の国際比較

国名	児童人口 (千人)	保護児童数 (千人)	児童人口 1万人当たりの 保護児童数 (人)
フランス	13,427	137	102
ドイツ	14,829	110	74
イギリス	13,243	73	56
スペイン	7,550	38	51
デンマーク	1,199	13	104
ノルウェー	1,174	8	68
スウェーデン	1,911	12	63
ニュージーランド	1,006	5	49
オーストラリア	4,836	24	49
カナダ	7,090	76	109
アメリカ	74,000	489	66
日本	23,046	38	17

(出典) June Thoburn (2007) "Globalisation and child welfare: Some lessons from a cross-national study of children in out-of-home care", UEA, Norwich, P14

新たな子ども家庭福祉へのパラダイム転換へ

図1に示す、児童虐待対応件数の経年変化と保護児童数の推移で明らかのように、児童虐待防止法の制定から約18年を経たが、その通告数は10倍以上に増加した。しかし、その間の保護児童数は概ね4万5千人と変動していない。一方、図2の保護(代替養育)児童数の国際比較で分かるとおり、子ども人口1万人当たりで、我が国の保護児童数は各国の4分の1から5分の1程度と極度に少ないことがわかる。この結果から、我が国では虐待の増加が進行すればするほど虐待を受けた子どもが支援を受けられないまま、家庭に潜在し増加の一途にあると推察されるのである。こうした現状から、戦後70年、我が国のこれまでの子ども家庭福祉制度施策を抜本的に見直し、在宅支援を基本とする新たな子ども家庭福祉へのパラダイム転換が喫緊の課題として浮上することとなる。

児童福祉法抜本改正と社会的養育ビジョンと児童養護施設のこれから

2015年(平成27年)9月、厚生労働省社会保障審議会児童部会の下に、「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」が設置された。その冒頭、塩崎恭久厚生労働大臣より「地域や子ども家庭の変

容の中、増加の一途にある子ども虐待の現状から、これまでの『保護中心』から『養育中心』に向けた子ども家庭福祉の再構築のために、児童福祉法の抜本改正をめざしてご議論いただきたい」旨の発言があった。この専門委員会の報告書は、翌2016年3月末にまとめられ、同年5月27日全会一致で改正児童福祉法が成立、翌2017年4月1日付で完全施行された。さらに、改正法実装の行程を示す「新しい社会的養育ビジョン」がまとめられ、同年8月2日、厚生労働大臣に手交された。この改正児童福祉法と「新しい社会的養育ビジョン」により、戦後から続いてきた保護を中心とするパラダイムから大きく転換して、「子どもの権利主体性」や「家庭養育原則」等の理念実装に向けて、全ての子ども家庭を視野に入れた「新たな社会的養育システム」の構築をめざすこととなった。中でも、「家庭養育原則」の実現に向けた在宅支援を基本とする市区町村に設置が求められた「市区町村子ども家庭総合支援拠点」は、最重要施策の一つである。加えて、その働きにより増加が予測される分離保護児童の代替養育の受け皿としての「家庭養護」(里親)の拡大、そのための新たなフォスタリング機関の整備充実など、虐待通告が増加の一途にある中、十分な支援を受けられず在宅に潜在する要保護・要支援児童へ支援の手を届け

る重要な働きが期待される。

また、改正法や規定条文「できる限り良好な家庭の環境」により、児童福祉施設は、小規模化かつ地域化した、子どもの発達権保障のための高度な専門施設として変革して行くことが求められ、そのための職員配置基準の改善や高機能化等が掲げられた。

さらに、本稿のテーマである「施設の社会化・コミュニティへの働き」も重要課題として掲げられている。そのための高度な児童福祉専門施設としての機能転換、多機能化である。先に掲げた市町村総合支援拠点との連携協働による在宅支援（養育支援、家事援助、ショートステイ、デイステイ、通所指導等）、増大する保護児童のためのフォスタリング機関事業や一時保護事業など多機能化した機関として地域支援活動を有形無形に果たすことがその役割、機能となったのである。

おわりに

戦後70年、措置制度による社会的養護の中核的役割を担ってきた児童養護施設等である。しかしそれは、近代化に伴う産業経済構造の変動を起因とする地域社会の変動、子ども家庭の変容に適切に対応できる制度や社会システムとして、必ずしもその実態に充分応えられるものではなかった。

この度の児童福祉法の抜本改正と「新しい社会的養育ビジョン」の示すところにより、これからは全ての子ども一人ひとりの発達保障のための社会システムの構築が国、地方公共団体の役割と責任として明定された。その中で、児童養護施設等は、従来通り公主体の制度の下、保護を必要とする児童の養育はもとより、広くコミュニティの全ての子ども家庭を視野に入れたソーシャルワーク機関として機能することが期待されている。しかし、その人的・財政的基盤は極めて脆弱なままであり、その実行には課題が山積している。

こうした中、去る6月15日、「経済財政運営と改

革の基本方針2018」が閣議決定された。その中には、少子化対策・子育て支援として、今後の社会的養育システムの強化のための「骨太の計画」がこれまでになく明確な表現で提示された。この計画に基づく骨太の予算の確実な実行が、今、切に期待される場所である。

参考文献

- 全国児童養護施設協議会. 子どもを未来とするために：児童養護施設近未来Ⅱ. 2003
- 厚生労働省社会保障審議会児童部会. 社会的養護のあり方委員会報告書. 2003
- 加賀美尤祥. 社会的養護の担い手の課題と展望～養育論形成の序に向けて. 社会福祉研究103号. 2008
- 厚生労働省社会保障審議会児童部会. 社会的養護専門委員会報告書. 2009
- 加賀美尤祥. 児童福祉施設における子ども家庭ソーシャルワーク. これからの子ども家庭ソーシャルワーカー. 藤岡孝志監修. ミネルヴァ書房. 2010
- 加賀美尤祥, 西澤哲. 施設保護を受けた子のトラウマ「我が国の社会的養護の現状と課題」. トラウマティック・ストレス第9巻第1号. 2011
- 加賀美尤祥. 心理職に求めるもの—児童養護施設から—, 社会的養護における生活臨床と心理臨床—多職種協働による支援と心理職の役割—, 増沢高, 青木紀久代編著. 福村出版. 2012
- 加賀美尤祥. 児童の社会的養護の現状と課題. 月刊福祉増刊号現代の社会福祉100の論点vol.2. 全国社会福祉協議会. 2012
- 加賀美尤祥. 青少年の社会的自立とメンタルヘルス～社会的養護と今日の子ども家庭をめぐる課題～. こころの健康シリーズ. 格差社会とメンタルヘルス. 公益財団法人日本精神衛生会. 2015
- 改正児童福祉法. 2016
- 厚生労働省新たな社会的養育のあり方に関する検討会報告書. 新しい社会的養育ビジョン. 2017
- 厚生労働省子ども家庭局. 平成30年7月6日子発0706第1号「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」
- 加賀美尤祥. 児童養護施設の現在～求められる新たな社会的養育の役割・機能～. そだちの科学. 日本評論社. 2018
- 平成30年6月15日閣議決定「経済財政運営と改革の基本方針2018」第2章.7.(5) 少子化対策、子ども・子育て支援(社会的養育骨太計画)

キーワード：「積木くずし」

1982年出版されたテレビタレント穂積隆信が娘の逸脱不適応行動、伴う非行問題にまつわる親子の葛藤を实話に基づき書き下ろした小説。副題「親と子の二百日戦争」。後にテレビドラマや映画化され一世風靡した。

I 総論—コミュニティの変容と社会的養護

児童福祉施設に 今、期待される役割とは

—地域の子育て家庭支援、その新たな展開に向けて



あそうしんや
麻生信也

社会福祉法人 光明会 児童養護施設 杉並学園 施設長

1. 子育て家庭の孤立化

「町会から出産祝いを差し上げているが、最近はどこかで出産があったかわかりづらい」。

これは、私が先日出席した地域の会合での話題である。私が勤める児童養護施設は閑静な住宅街にあり、これまで、周辺地域の方がうらやむほど町内活動が活発に行われていた。そのような地域でも、価値観の多様化や家族のありようの多様化、働き方の多様化などを背景に、つながりの希薄化が課題となっているようだ。

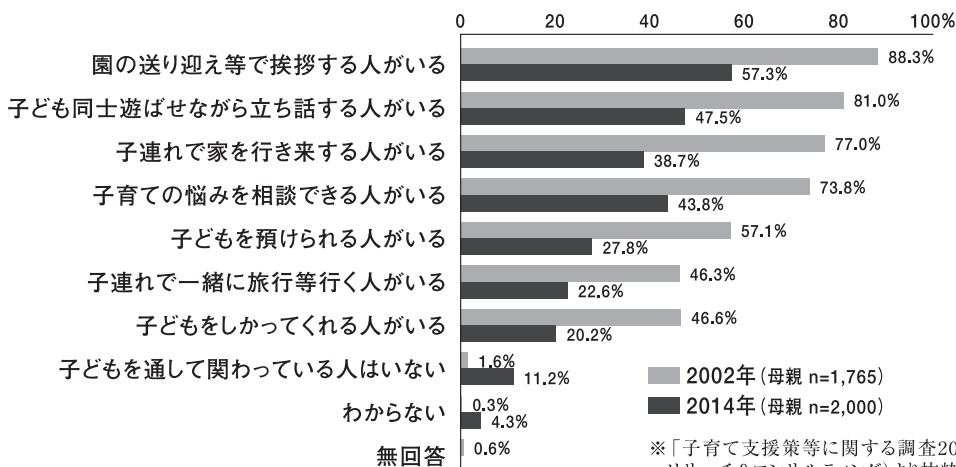
地域のつながりが希薄化していることを裏付ける調査結果が報告されている。未就学児を持つ父母を対象に、地域の中での付き合いや子育ての相談相手

などについてたずねたアンケート調査（「子育て支援策等に関する調査2014」の報告書概要）によると、〈地域の中での子どもを通じた付き合い〉について（図表1）、「子どもを通して関わっている人はいない」と回答した母親の割合は、2002年には1.6%だったのが2014年には11.2%に増えている。

次に、「子育ての悩みを相談できる人がいる」と回答した母親の割合は、2002年には73.8%だったが、2014年には43.8%と大きく減っている。これらの回答以外でも同様に、付き合いが希薄化していることを裏付ける結果となっている。

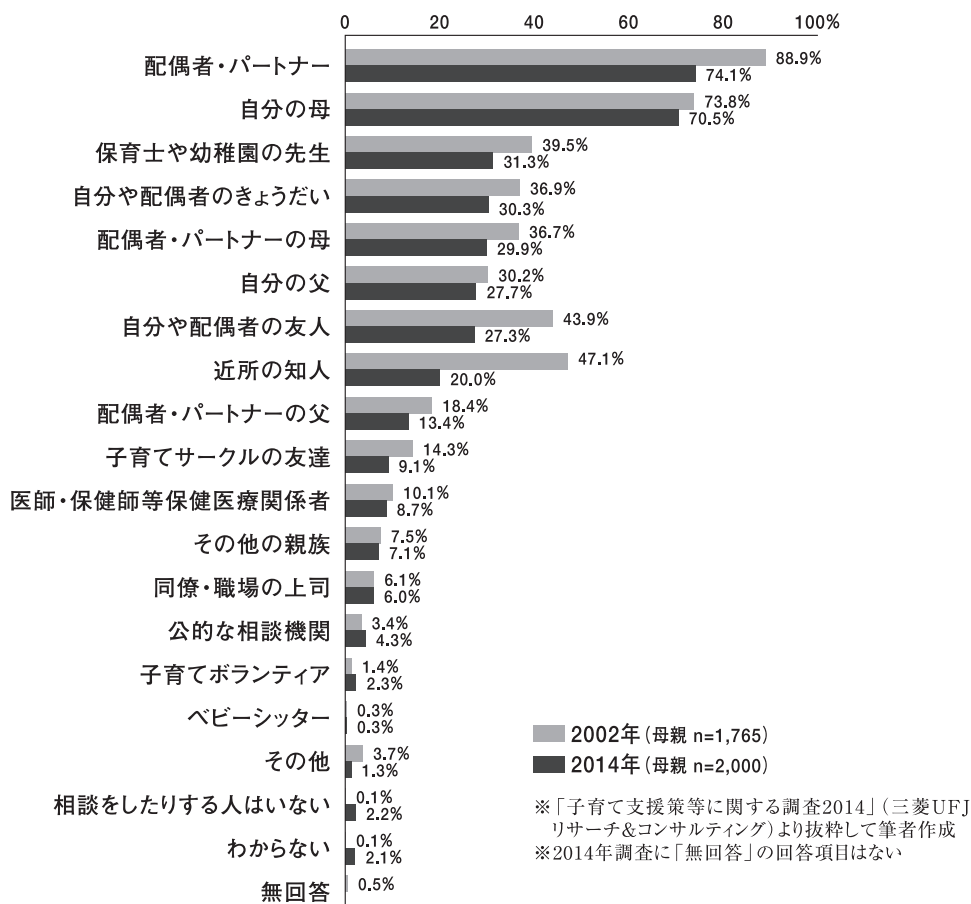
また、〈子育てについての相談相手〉を問う質問（図表2）に対して、「近所の知人」と答えた母親の

〈図表1〉地域の中での子どもを通じた付き合い（複数回答）



※「子育て支援策等に関する調査2014」（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）より抜粋して筆者作成
※2014年調査に「無回答」の回答項目はない

〈図表2〉子育てについての相談相手（複数回答）



割合は、2002年には47.1%だったのが2014年には20.0%となり、「自分や配偶者の友人」と答えた母親は2002年には43.9%だったのが、2014年には27.3%となっている。きょうだいや親などを選択した母親の割合も軒並み減っている。さらに、全体からすると少ない割合ではあるが、「相談をしたりする人はいない」と回答した母親は2002年の0.1%から2.2%に増えている。

このように、地域のつながりの希薄化は、子育て家庭の孤立化と言える状況を生み出している。そうした中でも、子育ての相談相手に「子育てボランティア」と「公的な相談機関」を選んだ母親が若干増えている。子育て支援に関するサービスメニューが増えたこと、子育て家庭にそうした情報を届ける取り組みが行われたことの表れ、またはその兆候と理

解することもできるのではないだろうか。

かつては、「ある」ことや「いる」ことが当たり前だった地域の中での付き合いや近所の相談相手が当たり前ではなくなってきた。こうした変化が、家族のあり方や働き方など暮らしに関わる様々な価値観の多様化を背景に起こっているとすれば、今後もこの変化は進行するであろうことが予想される。そして、孤立感を感じながら子育てする母親がますます増えることが懸念される。

2. つながりの中核としての社会的養護施設

私たちは、社会的養護施設にやって来る子どもとその家族は、社会や地域、ときに親族からの孤立を背景に、虐待などの不適切な養育に至ることが多いことを知っている。私たちは、虐待による心身のダ

メージを回復させることがいかに険阻な道のみであるかを知っている。だからこそ社会的養護施設には、子育て家庭の孤立化を防ぎ、地域の中につながりを作るという役割があるのではないだろうか。

子育て家庭の孤立化が進む中で、社会的養護施設は、入所児童の養育やその家族への支援にとどまることなく、地域の子育て家庭や子どもたちへとその支援対象を拡大し、孤立化によるリスクの軽減とともに、孤立化そのものの解消に貢献することが求められている。社会的養護施設が地域の社会資源として、地域住民にその有益性を広く認めてもらうためにも、こうした取り組みが必要になっている。

すでに比較的広く知られている取り組みは児童家庭支援センターやショートステイ・トワイライトステイなどである。また、新しい取り組みでは、国や地方自治体が進める、子どもの「居場所づくり」に関わる施策を受けての子ども食堂や学習支援、さらには、届ける支援(アウトリーチ)としての家庭訪問型子育て支援などに取り組んでいる社会的養護施設もある。

児童家庭支援センター(以下児家セン)は、これまでに社会的養護施設が蓄積してきた子育てに関するさまざまな知見を地域に還元することなどを通して、社会的養護施設と地域とをつなぐ役割を果たしている。

児家センが提供する支援の対象は、ポピュレーションアプローチからハイリスクアプローチまで幅広い。地域で暮らす子育て家庭のそれぞれのニーズに向き合い支援することで、支援者と当事者はつながる。そのつながりの連続によって新たなニーズを発見することもあり、それは多機関連携といった新しい支援の形を生んでいる。母子保健とのつながりや、施設を退所して地域での暮らしを始めた子どもや若者とその家族とのつながりなどによって切れ目のない支援となる。こうしたつながりの中核として、児家センには大きな期待を寄せている。

ショートステイ・トワイライトステイは、保護者が病気にかかってしまったときや仕事の都合、あるいは育児疲れなどで子どもを一時的に預けたい場合などに、地域や親族の支援を得にくい家庭が広く利用している。図表1では、「子どもを預けられる人がいる」と回答した人の割合は、2002年の57.1%から、2014年には27.8%に大幅に減っており、ニーズの高まりがうかがえる。育児疲れを理由に利用する人にはリピーターが多く、支援者とのつながりに安心や癒しを求めている場合もある。こうしたショートステイの利用調整等を通して、児家センは行政とのつながりを持つことになる。そして、虐待予防や親子関係の再構築への支援、里親支援、特定妊婦への支援など、地域や行政とのつながりを基盤とした支援が展開され、その広がりにはますます期待が高まっている。

子どもの貧困問題への対応として、国や地方公共団体による子どもの「居場所づくり」への様々な施策がある。これらを活用して、子ども食堂や学習支援を提供する施設があるほか、親子広場や訪問型子育て支援が継続的に実施され、地域の子育て家庭にとって、つながりを作る貴重な社会資源となるところもある。ある児童養護施設が実施している親子広場では、親子関係や親同士の関係を育むことや、子育ての不安軽減を目的とし、1年間で延べ140家庭(平成28年度実績)が参加したと報告されている。活動後には母同士、母と支援者との会話が弾むそうだ。家庭訪問型子育て支援(ホームスタート)は、孤独感や孤立感を抱いている子育て中の母親に対して、安心感と子育ての楽しさを提供することを目指している。

われわれは、課題やリスクを抱えた人たちの中に、支援につながりづらい人がいることを経験的に知っている。支援に関する情報が届かない人や届いた情報を活用することができない人などである。そうした人たちに支援を届けるには、家庭訪問型などのア

ウトリーチでの支援が求められる。そして、近所付き合いや友人との付き合いの中で子育てをすることができていた頃のように、つながり続け、寄り添うことが必要だ。そのつながりは、時には当事者同士のつながりであり、時には支援者と当事者のつながりである。課題やリスクに対応した後も、何かあれば相談したり、頼ったりとつながりを実感できるような関係性を継続していくことが必要だろう。

このように、社会的養護施設には、子育て支援においてソーシャルワーク機能を発揮して、子育て家庭が抱える課題やリスクを解消したり、軽減したりすることはもちろんのこと、支援者と当事者、当事者同士といった多様なつながりを作り、その中核を担うという役割が期待されている。社会的養護施設が展開しているさまざまな地域支援のメニューは、つながりを作ることそのものを支援の目的の一つとしなければならないだろう。不安を抱きながら、つながりを届ける支援を待っている子育て家庭は多いのではないだろうか。

3. 新しいつながり

社会的養護施設を巣立った退所者は地域での生活を始める。頼れる家族を持たず、新しい生活環境の中で戸惑い、不安を募らせる退所者も多い。そうした中で、彼らは同じ経験をした仲間とのつながりを大切にし、支え合って、困難状況を乗り越えようとしている。そして、その後の人生でも当事者同士のつながりを大切にしている。そんな彼らのつながりを演出しているのはSNS(Social Network Service)であることが多い。職場の人間関係に悩んでいるらしいとか、家族との関係がうまくいっていないらしいなど、SNSでのつながりを通して共有された話題が支援者である社会的養護施設に届くといったことも経験している。

SNSを通じたつながりは、地域でのつながりに比べ、次のような特徴があると考えられる。一つ目は、

SNSは、つながりたい人やグループと、つながりたいときにつながることができる。つながりたい人(たとえば同じ経験をした人など)を容易に探すこともできる。また、つながる目的などに合わせてつながる人やグループを変化させることも比較的容易にできる。次に、物理的な距離を超えて、地域を越えたつながりを作ることができる。地方で近くに子育て家庭がない場合などには便利だ。一方で、SNSを通して支援を必要としていることがわかっていても、支援につなげることが難しいケースがあるとも聞く。こうした課題には、多彩なサービスメニューを準備するとともに、支援者のつながり(ネットワーク化)が今以上に進むことが必要なのではないだろうか。そうすることによって、ワンストップサービスの実現など、支援を必要としている当事者が、容易に支援にアクセスできるようになるのではないだろうか。

リスクや課題を抱えながらもSNSでのつながりに共感や解決の糸口をみつけないとする当事者。ネットワークがそのつながりの強さや質をより強固でより高品質なものとするすることで、当事者からの発信が弱々しいものであったとしても、それをキャッチし、必要な支援につなげることができる考える。社会的養護施設には扇の要としての役割が期待される。

4. 多様なつながりをつくるために

社会的養護施設が、子育て支援や虐待予防等を実践するソーシャルワーク機関として、新たなつながりを作るためには、それを担う人材の育成が不可欠である。

社会的養護施設における人材育成は、外部研修への参加や資格取得といった外部での学びと、スーパーバイズやケースカンファレンスを中心としたOJT(On-The-Job Training)を縦軸、仲間による支え合いを横軸とした内部での学びの二つに整理することができるのではないだろうか。地域支援を提供し

ながらも、つながりの中核を担うという新たな役割を担うことを考えるとき、それを担う人材の育成にはどのような課題があるのだろうか。

外部研修への参加や資格取得といった外部での学びでは、都道府県や地域ブロック単位での活動、NPOや大学などの他機関との連携も必要になってくるだろう。外部研修では、施設内で質の高いOJTが展開されることを目指して、スーパーバイザーやケースカンファレンスのファシリテーターの養成など、施設現場のニーズに合ったテーマ設定で研修会を開催すること等が求められる。また内部では、人材育成を施設の風土とし、職員同士の支え合いが機能するような施設運営が期待される。社会的養護施設では、入所児童とその家族への支援に困難を極めているが、わずかな手がかりをヒントにより良い支援を求めて試行錯誤が展開されている。多くの子どもとその家族との出会いは、支援の多様性や支援の厚みといったものを教えてくれた。その中で求める人材を明らかにし、育成のプロセスを作ってきた。同じように、ソーシャルワーク機能を発揮して、さまざまな子育て家庭と出会うことで、支援においてさまざまな困難があることに気付かされるだろう。ニーズを発見し、必要な支援につなげる、そして寄り添い続けるからこそ新たなニーズが見えてくる…といった繰り返しの中に、地域でのつながりの中核を担う人を育成するための新たな課題が見えてくるのではないだろうか。

このように、主に児童の養育を担っていた職員が、地域のつながりの中核としての役割を担ってソーシャルワーク機能を発揮できるようになるということは、施設職員のキャリアアップのプロセスと重なるだろう。

社会的養護施設の人材育成やキャリアアップの仕組みはまだまだ不十分である。新しい役割を担う人の育成となればなおさらである。職場で働き始めてから、何を、どこで、誰から、どのように学ぶのか

についての仕組み作りが必要だろう。働きながら学ぶ、学びながら働く、働いてから学ぶ…など、職場の状況やキャリアに合わせて柔軟な仕組みが求められている。「たまたま育った人が新しい役割を担う」ということではなく、「新しい役割を担うために計画的に人材を育てる」ことができるための環境整備を急ぎたい。“学び方改革”とでも言うべき新しい取り組みがなければならないのではないか。

参考文献

- 宮島 清(2016年)「地域福祉と児童養護施設—かけがえないつながり—」季刊児童養護、pp.6-7
- 研究代表者 増沢 高、共同研究者 山喜高秀、白井祐浩、ジョンテヒ、砂山真喜子(2016)『社会的養護(児童福祉施設)における人材育成に係る要件に関する研究』報告書、公益財団法人 資生堂社会福祉事業財団
- 山崎史郎(2017年)「人口減少と社会保障」中央公論新社
- 松原康雄(2016年)「児童福祉法と社会的養護の課題」季刊児童養護、pp.2-3
- 全国児童養護施設協議会・研修部 児童養護施設職員の研修体系構築に向けた検討委員会(太田一平、加藤秀郷、大野洋、則武直美、鈴木重良、増沢 高、砂山真喜子)(2015)「児童養護施設の研修体系～人材育成のための指針～」児童養護施設職員の研修体系構築に向けた検討委員会報告書、社会福祉法人全国社会福祉協議会全国児童養護施設協議会
- 福島一雄(2016年)「児童虐待防止の切り札はあるか—危機介入を意図した実践レポート—」児童心理 2016年12月号臨時増刊号、pp.81-88

キーワード：児童家庭支援センター

1997(平成9)年の児童福祉法改正によって新たに制度化された児童家庭福祉に関する地域相談機関。多くの児童家庭支援センターでは、児童虐待の発生予防や親子関係の再構築支援、心のダメージの回復を目指した専門的なケアを実施している。社会的養護機関と地域をつなぐソーシャルワーク拠点として地域のニーズに合わせて多彩な地域支援事業を展開している。

2016(平成28)年の児童福祉法の改正では、児童虐待の発生予防における市町村の役割と責務が明確化された。児童家庭支援センターは、これまで培ってきた行政とのつながりをさらに充実させながら、フォスティング機関事業や住宅支援、アフターケアなど、つながりを大切にした地域支援の新たな展開を担う社会的資源として、その機能を発揮することが期待されている。

II 広がる社会的養護の役割

『ひだまり』から広がる エン 縁^{エン}パワメントネットワーク —地域ぐるみで子どもを育む仕組みづくり



よしむらとしゆき
吉村敏幸

母子生活支援施設 東さくら園 地域家庭相談員

1. はじめに

母子生活支援施設は、児童福祉法第38条に基づき定められた児童福祉施設である。平成23年7月にとりまとめられた「社会的養護の課題と将来像」において、改めて社会的養護を担う施設として位置づけられ、すべての施設において、人権擁護を基盤とした、母親に対する支援、子どもに対する支援、アフターケア、地域支援などの充実が必要であると明記された。

東さくら園（以下、当施設）においても、DV被害や子どもの虐待を入所理由とする入所者が半数以上を占めている。母と子の抱える課題は複雑で深刻になってきており、母と子に心身の不安定等が一定程度みられる。また、入所期間は3年未満と短縮傾向にあり、7割の家庭が施設近郊に退所する状況がみられる。

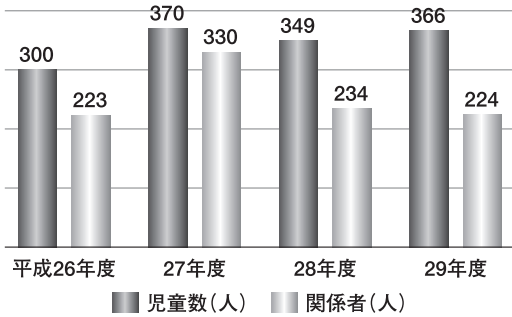
母親によっては、子どもと向き合うことや学習にまで手が回る余裕がなく、退所後に子どもが孤立や孤独、不安になり不登校や引きこもりになる場合もみられる。子どものライフサイクルを見据えての継続したアフターケアは、子どもの将来に影響を及ぼすほど極めて重要な支援である。インケアからアフターケアを見越した支援、また、事後対応型ではなく地域を基盤とした予防型アフターケアの仕組みづくりをインケア中から意識していか形成するかが当施設においても重要である。

2. 地域協働のカタチ『ひだまり』の創出

アフターケアを進めるに当たって、最も多いケースは、退所児童の来園や電話を契機としたものである。退所しても当施設は子どもたちの“第2の家”になっており、彼らには遊びだけではなく、「宿題わからんから教えて」と学習支援を継続する要望が高く、母親からも同じ要望が寄せられていた。そのような現状から学習支援と居場所づくりの必要性があること、また、子どもの学習支援という個別支援から家族支援につなげていくことで子どもの将来が守られると考え、地域の民生委員・主任児童委員に相談した。あえて施設内ではなく、地域の公民館を借りて学習支援をしたいことを重ねて伝えると、民生・主任児童委員から、「地域の子どもは、地域で育てんのは当たり前」「無理なく続けていく、をモットーにやって行こう」と受け入れていただき、平成26年4月から、退所児童を対象に無料学習塾『ひだまり』を公民館で、毎週土曜日の週1回、午後から開催する運びとなった。

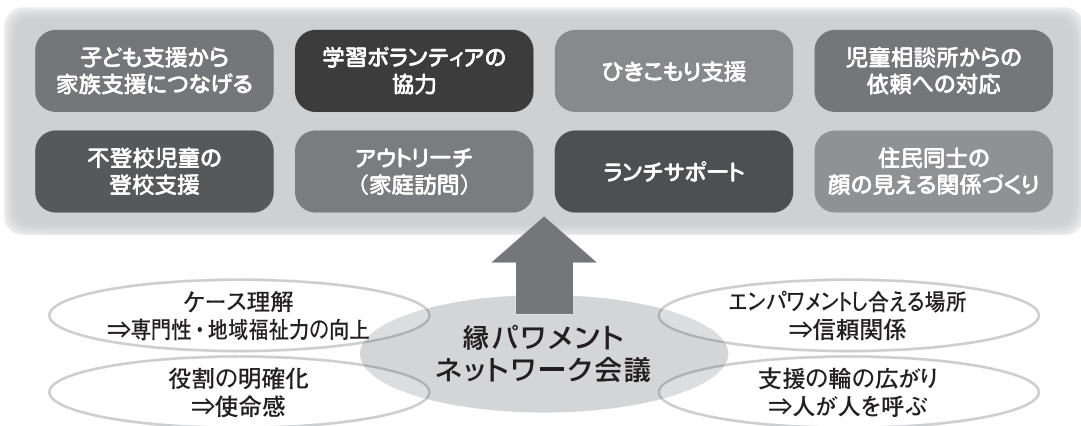
図1は、『ひだまり』開始当初から4年間の延べ参加者の推移を表したものである。平成26年度の開始3ヵ月は、勉強に興味のない児童、進学を様々な家庭の事情により既にあきらめている児童、不登校や引きこもり児童など社会的養護が必要とされる児童を中心にアウトリーチ（家庭訪問）を行った。徐々に継続通室する児童が増えていき、4年が経過

〈図1〉『ひだまり』への参加児童数・関係者の推移
(延べ)



緑パワメントネットワーク会議のようす

〈図2〉 緑パワメントネットワーク会議をきっかけに動いた支援



した今では、学習の積み重ねが自信につながり中には志望高校を決め目標に向け意欲的に勉強する児童も多くみられるようになってきた。また、退所児童が地域の友人を連れて来たり、子ども相談センターからの依頼で不登校児童が参加するなど、地域の中で埋もれがちな困難家庭や地域ひとり親家庭児童の利用もみられてくる。現在は、年間延べ350人以上の児童の参加がある。貧困の連鎖を断ち切るには継続的な進級・進学支援が欠かせない。大阪市では養育者の所得が所得制限限度額未満の中学生を対象に塾代助成制度が設けられているが、この制度につなげるなど子どもが家庭の事情に左右されず希望ある進路選択をしていけるようにいかに個別学習支援体制をとっていかかも課題となってくる。

当施設や『ひだまり』を開催している公民館は東成区に立地しているが、当区は木造家屋が密集し、

細街路が錯綜する地区が多く、昔ながらの下町のぬくもりが色濃く残っている。高齢者支援による地域の住民同士のたすけあいも活発で、『ひだまり』での子ども支援をお願いすると民生・主任児童委員を中心に非常に温かく子どもたちを受け入れてくれ、社会的養護が必要な子どもたちが育つのに適したまちともいえる。それはデータにも表れている(図1)。毎年述べ200人を越える関係者が『ひだまり』を見守ってくれるのも特徴的であり、多世代との顔の見える関係は子どもの情緒面の安定につながっている。

3. 緑パワメントネットワーク会議から広がる多彩な支援

『ひだまり』の心臓部になるのが、2ヵ月に1回開催する「緑パワメントネットワーク会議」というケ

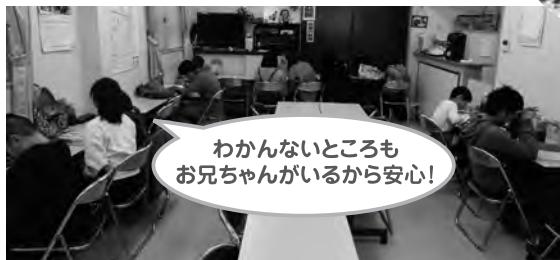
無料学習塾『ひだまり』のようす

『らんちたいむ』

子どもたちの
リクエストNo.1メニューは
“煮込みハンバーグ”

いただきまーす!

そして、『勉強タイム』



わかんないところも
お兄ちゃんがいるから安心!



メリークリスマス!

子どもも大人も
全員集合!
『クリスマス大会』



子どもはよく食べるのよ、
と準備に大忙しの民生
委員の方々



勉強の合間に
リラックス

みんなが
自然とつながる
『交流タイム』



つながれ!
肩もみ列車

ース会議である。参加者は、当初は当施設職員、地域の民生・主任児童委員が中心だったが、今では、区役所、区社会福祉協議会、NPO法人まちづくりセンター等の関係者、地元小学校職員等の参加がある。会議では、地域を基盤としたチームアプローチが話し合われる(図2)。子ども一人ひとりの現況を共有し、その状況から学校や家庭にアクションは必要か、必要と判断した場合はそれぞれの立場からできることを出し合い役割分担を決めている。

以下は、会議をきっかけに動いた支援事例の一部である。

《ランチサポート誕生》

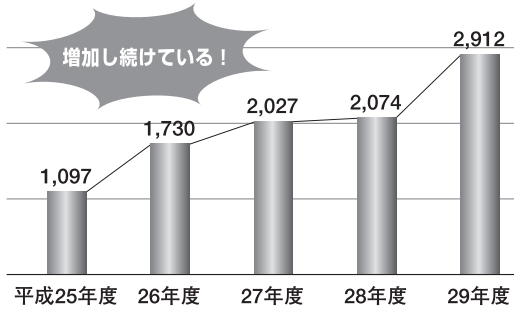
毎日の食事がままならない子どもや生活リズムの乱れから孤食や欠食が当たり前のようになってきている子どもを、ある主任児童委員が目当てにし、そんな子どもたちの声なき声を会議で代弁。その結果、月1回の昼食会(『らんちたいむ』)と毎回の手作りおやつ提供が決まる。昼食会の食事は子どもたちのリクエスト

に応じ、主に民生委員の方々にご用意いただくが、そこへ子どもたちはもちろん、子どもたちの身近なロールモデルとなり学習をしっかりサポートしてくれる大学生(アルバイトやボランティアスタッフ)も一緒に手伝いに加わり、その後、多世代が集うにぎやかな食事タイムとなる。そんな団欒を経験したことのない子どもたちにとって、楽しい時間の共有と、自然と紡がれる互いの信頼関係は、子どもたちの課題に向き合う意欲へと確実に繋がっている。今では『らんちたいむ』は、子ども食堂的役割を果たしている。

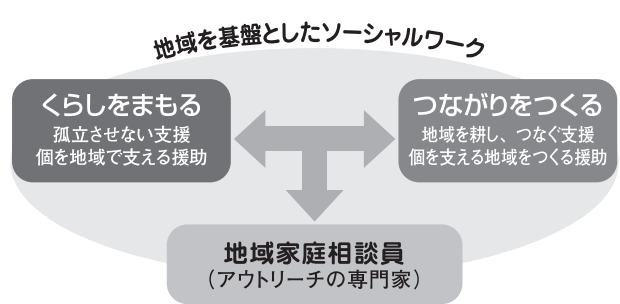
《協働による不登校児童の登校支援》

退学後『ひだまり』には通室するも、母の精神的不調から生活リズムが乱れ不登校になったある兄弟。『ひだまり』で主任児童委員が兄弟と親しくなったことをきっかけに、当施設と主任児童委員の協働による登校支援が始まった。

〈図3〉 東さくら園におけるアフターケア件数の推移



〈図4〉 母子生活支援施設としての新たな機能



まず、小学校とも情報を共有。次に当施設で母と主任児童委員との面談を実施してゆるやかなつながりを醸成。その結果、日替わりでの家庭訪問へとつながり、その数ヵ月後には子ども自ら登校できるようになる。さらに、母の抱えている課題にも向き合って支援し、今では、当初諦めかけていた兄弟の高校進学の道にもつながっている。まさに、協働による貧困の連鎖を断ち切るケースである。

印象的だったのがある民生委員の言葉。子どもに置かれる不遇な家庭環境を聞き、「こんな親あかんで」とはじめは話されていたが、精神的不調から朝がなかなか起きられない母親、それでもパン一つでも子どもの朝食を前日に用意しようとしている状況を他の民生委員から聞き、「みんなでなんとか支えていかれへんやろか」と言葉が変化。

会議当初と現在を比べると、会議の回数を重ねるたびに、子どもたちは決してかわいそうではなく、子どもの持つ主体的な力を引き出すエンパワメント・ストレンクス視点を捉えた発言が増えてきた。その視点が、子どもを見守り育む予防的支援に着実につながっている。

4. 母子生活支援施設の新たな役割

図3は、当施設のアフターケア件数の推移である。平成25年度と平成29年度を比較すると3倍近くの

件数の増加が見られる。ちょうど『ひだまり』を開始した平成26年度から増加している。理由としては、アフターケアにおいて事後対応型アプローチから、予防型アプローチにシフトチェンジしたことが挙げられる。予防型アプローチをするには施設だけで行うには限界があったが、地域団体や社会資源と連携することで幅広い支援につながっていった。

そこで意識したのが図4にある2つの機能である。

まず1つ目の機能が、専門性を活かした“くらしをまもる”ためのアウトリーチである。ただ、やみくもにアウトリーチするのではなく、継続して支援が必要な家庭を洗い出しランク付けをした。その上で当該家庭の自立支援計画を作成し、計画に沿ってアウトリーチを行った。支援する側が施設で待つだけでは必要な人に必要な支援は届かず、事後対応だけでは根本的な問題解決には至らない。見えないSOSに気づき必要な制度やコミュニティにつなげることが孤立させない支援、“くらしをまもる”支援につながる。

2つ目の機能が、地域に“つながりをつくる”ためのアウトリーチである。支援が必要な人を見つけなくても、受け皿がなければ支援は広がらず点は面にならないが、それぞれのニーズに応じた受け皿があれば互いのエンパワメントが生まれ、地域住民同士の交流につながる。『ひだまり』をつくったのもつながりをつくるためである。

上記、2つの機能を果たすには、地域を基盤としたソーシャルワークの視点が欠かせない。その機能を果たす上で気づいたことがある。それは、出向いていかないと会えない支援を必要としている人がいるということと、支援したいがどうして支援すればいいかわからない地域の個人・団体等が存在するという事。その両方に出向いていくことで新たなコミュニティが創発される。それを可能にするのが専門的スキルである。母子生活支援施設には支援困難事例への専門的援助ができるソーシャルスキルがある。アウトリーチし親子一緒に支援ができる。ポジティブリスクマネジメントの考えをベースに、地域の中で施設が持つ機能を発揮することで、地域に根ざした社会的養護施設になり、さらには地域ひとり親家庭の拠点としての役割が、これからの母子生活支援施設の使命であると考えられる。

5. おわりに

当施設ではアフターケア事例の一つひとつをデータ化して分析、次の支援に活かすための資源として蓄積し、同時に発信も行ってきた。その結果、大阪市の退所児童支援ネットワーク事業の立ち上げとなって実を結び、平成28年度よりアフターケアの予算拡充が現実化した。しかし、切れ目のない支援を展開するためにはまだまだ十分な人員配置等には至っていない。しっかりエビデンス・ベースト・プラクティスを示し、ソーシャルアクションを起こして行く必要がある。

最後に、つながりをもたない自立はただの孤立だと私は思っている。貧困がもたらすさまざまな不利益は、子どもたちからそのつながりさえも奪っていく。そのつながりをつなぎ止めるには、地域を基盤としたソーシャルワークを実践するしかない。その実践によって、子どもたちに『ひだまり』を中心とした学習の機会が、そして多様な大人モデルと出会う機会やさまざまな社会体験の機会が保障され、や

がては子どもたちに目の前の課題に取り組む意欲が芽生えてくる、と信じている。

出会うとは、出て行って会うこと。アウトリーチの専門家として地域の中に子どもを育む仕組みづくりを『ひだまり』を軸に今後もさらに展開していきたい。

参考文献

- 岩間伸之・原田正樹(2012年)「地域福祉援助をつかむ」有斐閣
- 山辺朗子(2011年)「ジェネラリスト・ソーシャルワークの基盤と展開」ミネルヴァ書房
- 新崎国広(2014年)「なぎさの福祉コミュニティを拓く」大学教育出版
- 児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会及び社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会(2011年)「社会的養護と将来像」
- 全国社会福祉協議会ビジョン策定特別委員会(2015年)「私たちのめざす母子生活支援施設ビジョン報告書」
- 新たな社会的養育の在り方に関する検討会(2017年)「新しい社会的養育ビジョン」

キーワード：地域を基盤としたソーシャルワーク

家庭環境に不安定さを抱える子どもの中には、身近にそのあやうさともろさに気づいてくれる存在が少ない場合が多い。施設の専門性を活かしつつアウトリーチを行い、子どもの見えないSOSに気づき必要に応じて地域につなげていく—。私たちが『ひだまり』を中心に地域の中でソーシャルワークを展開することで、地域住民と協働しながら家庭を丸ごと見守る体制が継続して取れ、それが地域ぐるみで子どもを育む仕組みづくりへとつながっている。

II 広がる社会的養護の役割

地域のお母さんと子どもたち、 集まれ！

—『ピヨピヨ教室』から始まった地域支援



社会福祉法人 積慶園 乳児院 積慶園 主任 やぶしたさとみ
藪下 聡美

はじめに

せんせい おはよう♪ みなさん おはよう♪
おはなも にこにこ わらっています♪
おはよう♪ おはよう♪
⋮

(『朝のうた』増子とし作詞・本田鉄磨作曲[※])

元気に歌う子どもとお母さんの笑顔が、今日もホールに響いている。

前に立つ職員の顔もキラキラ輝いている。

私がこの施設で働きたい！と思った魅力の一つである。

乳児院 積慶園が26年前から実施している地域交流事業『ピヨピヨ教室』は、「地域の方々と共に遊び育ち合う」ことを目的に開室された。

子どもたちの生活の場である児童福祉施設が、地域の子育て支援の一端を担うこととなったその経緯や意義について実践を含めて振り返り、社会的養護が持つ役割を改めて考えてみたい。

○社会福祉法人 積慶園

児童養護施設 積慶園(以下、本園)は、昭和20年、戦災孤児の入所を目的として開設し、激しい時代の移り変わりの中で多くの苦難を乗り越えながら、目の前の子どもたちと共に歩んできた。「衣・食・住」を提供し、いのちを守り養育することが全てであっ



乳児院 積慶園

た。そんな時代から時は移り、核家族化や離婚等による家庭機能の低下、また、児童非行や家庭内暴力の増加、不登校など、子どもを取り巻く環境は著しく劣化していった。昭和45年ごろ、創設者の宿願であった乳児院新設の件が理事会にて議題として取り上げられた。当時は子捨てやロッカー嬰兒殺しなど新聞紙上をにぎわす事件が相次いでいた。罪なき乳児の養育を一日でも早くと願い、昭和48年4月1日に乳児院 積慶園(以下、本院)は開設された。

その後も本園の入所児童の背景は複雑多様化し、子どもたちの心を深く理解し、育つ環境を正しく捉え直す必要に迫られた。そのため昭和59年には、大舎式集団生活から小グループによる家庭的処遇と集団による教育・治療的活動が相互作用をもたらすようユニット型の養育空間へと改築を行った。保護者がいる、いないといった家族構造の課題よりも、家庭における子どもの養育機能の脆弱化を背景としてその機能をどう代替して家族を支援・補完するの

ピヨピヨ教室 プログラム	
保育内容 (設定保育)	保育内容 (おしゃべり広場)
10:00 登園 自由遊び	10:00 登園 自由遊び
10:20 読み聞かせ	ホール及び園庭開放
10:30 ご挨拶 手遊び歌	
10:40 保育実践 製作・リトミック・行事・誕生日会	10:50 お片付け 手洗い
11:10 おやつ	11:00 ご挨拶 手遊び歌
11:20 さようならのご挨拶	11:10 おやつ
11:30 終了 解散	11:20 さようならのご挨拶
	11:30 終了 解散



子どもたち大好き!
職員手作りのおやつ

か、そして虐待など不適切な養育へどう対応していくのか、は今日まで久しく児童福祉現場の克服すべき課題となっている。そのような状況の中、いち早くユニット型へ移行したのは、本園が子どもとの個別的なかかわりに着目し、子どもたちには何が必要なのか、しっかり見据えてきた結果と言える。

本院においても入所児童の背景は年々変化し、女性の社会進出、核家族化、出生児の減少など、子どもと家庭をめぐる環境変化の中で、次代を担う子どもをいかに健やかに育てあげるのか、親子のふれあいをどう進めていくのか、多様化する保育ニーズにどう応え地域ぐるみの子育てをどう支えるのかなど、様々な問題解決のために、本院もその糸口的一端を担ってきたと自負している。それが、人形劇『ポテト劇場』や母と子のふれあい保育『ピヨピヨ教室』、『子育てサロン ポッポ』であり、地域の子育て支援に大きく貢献してきたと言える。

○地域の子育て支援の拠点『ピヨピヨ教室』

平成4年4月、核家族化などで子育ての経験や知識が不足し、相談相手や具体的な情報を求める母親のニーズに、子ども養育の専門機関として応えていきたいという思いから、『ピヨピヨ教室』は立ち上がった。初年度の登録数は40組。当初より大々的な広報啓発は行わず、施設の掲示板にポスター掲示するだけであったが、利用者の口コミが地域に広まり、現在では100組以上の登録がある事業へと発展



『ピヨピヨ教室』での
運動会やクリスマス会のようす

している。

毎週木曜日、10時の開門と同時に近所のお母さんと子どもがベビーカーと共に集まってくる。

併設している児童養護施設のホールに準備された大型ブロックや絵本などが、自然に子どもたちを遊ばせに誘う。集まったお母さん同士も年度初めは互いによそよそしかったのが、いつの間にかおしゃべりに花を咲かせるほど交流を深めていかれるのが、毎年の光景である。

『ピヨピヨ教室』は、核家族化が進み、気軽に子育ての相談ができたり悩みを分かち合える存在が身近にいないことから、お母さん同士の交流の場として利用されてきたが、併せて保育園や幼稚園に通う

まで子どもが集団での活動になじむことができるようプレ保育の場としての役割も果たしてきた。なお、毎回『ピヨピヨ教室』にて無料で提供されるおやつは、すべて本院にて手作りされており、その愛情こもった栄養価の高いおやつもこの教室の魅力の一つとなっている。

○第2の地域子育て支援『子育てサロン ポッポ』



みんなで食べるとおいしいネ！ お料理講習会のような

平成12年に児童虐待防止法が制定され、児童虐待の定義がなされるとともに国民にも児童虐待を発見した時の通告義務が明記されたが、その背景には、家族や地域の養育力の低下、地域とのつながり力の希薄化が子育てしにくい社会となっていることが挙げられた。その後も児童虐待による悲惨な事件が相次ぎ、平成16年児童虐待防止法及び児童福祉法の改正が行われた。本院にも、虐待の影響を受けた児童の入所が増えたことから、地域の子育て支援を担う者の役割として、児童虐待予防の観点からも支援が必要と考え、同年6月、第2の地域子育て支援事業『子育てサロン ポッポ』を開室するに至った。

『子育てサロン ポッポ』は、前述の『ピヨピヨ教室』よりも少人数の登録制(10名~15名)とし、設定保育を行わない中で、よりゆったりと母子がかかわる時間を職員が寄り添いながら持つことで、子育ての不安や悩みを語れる場を保障していくことを目的とした。

開室前に、保健センターにもその趣旨を説明し、子育てに不安や困難を抱える母子へのアプローチを

依頼。当初は5名からのスタートであったが、こちらも毎年20名近くの登録がある事業へと定着した。毎週火曜日に実施、乳児院の保育士だけでなく、看護師や栄養士など専門職の職員が個別の相談に応じるなど、より施設の専門性を生かした地域事業へと発展した。

○第3の地域子育て支援

つどいの広場『バンブーホーム』



児童養護施設の1室と園庭を開放

これまで、本院は社会のニーズや地域のニーズに合わせて、施設が持つ強みを生かした独自のスタイルで地域子育て支援にあたってきたが、平成28年、京都市より「つどいの広場(京都市子育て支援活動いきいきセンター)事業」としてそのノウハウを生かしてほしいと事業委託の依頼があった。その依頼を受け、急きょ平成27年12月、『子育てサロン ポッポ』を発展的解消とし、平成28年1月よりつどいの広場『バンブーホーム』を開室することとなった。

本法人は、すでに他地域にてつどいの広場『ほっこりスペース』を平成17年4月より開室しており、つどいの広場としては2か所目となった。

昨今、このような子育て支援の場は年々増えてきており、子育て情報誌やインターネットによる子育て情報はあふれかえっている。知りたい情報は、すぐに検索すれば手に入れることができるようになった今でも、『ピヨピヨ教室』の登録数は大きく減少

することはなく、『バンブーホーム』にも毎日多くの母子が訪れている。このことから、人はつながりを求めていることがわかる。困ったとき、不安になったときに、こうすればいいという手段や解決法だけでなく、その気持ちを聴いてもらえた、わかってくれた、「頑張っているね」と認めてもらえた、そんな体験がお母さんの心をほぐし、また子育てに向き合えるエネルギーがわいてくる、そんな場を求めているということを実感する。

複合的な課題を抱える家族背景ゆえに、ネグレクトや児童虐待で分離が余儀なくされた家族の再統合支援を担う乳児院だからこそ、気付く子育て支援の視点があり、それらが有機的に生かされる地域の仕組みを作っていきたいと考えている。

〇更なる地域の子育て支援の広がり

〈社会的養育〉を豊かに

戦後の社会的養護下の子どもたちの養育を一手に引き受け担ってきた、日本の乳児院や児童養護施設も、現在は小規模化がすすめられ、地域とともに共存する地域分散化が進んできている。本院も、地域に根差し生かし生かされる施設運営の在り方を模索しながら、地域の子育て支援事業や児童館運営に携わってきている。また、ボランティア活動を通して、職員の手作りによる大型紙芝居公演や人形劇公演を実施するなど、施設で生活する子どもたちが、どのような大人たちとどのように生活しているのか、理解してもらうための活動も大切に行ってきた。地域の保育園や児童館、地藏盆(8月23・24日に行われる京都の行事)などでの公演活動は、平成元年から30年間続けてきており、このような地域とのつながりが、施設の子どもたちの生活を支えてくださる力へとつながっていると感じている。

そのような中で、施設で生活する子どもたちのみならず、社会的養護下の子どもたちの暮らしの場が豊かになることは、私たちの最たる望みでもある。



職員手作りによる人形劇公演

その願いから、本法人では平成23年10月より、京都市の「里親委託推進・支援等事業」の委託を受け、里親サポートセンター「青い鳥」を開設した。地域で暮らす一般の家庭と同じように、家族として社会的養護を必要とする子どもたちの養育を担ってくださる里親さんは、私たちと同じ〈社会的養育〉の担い手である。家庭という私的空間で、公的な養育を担うことの大変さに直面している里親さんに、中途養育の難しさを実感している施設職員だからこそ届けられる支援があるのではないかと考え、子どもの最善の利益を一緒に考える存在として機能する里親支援機関を目指している。

施設に求められる役割は、〈地域支援〉という一つの機能だけを見ても年々変化してきている。その時々に必要なニーズを見極め、その都度振り返り見直しながら歩んできているが、その根底には、子どもの福祉を第一に考える本法人の理念がある。私たちの活動が子どもたちの暮らしの場を豊かにし、〈社会的養育〉の向上の一端を担うものとなるべく、今後も取り組んでいきたいと思う。

※『朝のうた』『みんなでうたおう—幼児のうた楽譜集—』
東京書籍

キーワード：社会的養育

児童相談所が受理する虐待相談件数の9割以上は在宅ケースであると言われている。その実質的援助を担っている市町村と協働し、これまでの社会的養護(代替的養護)にとどまらない、コミュニティや家族の変化に対しての養育支援の在り方を整備し、社会や地域で子どもの育ちを支えていくシステム構築が求められている。

II 広がる社会的養護の役割

困った時は施設へどうぞ — “社会的養護” を地域に還元



ふくだまさあき
社会福祉法人 養徳園 総合施設長 福田雅章

はじめに

養徳園に奉職して25年、施設長となって22年が経った。子ども時代に養徳園で養育を受けたことを含めて、半世紀以上児童養護施設に関わってきた。筆者は、かつての仲間も含めて数多の子どもの「施設退所後」を見てきており、誰よりもパーマネンシーの保障の大切さを自覚している。パーマネンシーの保障には、まず「親子分離をしない」ことが大切であり、保護者を支援していくことが欠かせない。そのために児童養護施設は何ができるのか。緒についたばかりの取り組みについて紹介したい。

家庭養護と社会的養護の間に地域養護がある

図表1は栃木県の児童相談所における児童虐待相談対応件数とそのうち社会的養護に委託された件数である。虐待相談件数のうち親子分離され児童養護施設や里親などの社会的養護に委託される件数は1割に満たない。つまり大半のケースは虐待が認知されても家庭に置かれたままになっている。全国的には社会的養護全体のキャパシティー（総定員）は約5万といわれているが、1年間で12万件を超える虐待相談件数（平成28年度）は、すでに対応の限界を超えているのである。虐待のリスクを抱えた家庭にあっても、子どもを養育することができるしくみを早急に整備しな

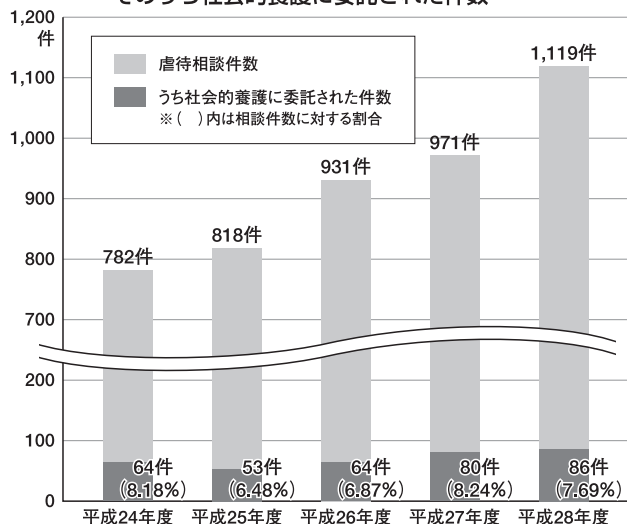
ければならない。

社会的養護のしくみの問題と地域養護の推進

社会的養護は都道府県が管轄する福祉である。生活保護、保育、障がい、高齢者の福祉を市町村が管轄するのは大きく異なる。筆者が統括する児童養護施設はS市にあるが、県内全域から子どもが措置されてくる。

今の社会的養護のしくみは、戦後間もなく（昭和22年）制定された児童福祉法に依拠している。当時、戦災孤児が巷にあふれており、彼らを施設に収容保護して、その生活を保障していくということを目的

〈図表1〉 栃木県の児童相談所における児童虐待相談対応件数とそのうち社会的養護に委託された件数



としていた。それが今日のように成熟した社会になっても、県の機関である児童相談所（以下、児相）が保護して県内にある施設に集中して収容するしくみが維持され続けた。養育に問題のある家庭から子どもを分離することで問題の解決としてきたのだ。つまり、地域から問題を排除する（見えなくする）形がとられてきた。問題が見えなくなった地域はよいが、施設を抱える地域にとってはその子が抱える課題を背負い込むことになる。虐待の重症化に伴い、感情のコントロールができない子どもが多く施設にやってくるようになった。子どもが通学する学校でも苦慮している。市が独自に支援員をつけ対応しているのだが、そうした費用は施設のある自治体が賅っている。S市の人口は約4万人。そこに児童養護施設が2つあり総定員は104名。教育委員会の担当者は嘆く、「どうしてS市よりはるかに人口の多いO市やN市には施設がないのだ」と。

子育ての孤立とハイリスク家庭の増加

児童虐待増加の大きな要因として子育て家庭の社会的孤立がある。次の例は最近筆者の施設で対応したケースである。

2歳の男児がいる母子家庭。母親は21歳。働きながら何とか子どもを育てていた。仕事と育児の両立に疲れてか1週間に一度ほど息抜きで友人と夜、飲みに行ってしまう。子どもを寝かしつけてから家を出たのだが、深夜目を覚ました子どもが母親のいないことに気付き大泣き。隣のアパートの住人が警察に連絡。しばらくして帰宅した母親に警察官は「こんなことしたら次は児童相談所ですよ」と。同じことが繰り返され、子どもは保護され施設で3ヶ月預かった。

上記の例は、実家や親戚、友人の手助けがあれば、保護されることはなかったケースである。母親は確かに未熟で無責任である。若い母親がひとりで育

てを抱えてしまっている状況に問題がある。どんな親だって最初から完璧にはこなせない。特に若い母親であれば身近な人間のサポートは必須である。こうした子育ての社会的孤立が虐待のリスクの高い家庭（ハイリスク家庭）を生み出している。

現行の子育て支援施策の問題

図表2は市町村で実施されている子育て支援施策とその特徴を示したものである。それぞれの施策についての説明は省略するが、多くは乳幼児を対象にしたもので、年齢に達した子どもが利用できるのは、ショートステイ・トワイライトステイ、そして学童保育ぐらいである。ショートステイ・トワイライトステイは、親の入院や仕事の都合で子どもの養育が困難になった際に、短期間（1週間以内）あるいは夜間、近隣の児童養護施設や乳児院で子どもを預かる事業である。

いずれにしてもこうした子育て支援施策は、本来地域や親戚があたりまえにもっていた子育て機能を細分化したものに過ぎない。しかし、地域や親戚のように機動性を持って柔軟に対応できるわけではない。「助けて」の声にすぐに応えることができないのである。子育ての孤立のところで示した例は、誰かがちょっと子どもを預かるという支援があれば施設に保護されることはなかった。現行の子育て支援施策は、社会的孤立の状態にある家庭で突発的に起こる問題には無力なのである。

児童家庭支援センター「ちゅうりっぷ」が目指すもの

市町村レベルでは要保護児童対策地域協議会（以下、要対協）があり、要養護性の高い子ども・家庭をフォローしているが、社会的養護が必要となれば児童相談所、そして施設へ引き継がれていく。筆者の経験上、家庭復帰（地域に子どもが帰る）に際して、地域福祉の関係者を交えて今後の支援について話し合うことは稀であり、家庭復帰後の親子を支援

〈図表2〉さまざまな子育て支援とその特徴

地域子育て支援拠点事業	→乳幼児対象、昼間
一時預かり事業	→乳幼児対象、昼間、事前申請、費用負担
ショートステイ・トワイライトステイ	→事前申請、費用負担
ファミリーサポートセンター	→事前調整、援助の受け手>援助の提供、費用負担
放課後児童健全育成事業(学童保育)	→夜間×、事前申請、審査、費用負担
こんにちは赤ちゃん事業	
養育支援訪問事業	

することもない(あるとすれば、児童家庭支援センターに見相から指導委託があった場合であろう)。

子どもが生まれる前から社会的自立に至るまで、一貫して子どもに関わり、家族とのパートナーシップを組んで共に子どもを育てていこうとする組織(人)はいないのだろうか。地域にあって、その家庭の必要に応じて支援を届け、危機に瀕しては社会的養護につなぎ、施設入所中は施設と共に親子の再統合を目指していく。再統合ができてでもできなくとも、その家庭に関わり支え続ける人が求められている。地域の子育て支援と社会的養護の間には溝があるが、そこに入り込んでしまい必要な支援が届いていない子ども・家庭が数多ある。そうした子ども・家庭を支援する役割が児童家庭支援センターにはある。要対協に関与しながら地域の要保護児童を見守り、必要があればタイムリーにショートステイやトワイライトステイの支援を届ける。社会的養護を利用することがあるかもしれない。いずれにせよ、一貫して子ども・家庭を見守り必要な支援を届けることができるのは児童家庭支援センターしかないだろう。

そんな思いから、養徳園では、平成27年4月に栃木県では最初の児童家庭支援センター「ちゅうりっぷ」を開設した。

児童養護施設の売りは何か? 365日、24時間休むことなく子どもを養育していること。そこに保育士、社会福祉士、臨床心理士、看護師などの専門職がいること。そして傷ついた子どもたちを数多く養

育し、困難を抱える親たちと向き合ってきたこと。こうした機能とノウハウを地域の子育て支援に還元していくこと。これがこれからの児童養護施設に求められることだ。

「ともに育てる」を目指して

児童虐待の急増によって、保護先である施設の定員充足率は軒並み高い。養徳園ではここ数年、充足率が低いはずの年度当初でも95%を超えている状況だ。見相では虐待が認知されても安易に保護することができないのだ。よって、虐待が重症化した後に子どもは施設にやってくる。そのため親子関係は修復不能の状況に陥っていることが多く、施設入所が長期化してしまう傾向にある。結果、施設の空きができにくい状態が続いている。

今喫緊に求められるのは、虐待の重症化を防ぎ、親子分離を抑制していく支援である。親子分離をしないように、困難な状況にある家庭、そして子どもに実効性のある支援を届けていくことが求められる。分離したとしても短期間で家庭に戻ることができるように親を支援していくことが求められる。いずれにしても子育て家庭に対する実効性のある支援は、「必要に応じて子どもを預かる」こと。いわゆる親戚の役割だ。いいかえれば「ともに子どもを育てる」ということ。こんなことができるのは児童養護施設をもつ児童家庭支援センターぐらいではないだろうか。

現在養徳園では、S市を中心に10の市町とショー

〈図表3〉 ちゅうりっぷの一時預かりと相談実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
ショートステイ	7件延べ27日	78件延べ194日	163件延べ399日
トワイライトステイ	0件0日	35件延べ35日	64件延べ64日
ショートステイ契約市町	3市	9市町	10市町
要対協への参加	1市	4市	6市町
電話相談(夜間・休日を除く)	42ケース478件	80ケース567件	139ケース955件
来所相談	32件	267件	446件
訪問相談	187件	319件	649件

トステイ契約を結んでいる。今後はこうした市町との連携が一層重要なものとなってくる。図表3はちゅうりっぷの一時預かりと相談実績を示すものである。ちなみに養徳園がある地域はS市の中でも過疎化が著しいK地区である。3年前、児童家庭支援センターを開設する際には、「そんな田舎につくって意味あるのか」と揶揄されたものである。子育ての孤立は都市部に限ったことではない。ちょっと

預かってくれるところがあれば、ニーズは掘り起こされてくるのである。

ちゅうりっぷでは、ショートステイで子どもを預かることは支援のきっかけに過ぎない。そこから切れ目のない支援が始まるのである。実際、ショートステイをきっかけに支援を継続している例として次のようなものがある。

例/母子家庭、発達障害の兄弟、育児疲れ

保育園年長6歳の兄は療育手帳B1、自閉症傾向で多動。保育園年少4歳の弟も療育手帳B2、ADHD。母親は、離婚して実家のアパートで3人暮らしたが兄弟2人が合わさると母の言うことを聞かず、母は精神的に不安定になってしまった。

この事例は、母親のレスパイトのためにショート



児童家庭支援センター「ちゅうりっぷ」への来園を呼びかけるチラシ



「ちゅうりっぷ」での一時預かりの様子

ステイで定期的(一泊を月2回)に兄弟を預かっている。確かにこの兄弟、養育が大変である。さぞ母親はイライラするだろう。預かることによって「養育の大変さ」を母親と共有することが大切なのだ。そのうえで、母親に子どもとの関わりについてのアドバイスをする。子育て相談はいたるところで行われているが、その子の「大変さ」を共有したうえで、専門的な立場で相談支援を行うところを筆者は知らない。

親子分離させないこと、関係性を断たないこと

施設に望んでやってくる子はいない。施設に望んで養育を委ねる親もいない。社会的養護は身近な福祉ではなかったがゆえに、それを利用することに対する抵抗は根強い。「家庭養護か、社会的養護か」という二者択一の議論がなされることもしばしば

だ。残念ながら、このことが孤立する家庭に必要な支援が届かない要因となっていた。

虐待リスクの高い母親が精神的に不安定になったときに数日間子どもを預かるような場が、ひとり親家庭で親が夜遅くまで働くときに夕食と入浴を提供してくれる場が、身近にあっている。そこで親以外の大人との質の良い関係性が構築されればなおいい。そんな役割を社会的養護が担わなければならない時代がやってきている。

これまで社会的養護にやってくるということは、親ばかりでなく地域からも切り離されることであった。親以外の関わってくれた人たちとの関係も断たれた。もちろん重篤な虐待ケースでは親や地域から切り離した方が子どもの利益に叶う場合もあろう。しかし孤立する家庭に必要な支援を届けてくれる場が身近にあれば、親や地域から切り離す必要がなかったケースは数多いし、虐待が重症化していくことを防ぐことができたケースも多い。

子どもから故郷を奪うことなく地域で子どもを育て上げていく。このことが社会全体で子どもを育むということであり、ひいては子どもの貧困、虐待の連鎖を断つ近道なのであろう。

最後に

「子どもの育ちを支える」ために何が必要なのか、社会的養護の現場にいる人間として感じるまま書いてきた。今日の子育ては親戚の手を借りられない状態であったり、近所付き合いも希薄な状態で地域の大人からの援助も難しく、地域養護は危機に瀕している。児童養護施設は子どもの育ちを守る最後の砦でもある。児童養護施設がこれまで培ってきた機能は、地域養護の推進にとってなくてはならないものである。児童養護施設から地域養護にどのようにアプローチしていくのか、児童養護施設の真価が問われている。

参考文献

- 福田雅章「家族とのパートナーシップ」『季刊児童養護』Vol.45 No.2 全国児童養護施設協議会 2015年

キーワード：地域養護

これまで虐待など養育に問題のある家庭の福祉は県の機関である児童相談所が担い、子どもを家庭・地域から離し施設に措置する形がとられてきた。児童虐待の急増でそうした家庭への支援も市町村が担うようになった。在宅のまま地域から離さないで地域で育て上げていく地域養護の推進が求められている。



II 広がる社会的養護の役割

児童心理治療施設による 不登校児童への多面的な支援 —思春期の子どもへの地域支援



なかむら ゆう

児童心理治療施設 兵庫県立清水が丘学園 心理治療士 **中村有生**

1. はじめに

本稿では、地域の子育て支援の一環として思春期の子どもの不登校の支援において児童福祉施設が果たす役割について報告を行う。不登校は基本的には心理・社会的な要因や背景により登校できない状況とされている。このような状態の子どもや家族に対して、子どもの生活のケアを福祉・心理面などの観点から専門的に行っている児童福祉施設が地域資源として果たす役割は大きいと考える。思春期の不登校は複雑な課題を抱えており、地域での様々な機関が有機的な連携を行いながら支援を行うことの重要性を改めて考えてみたい。

2. 思春期の不登校と支援の在り方

(1) 思春期のこころと課題

思春期は子どもの精神発達において大きな節目の時期である。身体的には第二性徴に入り、体の変化への戸惑いも大きい。そして視野の広がりとともに将来や自立を意識し始め、対人関係も複雑になり、性について意識し始めるなど、複雑に揺れ動く心理的自立の時期である。

このような思春期の心理的特徴は、対人関係の不安と葛藤、不安定な心理状態、自己表現の難しさと言える。複雑な心理状態の思春期の子どもは、対人関係のストレスから不登校やいじめ、インターネットへの依存などの問題に発展することがある。

(2) 思春期の不登校支援

不登校の子どもは、対人関係や学習面などのいきづまりから自信を失くし、安心できる居場所が学校にも家庭にもなく、自分を理解して、助けてくれる人がいないというような孤立無援感を感じている。つまり、不登校の子どもへの支援とは信頼・安心・自信を回復し、人や社会とのつながりを取り戻していく過程である。このような支援を行うために必要なことは、主に以下の3点である。

- ・発達-心理-社会的アセスメント
- ・子ども・家族との信頼関係
- ・具体的な支援方法の相談・提案

1) アセスメント

アセスメントとは、客観的な情報に基づき、子どもの心理状態・課題を見立て、適切な支援方法を組み立てることである。

- ・発達面：子どもの発達特性や生育歴
- ・心理面：心理的な不安や課題、興味・関心、安心できる場所・人、自信の持てる取り組み
- ・環境面：学校や家庭、地域での様子、対人関係の持ち方

支援者はこれらの情報を集め、具体的な支援方法を検討していくことが必要である。特に思春期の不登校は心理発達の課題が対人関係についての不安や葛藤であるため、対人関係や集団内での子どもの

様子について把握しておくことは重要である。

2) 子ども・家族との信頼関係と支援の段階

支援者が子ども・家族と信頼関係を築いていくためには様々な役割と段階的な関わりが必要である。

まずは「子どもや家族の気持ち・不安を受け止めていく役割」、次に「状況や認識、気持ちを整理していく役割」、そして「課題や取り組みを相談・提案していく役割」である。

子どもは登校できていないことで不安や緊張、自責感を抱いている。その子どもに対して登校や学習についての話題を持ち出すと、「学校に行っていないことを怒りにきた、責めている」と子どもは思ってしまう。支援の開始時に必要なことは、「子どもや家族の気持ち・不安を受け止めていく」ことである。まず支援者は子どもの趣味や関心事など、子どもが安心して話せることに耳を傾け、共有して、子どもの支援者に対する警戒心を和らげることから始めることが大切である。

次に、徐々に生活面で子どもががんばれていることを話題として取り上げ、できていることを評価していく。不安なことに向き合うにはある程度の自信と支えが必要である。そして、子どもが不安や心配なことを語れるようになれば「状況や認識、気持ちを整理していく」段階に入る。

少しずつ会話や相談ができるようになれば、「課題や取り組みを相談・提案していく」ことで徐々に外出や学習など、子どもが向き合えることを一緒に考えていく姿勢で子どもに信頼してもらえるように努める。そして、子どもが自分のペースで学習や外出・登校などに挑戦できたことを承認し、子どもが自信を持てるように支えていくことが重要である。

3) 具体的な支援の方法の相談

この段階で学校の放課後登校や別室登校、地域の適応指導教室などの提案を行う。利用する目的を子どもと家族がしっかりと理解し、安心して踏み出せることが大切である。子どもの気持ちや主体性を尊

重して、利用の日数や頻度などを具体的に相談していく必要がある。

家族も子どもの不登校について不安や焦りを感じている。家族が焦って子どもにプレッシャーを与えないよう、家族の不安や焦りを受け止めつつ、子どもの心理状態について共通認識を持つことから始める。そして、家族が子どもを見守りつつ、段階的な家族の役割や具体的な手立てを理解して、家族が見通しを持って子どもに関われるようになることを支えていかなければならない。

3. 児童心理治療施設における不登校支援

児童心理治療施設(旧 情緒障害児短期治療施設)は、児童福祉法で定められた児童福祉施設の一つで、不登校や家庭内暴力、発達障害の二次障害、被虐待など主訴とする子どもが入所している。

児童心理治療施設の特徴は「福祉、医療、心理、教育の協働により、施設での生活を治療的な経験にできるように、日常生活、学校生活、個人心理治療、集団療法、家族支援、施設外での社会体験などを有機的に結びつけた総合的な治療・支援(総合環境療法)である」(情緒障害児短期治療施設運営指針)。

このような専門性を持つ児童心理治療施設は、不登校の状態の子どもに対して心理ケア、生活支援、教育的支援、ケースワーク・家族支援などの専門的

〈図表1〉 総合環境療法のイメージ図



な支援を、通所利用や入所利用という形で柔軟に提供することができる。

4. 清水が丘学園における

不登校の地域支援

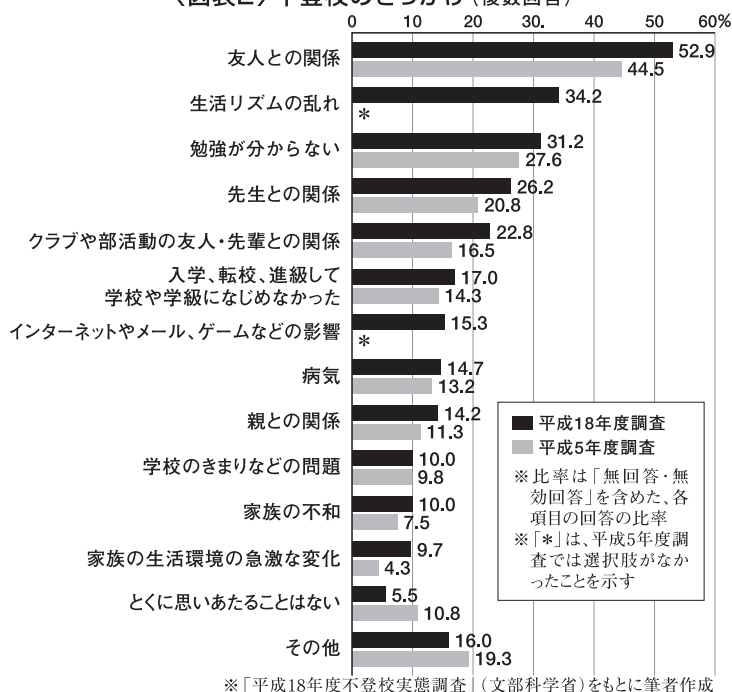
(1) 不登校支援の変遷

児童心理治療施設である清水が丘学園は1975年に開設され、地域の不登校の子どもと家族への支援を行ってきた。1979年より外来相談、1980年より通所利用、1981年より中学生の入所治療を行っている。

社会的な背景としては、現代の不登校の特徴について滝川(2017)は「学校での心理緊張の高まり」をあげており「高度消費社会は個人意識や私的な欲求を拡大させるため、そのなかで育ってきた子どもたちにとって、学校の集団性や規範性は窮屈なストレスと感じられやすくなった。クラス内での子ども同士の対人関係や交友も、おとなの世界と同様、緊張性や過敏性を帯びやすくなった」と述べている。この滝川の指摘は、文部科学省の調査による「不登校のきっかけ」の項目では、「友人との関係」が「平成5年度不登校実態調査」では44.5%であったのが、「平成18年度不登校実態調査」では52.9%となっている結果に表れている(図表2)。

このような状況においては不登校の支援では丁寧な心理ケアと同時に対人関係についての支援が必要であると言える。そのためには、学校だけでなく地域の相談機関も含めた、小集団での支援や様々な形態の支援方法が求められる。

〈図表2〉不登校のきっかけ(複数回答)



〈図表3〉清水が丘学園の不登校支援事業 ()内は2017年度実績

支援事業	内容
福祉ダイヤル相談	・電話相談(1,707件 ※外来・通所・入所合計)
外来相談	・個別心理面接：1回/1~2週間の子どものプレイセラピー・カウンセリング(916件) ・家族面接(694件) ・関係機関連携(423件)
通所 定員：20名	・個別心理面接(455件) ・家族面接(302件) ・小集団での活動・学習グループ(821件) (月~金、利用日数・時間は子どもの状況・ニーズに応じて選択できる) ・施設内学級への通級(転校)による学習支援、進路指導 ・関係機関連携(106件)
入所 定員：50名	・施設の寮生活による生活ケア ・施設内学級への通級(転校)による学習支援、進路指導 ・個別心理面接 ・家族面接 ・関係機関連携

(2) 清水が丘学園の不登校支援

清水が丘学園では、図表3のような「外来相談」(個別面接・保護者面接)、「通所利用」(小集団への参加・教育支援)、「入所利用」(生活支援)を一つの機関で総合的に行うことができる。

通所・入所は児童相談所からの措置だが、外来相

談は家族や地域の学校、市町から直接相談を受ける清水が丘学園の独自のサービスであり、児童心理治療施設の中でも実践している施設は少ない。清水が丘学園では、通所利用はほぼすべてが外来相談からの移行である。

まずは、外来相談での個別心理面接により子どもが安心できる関係を丁寧に築き、少しずつ不安や課題と一緒に向き合っていく。

次の段階としては、学習や集団参加の取り組みとして、学校や地域資源を利用する場合もあれば、清水が丘学園の通所のグループ活動、施設内学級の利用を試みることもある。これらの過程において“できる・できない”より、子どもがスモールステップで取り組み、自分の状況や課題について理解し、相談できる力を養いつつ、自信を育て、失敗しても大丈夫であるという感覚を育むことを大切にしている。

(3) 関係機関との連携・つながり

前述のような子どもと家族への支援を行いながら、ケースワークも積極的に行い、関係者会議・要対協などへの参加を通じて、関係機関との連携を行っている。また、具体的に丁寧なケアを行うためには、子どもや家族の身近な立場の市町や教育センターとの連携が必要不可欠である。主な連携先としては、以下のような機関がある。

- 学校：担任、不登校担当、学年主任、養護教諭、SC（スクールカウンセラー）、SSW（スクールソーシャルワーカー）、管理職
- 地域
 - ・教育：教育相談センター（適応指導教室）・フリースクール
 - ・福祉：児童家庭支援センター・市町（家庭児童相談室）・児童相談所・児童福祉施設、発達支援センター
 - ・医療機関

清水が丘学園では、長年の外来相談の実践や入所のケースカンファレンスによるつながりによって、近隣の市町や教育センターとは顔の見えるお付き合い

いをさせていただいている。このような連携の土台となる関係性を踏まえて、不登校ということであれば教育相談センター、発達の課題が心配される場合は発達支援センターや療育機関、精神症状や身体化症状が見られる場合は医療機関、家庭環境へのサポートがいる場合は福祉関係の相談機関と連携している。

しかし、これらの専門機関との連携は、子どもの表面的な様子だけで判断されるものではない。例えば、発達障害を持つ子どもが集団への適応が難しく不登校に至った場合は発達特性に対する支援の前に心理的なケアが必要なこともある。逆に心理的葛藤や不安から発達障害様の状態像を示すこともある。また、不登校の背景に家庭の問題や虐待がある場合もある。

清水が丘学園では、子どもに起きている問題を表面的な不登校や発達の特性としてだけ理解するのではなく、発達－心理－社会的なアセスメントを丁寧に行っている。このようなアセスメントを前提として、地域の関係機関と情報や目的、子どもとの関係性を共有して、有機的な支援のネットワークの構築に努めている。

(4) 支援の実際

清水が丘学園の不登校支援の実際をいくつかのモデルケースで紹介したい。

外来相談で学校と連携

～学校への抵抗感が強い中学生男子A君～

登校できていないことについて自責感や恥の気持ちを持っていたA君は、校内の資源（別室やSC）をかえって利用しにくい状況にあった。

そのため、清水が丘学園の心理面接において、学校への抵抗感を少しずつ整理し、否定的な思い込みが少し和らいだ段階で、清水が丘学園での学校の教諭との面談を行った。そこから徐々

に家庭訪問や放課後登校につながり、別室登校ができるようになった。この経過で、Aの心理的な状態や心の準備段階を学校と情報共有しながら、タイミングを検討していくことで、学校と共通認識を持ってA君の支援を行うことができた。

通所利用での地域連携

～ネグレクトが背景の中学生女子Bさん～

ネグレクト状態から不登校に至り、市の紹介で外来相談を開始する。生活リズムは昼夜逆転しており、食事のままならない状況であった。当初は、定期的に来園できなかったが、市の訪問支援もあり、徐々に来園日数が増加。来園日数が一定になった段階で児童相談所とも協議し、通所措置に移行する。そうすることで学園での昼食サービスを受けることもできるようになり、生活リズムも安定した。その結果、昼夜逆転も改善し、毎日来園することができるようになった。その後は、施設内学級の利用も開始し、学習についての支援も受けられるようになった。

外来相談から入所に至るケース

不登校の状態が慢性化することで昼夜逆転・ひきこもりのような状態になると生活全般を建て直す必要がある。また不登校の結果、家族関係が悪化することで家庭内暴力に至ることもある。これとは逆に家庭環境の問題や虐待と言える状況が背景にある場合もある。

このような状況の不登校は、外来相談を経て、子どもと家族も徐々に自分たちの課題に向き合い、環境的な課題から見直すために入所の利用を選択することができるようになることがある。そのような場合は児童相談所との協議により外来相談から入所措置に移行する。

(5) 不登校への児童心理治療施設における地域支援

清水が丘学園では、外来相談・通所利用・入所利用を通して、地域の不登校支援において様々なタイプの不登校に対して柔軟な支援を行っている。児童心理治療施設として、生活・福祉－心理－教育－医療の専門的支援を地域の機関と連携しながら行っている。

現在の様々な課題を内包している不登校の問題に対して、児童心理治療施設などの児童福祉施設は子育て支援の一環として思春期の不登校支援に対して大きな役割を果たすことが今後も求められるであろう。

参考文献／引用文献

- 不登校に関する調査研究協力者会議(2016年)「不登校児童生徒への支援に関する最終報告」
- 加藤曜子・安部計彦 編集(2008年)「子どもを守る地域ネットワーク 活動実践ハンドブック」中央法規
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局(2012年)「情緒障害児短期治療施設運営指針」
- 滝川一廣著(2017年)「子どものための精神医学」医学書院
- 滝川一廣ら編(2016年)「子どもの心をはぐくむ生活」東京大学出版会

キーワード： 不登校

不登校は、『何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの』と文部科学省によって定義されている。2016年度は小学生・中学生合計で約13万人の長期欠席者(不登校)であった。長期化することで引きこもりにも発展しうる社会的な問題である。

児童心理治療施設(旧 情緒障害児短期治療施設)

1962年に制度化され、2018年6月時点で47施設が全国にある。1997年の児童福祉法改正で、利用年齢が思春期年齢の12歳未満から18歳未満(必要な場合、20歳まで延長可)も対象となった。職員は、生活ケアワーカー、心理士、看護師、医師、家庭支援専門相談員、施設内学級教員が配置されている。このような福祉・医療・心理・教育の多職種連携による総合的な支援を総合環境療法として実践している。

II 広がる社会的養護の役割

仕事体験で縁づくり

—滋賀県の応援団のひろがりと自立支援の取り組み

滋賀^{えにし}の縁創造実践センターの実践から

要養護児童の自立支援
小委員会リーダー

やまもとあさみ
山本朝美

(社会福祉法人 小鳩会)



児童養護施設等で暮らす子どもたちの社会への架け橋
づくりコーディネーター

てらむらしげかず
寺村重一

(滋賀県社会福祉協議会)



1. 滋賀の社会的養護の現状

滋賀県における社会的養護にかかる児童は約350人(平成29年3月末の内訳は、里親委託120名、乳児院33名、児童養護施設152名、ここに児童心理治療施設、自立支援施設が加わる)。里親委託の60%に当たる約70名の児童がファミリーホーム17箇所に委託されている。

施設養護も里親委託も自立支援に関して同じ課題を抱えており、滋賀県児童福祉入所施設協議会(以下、施設協議会)と里親連合会は、県施策への要望として自立支援のための施策の充実を継続して提言してきた。要望は施設協議会名で統一して出していたが、子どもへの具体的な支援は個別に奮闘しており、横につながっていないのが実状であった。

2. 滋賀^{えにし}の縁創造実践センターの設立

施設協議会の調査の結果、退所した児童の半数が就いた仕事をすぐに辞めてしまう、住む場所を失う、相談する人がいない等、困難な状況にあることが判明した。また、退所する子どもに関わる人たちが、それぞれに子どもたちを支えようと頑張っているけれど横につながっていない実態もわかった。関わる人たちが「輪」になってつながり、大きな力を生み

出したい。そんな強い思いから誕生したのが「滋賀の縁創造実践センター」(以下、「縁センター」とも表記)である。平成26年9月に民間社会福祉関係者を中心とする会員制の任意団体として発足した。

～滋賀の縁創造実践センター設立趣意書～

今、滋賀の福祉に関わる私たちには、糸賀一雄らが福祉や社会の未来のためにつないでくれた“バトン”があります。バトンに詰められた思想と実践と希望。私たちは、民間福祉の実践者として、「自覚者が責任者」との思いをあらためて共有・共感しました。

私たちの問題意識は、2025年問題といわれる少子高齢化への不安とともに、重なり合う生活課題を抱えながら支援につながらない人々、制度の狭間にあるため支援が得られない人々等、社会的孤立や生活困窮の問題が広がっていることです。私たちは、この問題を見過ごさず、滋賀に暮らす一人ひとり、だれもが、「おめでとう」と誕生を祝福され、「ありがとう」と看取られるまで、普段のくらしのしあわせ(ふくし)がもてる社会を創りたいと考えます。

このため、民間福祉関係者が枠を超えてつな

がり、地域住民とともに社会とつながっていない人々の縁を紡ぎなおし、生き生きと地域の中で暮らせるよう支援するしくみと実践を県下くまなくつくっていくための推進母体として、「滋賀の縁創造実践センター」を設立します。

(滋賀の縁創造実践センター発行『2015 えにし白書』より)

これから報告させていただく自立支援の取り組みは、この趣意書の理念に賛同した方々の思いが土台となって展開されていったことを押さえておきたい。

3. 要養護児童の自立支援小委員会

「要養護児童の自立支援小委員会」(以下、小委員会)は縁センターのモデル事業を企画・推進するために設置され、社会的養護にかかる子どもたちの自立を入所中から退所後も支えることを目的とした(図1参照)。モデル事業とは、「ハローわくわく仕事体験」事業と「ほっとスペース」事業であるが、本稿では前者に絞って話を進めたい。

「ハローわくわく仕事体験」は、自立する前からの働き続けられる土台づくりを子どもたちに涵養させることを主眼に置いた、中高生による仕事体験である。そこで、体験の受け入れ先である企業と施設職員の懇談会から始めようと各施設に子どもたちの就労先企業の紹介を依頼したところ、“足を向けて寝られないほど迷惑をかけている現状ではとてもお願いできない”という答が返ってきたことは、問題の深刻さを伺わせた。それでも、就労が2年継続している会社の社長夫人や中小企業家同友会の社長のみなさんの出席で1回目の懇談会が実現した。

この懇談会で企業の皆さんから投げかけられた言葉がその後の活動へと結びついていった。「たいしたことはしてない。お風呂入ったか、ご飯食べたかと気にかけているだけ」「子どもたちに夢や希望を持たせないでどうする」「働くことはお金をもうけることだけではない、世の中の人を幸せにすること

なんや」「なんで現状を知らせてくれなかった。応援できるのに」と熱く語られる企業家の皆さんの言葉に、私たち関係スタッフは社会の中に応援団をつくることの大切さを学んだ。

4. 中小企業家同友会とのつながり

(自立応援ハンドブックの作成)

仕事体験の実施に先立ち、企業の方たちに子どもたちを理解していただくために『社会へはばたく子どもたちの自立応援ハンドブック』を作成した。読みやすく、かつ効果的に理解していただくことに重点を置き、漫画で子どもたちが支えられた事例の紹介や中小企業家同友会や里親、児童養護施設職員の声を入れる等の工夫をした。この冊子を持って滋賀県下の中小企業家同友会の会合に出向き、「応援団」になっていただくよう依頼を行った。



「社会へはばたく子どもたちの自立応援ハンドブック」
www.shiga-enishi.jp/model_project/pdf/jirituouen.pdf

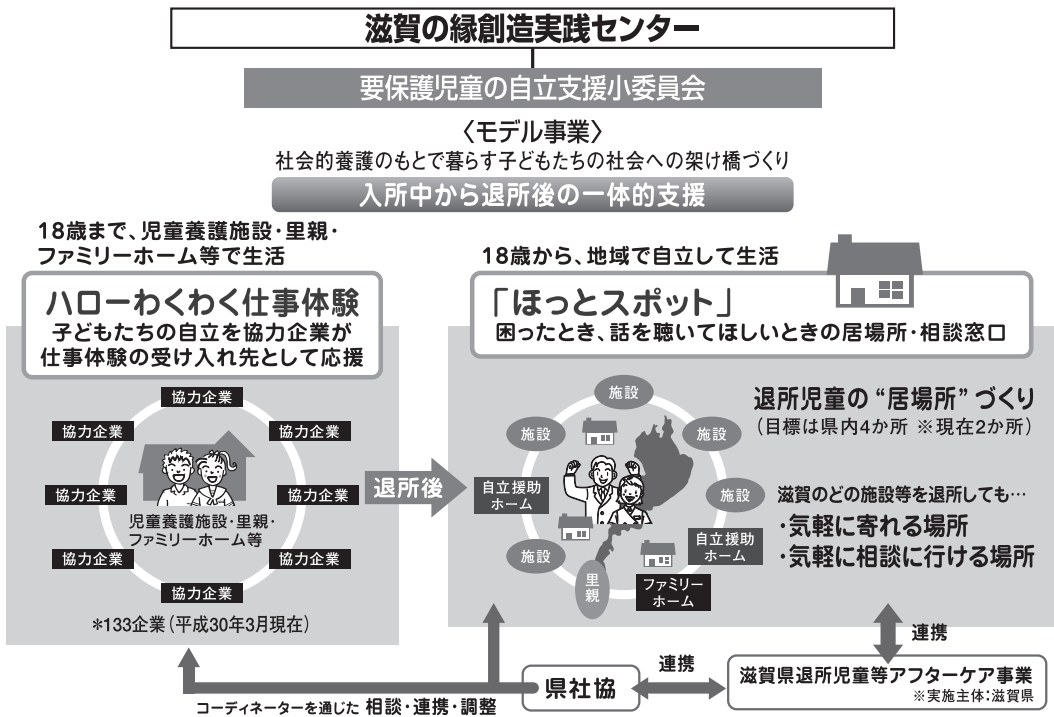
5. ハローわくわく仕事体験

施設退所後、支えてくれる親のいない子どもたちにとって「働き続けられる」ことは幸せな人生を築く上で大切なことである。「働き続ける力」を育む上では、仕事をするという意味を知り、自分にあった仕事を見つけることが土台となる。仕事の厳しさと楽しさを真剣に味わう第一歩として、中高生の就労体験「ハローわくわく仕事体験」は始まった。

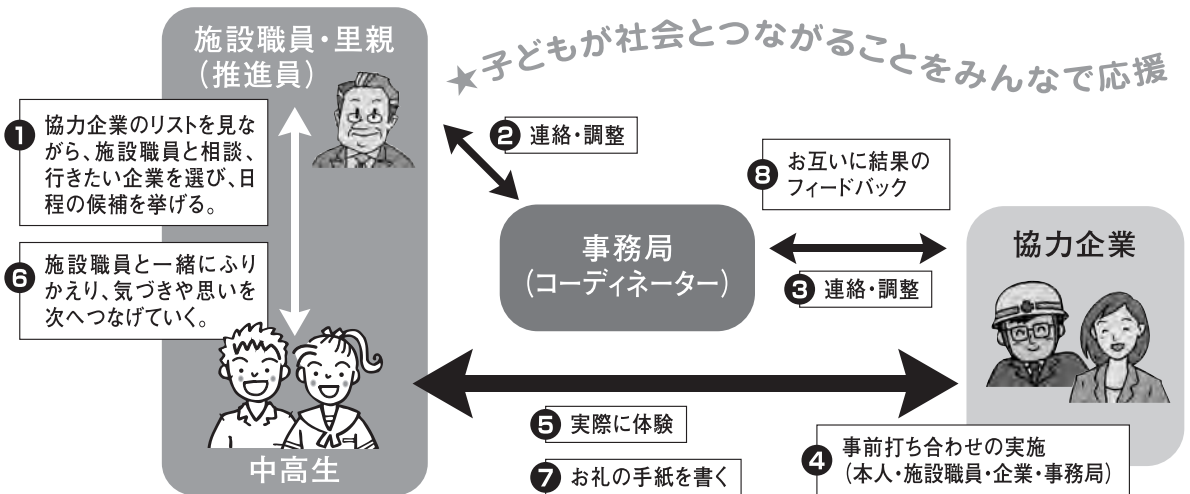
● 「ハローわくわく仕事体験」の推進体制

「ハローわくわく仕事体験」を推進実行する体制と

〈図1〉要養護児童の自立支援小委員会のモデル事業



〈図2〉ハローわくわく仕事体験



して、里親連合会、児童養護施設等からなる推進委員会を構成した。企業や里親、施設、子どもとの綿密な打ち合わせを必要とするこの取り組みが順調に進んだ要因は、平成28年度より滋賀県が施策化した「児童養護施設等で暮らすこどもたちの社会への架け

橋づくり」によって専任のコーディネーターが小委員会に配置され、滋賀県社会福祉協議会にある縁センター事務局とともに活動できたことが大きい。

以下、仕事体験の概要と実際の取り組みを報告する。

ハローわくわく仕事体験

子どもたちのようす

こんな体験、初めて!



バナってこうして作るんだ! 宮川バナ工業にてバナ制作の仕事体験。

甘くて美味しい莓だけど、こんな細かい作業が必要だったなんて…ファットリアたけぼんにて莓苗の余分な芽を一本一本丁寧に摘み取る作業を経験。



社長から自社製品にかける思いを聞いて…よし、がんばるぞ! 小寺製作所にて作業前に。



ふーん。車の下はこうなってるんだ! 村田自工への工場見学で、興味津々の小学生たち。

●「ハローわくわく仕事体験」の概要 (図2参照)

【期 間】 学校の長期休暇(春、夏、冬休み)の連続する3~5日間

1日あたり4時間~8時間

※仕事内容や子どもの生活状況を考慮し、個別相談により取り決める

【対 象】 県内の社会的養護にかかる中学生および高校生(未就労児童も含む)

※できる限り自立前に複数回体験できるようにする

【内 容】 登録企業のもとで実際に仕事をさせていただき、働く大人と過ごす中で、「働く意味」や社会の基本的なルール(時間を守る、連絡する等)を身に付ける。期間中の体験内容、通勤方法等は、受け入れ企業と事前に相談の上、調整を行うこととし、子ども、付添施設職員(必要な場合のみ)および企業と事前の面談と終了後のふりかえりを行う。

【その他】 就労体験中の事故対応等の保険は、各施設が加入している保険を適用する。

●協力企業について

平成27年度の事業スタートに向けて、「ハローわくわく仕事体験」を受け入れていただく企業の開拓が始まった。滋賀県中小企業家同友会から「地元企業としてできることはあるはず」との協力を得て、各支部でPRさせていただいたり、縁センターの協力団体である滋賀県老人福祉施設協議会のご助力で、平成28年3月には協力企業73社になった。その後は、児童の希望から保育園、乗馬倶楽部、美容院、洋菓子店、農業(苺農家・米づくり農家等)、牧場、魚屋、整体院、テレビ番組制作会社など職種を広げながら、平成29年3月には96社、平成30年3月には133社になっている。その多くは中小企業であるが、その応援の輪は「滋賀の子どもたちのために、地元企業として社会的責任を果たしたい」という熱意のネットワークとなって広がっている。何よりも心強いのは、いろんな企業の社長のみなさんが児童養護施設を見学して意見交換会をしてくださったり、企業同士の集まりの場で社会的養護の子ども

たちのことを発信してくださる取り組みが広がっていることである。

中高生が仕事体験に行かせていただいた企業は、これまでに46社であり、児童との出会いがまだない企業も多いため、プロフェッショナルセミナー(後述)への出席をお願いしたり、ニュースレターを発行して体験した子どものレポートや受け入れていただいた企業の感想を届けている。また、協力企業のみならずとは、社会的養護に関わる職員(子ども・青少年局職員、子ども家庭相談センター所長、児童養護施設等職員)との懇談会を実施し、意見交換を行った。

●児童の参加状況

下表のように3年間で延べ120回の仕事体験を、54名の中高生が経験している。この内28名は複数回体験していて、10回、7回体験が1名ずつ、6回体験が3名いる。

〈ハローわくわく仕事体験 参加人数の推移(延べ人数)〉

	夏休み	冬休み	春休み	合計
H27	10	5	9	24
H28	20	7	19	46
H29	31	10	9	50
合計	61	22	37	120

●企業の感想

- ・はじめは、『NGワードはある？傷つけてしまうことがあったらどうしよう？』と不安でした。でも、事前に施設職員と中高生の情報を共有してのぞめますし、何より子どもの頑張る姿や生き生きとした表情に励まされ、むしろこちらも楽しく受け入れることができました。そして、会社の中でも新人に『教える』ということを通して従業員も成長でき、職場の雰囲気も明るくなりました。
- ・2日目から来られなくなった子どももいました。でもそれは、自分の気持ちに気づきその気持ちを素直に言えたということ。しっかり

連絡もくれました。すごく大事な一歩。

- ・体験が終わってから、元気になっているかなと施設に顔を出すと、ちゃんと挨拶してくれる。手紙もくれました。こうやって関係が繋がっていくことは、すごく大事だと思います。

●児童の感想

- ・就労体験させて頂き、ありがとうございます。おせちを詰める作業がとても心に残っています。豆につまようじをさす作業や木箱にカップをしきつめる作業、くりきんとんにクリームを入れる作業は心に残っています。昼食のごはんもとても美味しかったです。将来は、料理の仕事をしたいなと思います。優しく教えてくださり本当にありがとうございました。おせち美味しかったです。
- ・今回は、仕事体験でお世話になりました。僕に働く意味やあいさつの大切さやコミュニケーションの大切さを教えてくださりありがとうございました。特に勉強になったことは、あいさつなどをしない人は相手のことを理解できないので、仕事をする上であいさつは大事だということです。これからは、学んだことを生活に取り入れて、あいさつやコミュニケーションを積極的にしていきたいです。

体験前は不安と緊張でいっぱいだった子が、体験後、帰ってくるなり「楽しかった」「自分にもできた」と言うのを聞いて、「自分も行ってみよう」と次に続く児童が出てくるようになってきた。

また、心配していた子が毎朝自分で起き、バスと電車を乗り継いで3日間通いきり、職員を驚かすなど、仕事体験という“非日常”の中では思わぬ力を発揮する子どもも多く見られた。

このように、子どもたちにとっては「ハローわく

わく仕事体験」が「仕事をする事」の意味を体感する機会に、また、自分に合った仕事を見つけるきっかけになっている。まだわずかではあるが、体験した企業に就職する子どもたちも出ている。

●一人でも多くの子どもの参加してほしい

—仕事体験につながる2つのセミナー

子どもたちを「ハローわくわく仕事体験」につなげるために2種類のセミナーを実施している。

①キャリアアップセミナー

「働く」ってどんなこと?」「自分の“好き”を見つけて未来の自分を描いてみよう」「働く」とお金&くらしを考えよう」等をテーマにワークショップやグループ活動を通して自立について考え、「働く」ことのイメージを育み、中高生の「仕事体験」や小学生の「工場・職場見学」に向けたきっかけとする。

講師：認定NPO法人

ブリッジ・フォー・スマイル

初めに職員・里親対象に自立支援・キャリアアップの研修会を実施し、仕事体験や工場・職場見学の概要と子どもたちにとっての意義について各施設、里親間で共有した。その後、年2回、中高生対象や小中学生対象にセミナーを実施してきた。最初は12名の参加であったが、最近は30名を超え、これまで6回実施し、延べ参加人数は148名である。

セミナーでは当初、集中して取り組めない児童も一部いたが、積極的に参加した子も多く、その子たちの話を聞く態度やメモをとる姿に刺激を受け、セミナーはやがてどの子も真剣に向き合うものとなっていった。そして、取り組みを重ねる中で内容を工夫したこともあるが、子どもの集中力を考慮した時、スタート時は1時間30分が精一杯だったが、最近では3時間でも実施できるようになった。



キャリアアップセミナーのようす。回を重ねるごとに子どもたちのまなざしは真剣なものに。

②中高生向けプロフェッショナルセミナー

～プロの仕事や生き方をのぞいてみよう～

冒頭、児童全体に向け参加企業の代表者にプレゼンテーションをしていただく。その後、子どもたちは自分が興味のある企業のブースに赴き、事前に考えてきた質問をし、企業の代表者からは自分の会社の仕事内容や、仕事のやりがい、どうしてこの仕事についたかなどを直接語っていただく。「あの社長さんのところで体験したい」とお話を聞いた企業での仕事体験を希望する児童が増えている。

〈平成30年度第1回プロフェッショナルセミナー〉

参加企業：①松尾バルブ工業(株)(バルブ製造業) ②(株)エフアイ(サービス業) ③(有)アップU彦根(建設業) ④しらやま保育園 ⑤(株)小杉自工(自動車販売・修理・板金) ⑥(株)びわ湖タイル(タイル施工) ⑦ピーチック日夏(美容業) ⑧(株)ケレスたなか(木製家具製造) ⑨(株)六匠(福祉/介護・障害) ⑩油藤商事(株)(ガソリンスタンド) ⑪宮川パネ工業(株)(金属パネ製造)

協力企業のみなさんから現場の仕事の様子や体験談を聞くことによって、子どもたちは職業観を育み、プロの仕事や生き方を学んでいる。参加企業は、最初の5社から徐々に増え、これまで7回実施で32社(延べ54社)に参加していただいた。毎回のように参加いただき、児童と顔見知りになり、子どもたちの成長が楽しみ、との言葉も頂戴している。



プロフェッショナルセミナーのようす。企業の代表者が自社製品・サービスの素晴らしさや仕事のやりがいなどについて、あの手この手の演出を凝らしてプレゼンテーションを行う。

企業のみなさんのプレゼンは、短い時間の中でスライドを使ったり、製品等具体物を見せたりしながら分かりやすく、興味を引き出しながら話していただけのため子どもが集中して聞いている。また、「働くとは、お金を稼ぐだけでなく、はた(周り)をらく(楽)させること、社会で誰かに喜ばれることです」というお話から「働く」意味を新鮮に受け止めていた子どもも多かった。中卒の社長さんや聴覚障害のある職員さんのプレゼンからは、生き方や仕事もいろいろ選択肢があることを気づかされ、「いつか一緒に働こう！」の言葉は仕事体験に安心して行けるきっかけとなっている。社長さんと子ども4~5名がグループとなって交流する場では、コミュニケーションが苦手な最初はなかなか話せない子どもも多かったが、企業のみなさんが話し方を工夫してくださるので、最近は安心して自分で企業さんを選び、事前に質問を考え話せるようになるなど、子どもたちの成長を感じている。

両セミナーを開催して良かった点がもう一つ。キャリアアップセミナーでは延べ180名、プロフェッショナルセミナーでは延べ142名の職員や里親が参加しているが、両セミナーが自立支援や働くことについて児童への具体的な関わり方を学ぶ良い機会となっている。プロフェッショナルセミナーに参加した児童養護施設の職員は、「企業のみなさんが仕事内容の説明だけでなく『働くとは?』と話してくだ



その後、子どもたちはめいめい自分が興味ひかれた企業のブースへ。この“お見合い”を第一歩に子どもたちは仕事体験へと踏み出して行く。

さり、私自身も改めて考える機会となって子どもたちに『働いてこういうことだよ』と伝えられるようになっていきたいと思いました」と話していた。



滋賀の緑創造実践センターのシンボルマーク「えにしちゃん」

6. これから

ハローわくわく仕事体験の実施母体である緑センターの活動は、5年間の期間限定の取り組みであり平成30年度で終了する。今後、滋賀県社会福祉協議会が推進母体となり緑センターの理念が引き継がれることになっているが、紡いできた「ご縁」を軸に自治体、民間社会福祉関係、企業をつなぎ実践をさらに積み上げていきたい。また、この自立支援の在り方が、社会的養護にかかる子どもだけを対象にしたものではなく、社会の子ども全般に対する支援として広がっていくことを切に願っている。

キーワード：糸賀一雄

昭和21年、滋賀県に知的障害児等の入所・教育・医療を行う「近江学園」を創設し、園長となる。また、重症心身障害児施設「びわこ学園」を設立、『福祉の思想』等を著し、その実践、思想により日本の障害福祉の基礎を築いた。障害のある人、ない人にかかわらず、お互いがその人らしさを尊重しあう共生社会や、「この子らに世の光を」でなく「この子らを世の光に」を提唱した。「人間の新しい価値観の創造を目指した人権尊重の福祉の取り組み」は、現在も、福祉関係者に多くの示唆を与えている。

II 広がる社会的養護の役割

ステップファミリーへの 家族支援とは — 家族の視点に立って考える



おおつか ひとし
大塚 斉

児童養護施設 武蔵野児童学園 治療指導担当職員

児童養護施設に子どもが入所している家族は、いったいどのようなことを経験しているのだろうか。本稿では読者が馴染みであろう援助者の視点からいったん離れて、子どもと離れて暮らすことになった家族から見える社会的養護の姿を描いてみよう。当事者たちの感情、想い、言葉を通して、児童養護施設に求められる家族支援について考えることがねらいである。主人公はゆうま君7歳。元気のよい男の子で、3ヶ月前から児童養護施設A学園に入所している。

5ヶ月前のある日、母親である愛さん(28)のもとに一本の電話が入った。「B児童相談所の亀山です」。B児童相談所? 愛の頭は真っ白になった。遠くの方で声は続く。「ゆうま君の目の周りに痣^{あざ}があり、お父さんに殴られたと言っています。ゆうま君は今児童相談所(以下、児相)でお預かりしていますので、一度お話を伺わせて頂けませんか」。勤務先のお弁当屋に「息子が熱を出したみたいなので。すみません、早退させてください」と頼んだ。慌ててB児相に向かった。場所は一度行ったことがあるので知っていた。

駆けつけたB児相ではゆうまに会わせて貰えなかった。「しばらくお預かりして、家庭での安全が確認できたらお返しします」。しばらくってどのくらいだろう。安全の確認ってどうやってするのだろう。

いくつもの疑問が頭の中をぐるぐるとまわった。

思い当たるふしはあった。昨日は休日で、夫タカシ(29)が公園で自転車を教えていた。教えても教えても「もうできない」とすぐに諦める息子に腹を立て、殴ってしまったとタカシから聞いていたのだ。しかし、自分たちはニュースで聞く虐待した親と同じように見られているのか。無性に腹が立った。“だれも私たちの気持ちなんてわからないくせに”、そう叫びたかった。

実は児相との関わりは初めてではなかった。タカシは、ゆうまの実の父親ではない。愛はゆうまが4歳の時に離婚していて、昨年から一緒に住み始めたのが、現在の養父であるタカシだ。あれはクリスマス前の時期だった。タカシがゆうまに手を挙げてしまい、鼻骨骨折をさせてしまったのだ。通院先の病院から連絡がいったのかもしれない。児相に呼び出され、「もう叩かない」と夫婦で決めた。しかしその後もタカシは何度か手を挙げたことがあった。もともとお酒を飲むと、感情が抑えられなくなる面もあった。愛は「もうやめてよ」とそのたびに頼んだが、「血のつながりもないのに一生懸命頑張ってくれている」という気持ちもあり、それ以上止めることはできなかった。

B児相での何度目かの面接の際に、児相の先生から「ゆうま君には多動性障害の疑いがありますね」と言われた。障害? ゆうまが障害児? 愛は混乱した。

「お母さんたちの子育てが大変だったのも無理はないですね」。…確かにゆうまの子育ては大変だった。買い物に行けば店中を走り回ってしまって迷子になる。思い通りにならないとかんしゃくを起こす。食事中に食べ物を落としたり、こぼしたりはしょっちゅうだった。ゆうまに生活習慣を身につけさせる時期は離婚の渦中だった。ゆうまがちゃんと育っていないのは自分のせいだ。愛はずっとそう思ってきた。でも、これまでのことは、自分たちの子育てのせいだけじゃないのかもしれない。愛は少しホッとした。同時に子どもに障害があるというのは受け容れがたかった。障害児のゆうまは、元のゆうまでなくなってしまう気がした。私はどうしたらいいんだろう。

児相の先生との話し合いは定期的に続けられた。話はよく聞いてもらえた。話し合いに行けばゆうまが帰ってくるのかと、それだけを期待して愛は通った。あれこれと話すうちに、ふと、子どもと離れるのはさみしいが、ここでやり直すのもよいかもかもしれないと思った。正直、ゆうまとタカシの間で板挟みになる生活から一時的に離れられるのには、ホッとする面もあった。

しかし、わずらわしい問題はまだまだあった。何かと口うるさく連絡してくる祖母には何て伝えたらよいだろう。自分の母親なのだがとにかく口うるさい。そもそも親から離れたくて、愛は高校卒業後すぐに家を出たのだ。でも離婚後にはいったん実家に戻った。4歳のゆうまを一人で育てるには時間もお金もなかった。弁当屋の仕事は朝早く出かけるので、ゆうまを保育園へ送り出してくれる人が必要だ。仕方なく2年間同居していたのだった。祖母はゆうまを不憫だと言ってよく面倒を見てくれた。助かる反面、子育ての仕方にいろいろ口を出されるのにはうんざりした。タカシと出会い、次第に彼の家に寝泊まりするようになった。祖母と離れられるのも魅力だった。何かと孫に会いに来る祖母には、今回のことをいずれ伝えなければならないだろう。また色々

言われるのだろうと思うと気が重かった。

小学校では母親たちの間でもいろいろな噂が流れているようだった。保育園からずっと一緒だった母親たちに道で通りすがっても、誰も子どものことを聞いてくる人はいなかった。ゆうまが戻ってきた時、この地域に住み、同じ学校に通うのは想像できない。なるべく早く転居しようと決意した。

子どもと離れてから、3ヶ月くらいが経った。ようやく児相で子どもと会えることになった。ゆうまは「パパに会うのは怖い」と言っているらしい。タカシにはまだ会わせられないということだった。それを聞いたタカシは無言で部屋を出て行ってしまった。どうすれば機嫌を直してくれるだろう。勝手なことを言うゆうまにも、子どもっぽい反応をするタカシにも腹が立った。

久々にゆうまに会える日。嬉しい。でも子どもを育てられないひどい親だと蔑まれているのではないだろうか。ゆうまはA学園の職員と一緒に児相にやってきた。ゆうまだ。元気そうだ。担当職員さんが「お母さん、今日は暑い中面会に来てくださってありがとうございます」と言った。丁寧な口調に少し安心したとたんに、別の思いもわいてきた。自分の子どもに会うのは当たり前なのに、どうして自分がお客さんなんだろう。見るとゆうまはA学園の担当職員さんに懐いているようだった。楽しく暮らしていそうなゆうまの姿にホッとすると同時に、他人に甘えているわが子の姿を見るのは複雑だった。担当職員さんは「自転車に乗れるようになったんですよ」「ピーマンが嫌いですね」と親しみやすく話しかけてくれた。しかし、ものすごい違和感がわいてきた。自分の息子のことを自分より知っている他人がいる。

一度会えば、また次はすぐに会えると思っていたが、そうではなかった。児相の先生に「お母さんと会った後のゆうま君の様子などもA学園の方から報告を受け、その上で次回の面会を検討します」と言

われた。全く信用されていないのだなと思った。「私たちは何を頑張ったら返してもらえるのでしょうか」。思い切って聞いてみた。児相の担当者は「ゆうま君と家族の関係を見て判断します。お父さんとの面会を拒否している現在では、なんとも言えません」と答えた。自分たちが何を頑張ればいいのか、よく分からなかった。しかし、ここで怒りを露わにしてもよいことがないのは目に見えていた。

しばらくすると児相の先生が養父のタカシも含めて面談をしましょうと言ってくれた。児相の児童福祉司、児童心理司、施設のFSW (Family Social Worker) とゆうまの担当職員、心理士が集まった。養父タカシは児相が嫌いだった。元々、じっくり話をするタイプではないのだ。やり取りをしていると、段々腹を立ててしまうことが今までもあった。妻の愛から見ても、その日のタカシは緊張しているのがはっきりとわかった。福祉司の話に続いて、前回、愛がゆうまに会いに行った後の様子を担当職員が話してくれた。「ゆうま君は、お母さんに会えたのをとても喜んでいましたよ。楽しかったって。また会いたいって」。聞いていたタカシはだんだんイライラしてきた。アイツは自分とは会いたくないんだ。自分はいらないんだ。父親にはなれないんだ。思わず立ち上がって帰ろうとしたその時、「お父さんのこともこう言ってました。『お父さん、前は優しかったんだよ。その頃のお父さんに戻ってくれたらいいのに』」とっていました。そうだったんですか?」。タカシは座り込んだ。愛と出会った頃、公園に連れていった時の、自分を慕って駆け寄ってくるゆうまの顔が目には浮かんだのだ。横で愛が話しかけていた。「そうなんです。付き合い始めた頃は、とてもゆうまに優しくして。ゆうまもすぐにパパって呼んで、懐いていました。二人だけで日帰り温泉に行ったこともあったよね」。タカシはふるえた声で「ゆうまがそう言っていたんですね。すみません」と言うと、後は黙ってしまった。過去の思い出がどっと押し寄

せていた。

結婚する前はよかった。ゆうまは素直に懐いてくれたし、元気いっぱい可愛い子だった。しかし、一緒に住むようになって、なかなか言うことを聞いてくれなくなった。最初に手を挙げたのは、クリスマスの準備をしている時だった。愛とゆうまは、手慣れた手つきでクリスマス準備の飾りつけをしていた。それを見ていたら“ああ、前の父親ともこうしてクリスマスを過ごしていたんだなあ”という気持ちがわいてきた。数年間しまい込んでいたツリーの電飾は、こんがらがっていた。それをタカシがほどこいてみると、ゆうまが軽い調子で言った。「早くしてよ、パパ。しっかりして」。それがダメだった。カッと頭に血が上り、「だったらお前らだけでやればいいだろ!」と言うと、すでにゆうまを突き飛ばしていた。椅子に鼻をぶつけたゆうまは、鼻血を流し、泣き叫んでいた。愛とゆうまには、なんでパパが急に怒り出したのか分からなかった。「自分は、早く父親になりたかっただけなのに」。そう言ったタカシの目には涙が浮かんでいた。

それ以降は悪循環が広がるばかりだった。ゆうまはなにかと「ママがいい」と言うようになり、タカシに近づかなくなった。タカシは口うるさく、様々なことを指示するようになっていった。愛にはどうしたらよいか分からなかった。タカシに「そんなに言わないで」と頼んだこともあったが「なんで邪魔するんだ。父親は俺だ」と言うので、それ以上言えなくなってしまった。愛はゆうまにも「パパも一生懸命なんだから、言うこと聞きなさい」と怒ることもあった。ゆうまは、週末の度に「おばあちゃん家に行きたい」と言うようになった。祖母は孫には甘い。家でせつかくお菓子やジュースを我慢させても、祖母宅に行くとなんでも食べさせるので、どんどんわがママが高じるように思えた。一度連れていくとなかなか帰りがたらず、帰る時にはいつも泣きわめくようになった。母がゆうまに「いいかげんにしな

さい。帰るよ！」と強引に連れて帰ると、必ずその後には「ゆうまにもっと優しくしてあげなさいよ」という祖母からのメールが来るのだった。口うるさい祖母との関係はここでも再燃した。次第に、実家への足は遠のいた。

児相の福祉司は「ステップファミリーといって、再婚家庭では誰にでも起こりうることです。誰にとってもすごく難しいんですよ」と言った。初めて聞く言葉だった。「一緒に勉強してみませんか」と児相の心理司に言われた。再婚家庭がどのような気持ちになりやすいか、どうするとうまくゆくかなどを学ぶことができるのだという。ゆうまとまた一緒に暮らすためには、なんでもやりたかった。「お父さんも一緒にいかがですか」。タカシも「妻が行くなら、一緒に行きます」と答えた。

児相主催の離婚・再婚家庭のためのプログラムでは、同じような境遇にある夫婦が何組か集まっていた。講義で聞く内容も、グループで他の参加者が話すことも、自分たちが体験してきた気持ちばかりだった。その中でも特に役立ったのは、シンプルな原則だった。①しつけ役は実親がする、②継親は子どものサポート役を取る、③夫婦仲を強くする、④焦らず、ゆっくり時間をかける。この4つの原則だった。

月1回の児相のプログラムに参加しながら、A学園には月1回定期的に通うようになっていた。最初は母としか会わなかったゆうまだが、次第に養父にも「少しなら会ってもいい」と言うようになっていた。プログラムで習った通り、父はあまりしつけをしないようにし、言うべきことは母が言うようにした。1年くらい面会を重ねた頃には、ゆうまはタカシと2人で遊ぶのも嫌がらなくなってきた。しかし、時には問題も起こった。家に泊まりに来るようになると「おばあちゃん家に行きたい」ということが増えた。「こんなに一生懸命頑張っているのにどうして！」と怒ってしまうこともあった。お泊りの帰り

にA学園まで送ると、担当の先生や心理の先生が待っていてくれ、話を聞いてくれた。〈怒った時ってどうしていますか〉「たばこ吸いに出て、少ししたら帰ってきますよ」〈それはよいですね。よく子どもたちにも言うんですけど、カッとになったらその場を離れるか、トイレに入るとよいですよ〉とアドバイスをくれた。不思議と話を聞いてもらうと、また来ようと思えた。妻は「ゆうまの本当の父親になりたいって一生懸命関わってくれてるんだと思います」と言ってくれた。妻がそんなふうに見てくれているんだと思うと、認められた気がした。

2年ほどの時間が経過し、養父とゆうまの関係に緊張感がなくなってくると、ゆうまが「うちに帰りたい」と言うようになった。外泊帰りにはいつもしょんぼりしてしまっていた。家庭復帰の時期が近づいていた。次の3月末に家庭に戻ってきて、4月からは家から学校に通うことになった。施設の職員や児相の先生は、ゆうまが通う小学校の先生との話し合いの場にも一緒に来てくれた。ゆうまがADHDで通っている病院の先生には、帰ってきた後も引き続き相談しようと考えていた。学校の先生や地域の相談機関とも顔合わせをし、何かあれば相談できそうな感じがした。しかし、PTAなど学校での保護者同士の付き合いなどは心配だった。子どもが施設にいたことは、何としても隠したかった。

ゆうまが家庭に戻ってくる日。A学園に迎えに行くと、学園の子どもたち大勢が園庭に出て、見送ってくれた。ゆうまは「また遊びに来てもいい？」と母に聞いた。愛は「うん、いいよ」と自然と口についた自分を眺め、力がわいてくるような気がした。

児童養護施設の家族支援

年間12万件を越える児童虐待通告件数の内、約4千人の子ども(3.3%)が家族と離れ児童福祉施設に入所し、中でも約3千人が児童養護施設に入所している。児童養護施設は全国に約600ヶ所あり、3万

人の子どもが生活している。したがって、1施設50人定員で、年間5人の子どもが入所してきて、5人の子どもが退所していくというのが平均的な児童養護施設の姿である。虐待通告件数の3%程度しかいない、分離保護を必要とする家族は、それだけ重篤な虐待が起きた家族かと言えば、必ずしもそうではない。貧困やサポート資源の少なさに起因する慢性的な養育機能不全であるか、本事例のような家族の変化の時期に起きた混乱から一時的に子どもを分離し、建て直しを必要とする家族である場合も多い。

児童養護施設では、FSWを中心に、担当職員、心理士らがチームとなって家族支援に当たっている。児童相談所は措置権限を持っているため、親と対立することも稀ではない。一方、児童福祉施設は、入学式、卒業式、運動会などの学校行事への参加や、面会、外出、宿泊などの機会で親と関わる人が多いので、比較的關係は作りやすい。その意味で、家族支援における児童福祉施設への期待は大きい(厚生労働省、2017)。一方で、本事例のように、子どもが施設職員に懐いている姿は、親に嫉妬に近い感情を生む可能性がある。子どもにとっても、親と現在の養育者である施設職員との仲が悪いと、どちらの言うことを聞けばよいのか分からなくなり、忠誠心の葛藤を起こすことがある。こうした葛藤状態に子どもを置くことは、発達にネガティブであろう。したがって施設職員は、親と共同養育者としての協力関係を築くことが第一目標となる。

家族との目標の共有

援助開始時に保護者と援助者の間で、目標の共有ができていない場合が多い。事例でも「ゆうま君と家族の関係をみて判断します」と伝えられる場面があるが、家族から見ると、何を頑張ったらよいのか、どういう親子関係がよいと判断されるのか分かりづらいであろう。児相から「何が問題で、何がクリアできると、家族で再び住み暮らすことができるのか」

を明確に提示することも難しい場合が多い。単純に殴ったから保護というわけではなく、養育機能が一般的に低いことが問題となっている場合もあるからだ。また児相は、家族との関係構築と子どもの発達保障のバランスの中で支援を展開している。そのため、関係構築を優先する中で、問題の指摘が曖昧になることもあれば、一方子どもの保護を優先しなければならぬ局面では、対立構造になってしまい、目標共有が難しくなることもある。いつ頃、どのようにしたら家に返せるかを明確にしづらいこともあって、「どうして入所に至ったと保護者自身は考えているか」といった家族の意向を聞くことも、目標の合意を作るやり取りも十分にできないことが多い。この辺りの問題へのチャレンジとして、ファミリーグループカンファレンス(Family Group Conference、以下FGC)のような、当事者も一緒に支援会議に参加し方針を共有していくやり方も取り組まれているが、児相のスタンダードになっているわけではない。近年注目されているオープンダイアログ(フィンランド西ラップランド地方で生まれた当事者参加型の精神科医療のアプローチ)やFGCに共通する当事者性を尊重したアプローチは、現代の潮流の1つである。おそらくクライアント(当事者)の主体性が発揮され、尊厳が守られることに、変化への鍵があるのだろう。このようなやり方を児相のスタンダードにするというのは現実的ではないが、エッセンスを取り入れることはできるかもしれない。問題をオープンに提示しつつ、当事者の意思や自己決定を尊重するやり取りを粘り強く続けていくやり方は、児童福祉領域でももう少し取り入れられるとよいだろう。具体的には、児童福祉施設の援助者は、初めて保護者にお会いする時に「どうして入所になったと考えているか」「どんなお手伝いがあったらよいか」「どういう家族関係になっていきたいか」と尋ね、目標を共有することを目指すともいえるだろう。

〈表1〉 継親へのヒント

- ・ルールを作る前に、継子との信頼関係を作ろう
- ・大人としての権威を築くために、子どもの無礼な反発をいくらかは許そう
- ・継子に関心あることに、我慢強く親切に教えらるるならば、先生役をしてみよう
- ・継子と一緒に楽しめるアクティビティを見つけよう。実親なしならなおOK
- ・継子がイライラしてあたる時は、火に油をそそがないよう、一旦「タイム」をとる
- ・継子に対して気になることを伝える時はアイメッセージを使う
- ・子どもの心配は実親にまかせて、彼らの状況を観察し、提案や応援をしよう
- ・実親と継親の捉え方の違いを理解して、実親の子育てを批判しない

SAJ「ステップファミリーのおとなのためのきほんブックレット」より

〈表2〉 ステップファミリーの子どもがストレスを感じること

- ・実親同士の口論やお互いへの悪口をきくこと
- ・もう一方の実親に会えないこと
- ・継親のケンカ
- ・2人の実親の板挟みになっていると感じること
- ・継親に指図されたり、継親のしつけを受け入れること
- ・問題があるとすべて自分のせいだと非難されること
- ・実親が、自分より継子を優先すること
- ・自分の部屋を他の子どもと一緒に使わなければならないこと
- ・自分がいない子だと感じる事
- ・元の家族に戻りたいと思うこと、それが叶わないことだと我慢すること
- ・継親が決めた新しいルールに適應すること
- ・新しい家族がうまくやっけていけるかどうかは自分にかかっていると感じる事

SAJ「ステップファミリーのおとなのためのきほんブックレット」より

ステップファミリーへの支援

本事例は、再婚家庭における養育の難しさが顕著に現れていた事例である。厚生労働省による平成25年度児童養護施設入所児童等調査によれば、入所児童の12.6%がステップファミリーであり、実母のみが45.4%、実父のみが14.0%となっている。施設に入所している子どもの家族の1割以上がステップファミリーであり、約6割の単身親の家族が今後ステップファミリーになる可能性があると言える。したがってステップファミリーに起きる問題とその支援方法について、児童養護施設関係者は基礎知識として身に付けておくことよだらう。

ステップファミリーにおける養育は、誰にとっても難しくなる構造上の問題がある。継親が“親”になろうする時に、子どもが自分の言うことを聞いてくれると、親として認められたような気持ちになりやすいのだ。自分が「止めなさい」と注意すると、子どもが従って止めるなどがその一例である。まるでそれが、自分に対する忠誠心の証であるように感じられやすい。したがって、継親によるしつけは常にエスカレートするリスクを抱えていると言える。

継親への関わりのヒントは上記の表1のようなものである。一方で子どもには、継親に従うことは、実親を裏切るような気持ちになりやすい。継親の味方をする実親に対する不満や怒りもわきやすく、関係構築には様々な課題が出てくるのだ。ステップファミリーの子どもには共通した3つのLがあるとされている(SAJ,2016)。Loss(喪失感)、Loyalty(親に対する忠誠心)、Lack of Control(死別・離別・再婚など、自分でコントロールできない状況によって気持ちが不安定になること)の3つである。ステップファミリーの子どもがストレスに感じやすいことも明らかにされているので、親は子どもの気持ちを推測する手がかりとするとよい(表2)。ステップファミリーの養育においてできるとよいことは、事例中にも一部提示されていた通り、①しつけは実親が担う、②継親はサポート役を担う、③関係の構築には、ゆっくり時間をかける、④家族全員の場合は緊張状態を生みやすいので、定期的の実親子だけの時間、継親と子どもだけの時間を作る、などである。ペーパーナウ(Patricia Papernow,2015)は、最初に行うべきは上記のような「何が普通で、何が役に立



相談室イメージ

ち、何が役に立たないのか」を伝える心理教育であり、原家族からの傷を癒すような心理的作業はその後でもよいと述べている。情緒的混乱の中にいる人に、まず支援全体の地図を見せ、どういうことが起きているかを教え、何を身に付けるとよいのかを予め伝えるやり方は、安全な介入であり、臨床倫理的にも重要であろう。

まとめ

自らの臨床実践を振り返っても、入所時の目標共有には改善すべきことが多いと感じる。また、本稿のようなステップファミリーの心理教育や、単身子育てを支える社会資源の提供や適切な養育方法を伝えることについても、十分な支援ができていないと言いがたい。家庭復帰の際に、私たちが関心を寄せるのは、学校や地域の相談機関とどのようにつながるかであって、子どもを保護された家族が地域社会でどのような体験をしているのか、家庭復帰後どのように地域に居場所を作っていくのかを十分に知っているとも言えない。おそらく、家族が自助努力によって、乗り越えていることがたくさんあるのだろう。子どもの分離保護を経験した家族の視点から考えると、私たちが考えなければならないことがまだまだ見えてくるのではないか。本稿がその一助になれば幸いである。

参考文献

- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局 (2015) 「児童養護施設入所児童等調査(平成25年2月1日現在)」
<https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11905000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Kateifukushika/0000071184.pdf>
- みずほ情報総研株式会社 (2017) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局 社会的養護施設における親子関係再構築支援の取組に関する調査検討委員会 「親子関係再構築支援実践ガイドブック」
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000174958.pdf>
- Patricia L.Papernow (2013) 「Surviving and Thriving in Stepfamily relationships: What Works and What Doesn't」中村伸一・大西真美監訳 (2015) 「ステップファミリーをいかに生き、育むか うまくいくこと、いかないこと」金剛出版
- Patricia L.Papernow (2015) 「ステップファミリー独自のチャレンジ 家族療法家が知っておくべきこと」第32回日本家族研究・家族療法学会 大会講演
- SAJ: Stepfamily Association of Japan (2016) 「ステップファミリーのおとなのためのきほんブックレット」SAJ

キーワード：ステップファミリー

夫婦のどちらか、あるいは両方が子連れの再婚家族を、ステップファミリーと呼んでいる。実子みのみ家族では、夫婦関係の絆を深める時期があり、妊娠期間を経る中で子どもを迎え入れる準備をし、夫婦がともに子育てに関わり始める。一方ステップファミリーでは、すでに関係のできている実親と、子どもの発達途中から親になる継親があり、そこに関係性の差が最初から存在する。そして夫婦関係の形成と子育てを同時に行わなければならないのだ。従って誰がやっても難しい構造的な問題が存在する。

Ⅲ 国内外の動向

10代の妊娠、その当事者の 学習継続と将来性開花のために —カナダ Jessie's の多彩な取り組み



菊池コンサルティングサービス
ビジネスコンサルタント・研修コーディネータ・通訳・翻訳家

きくちこうこう
菊池幸工

◆ プロローグ：利用者の声

“Jessie'sには学習の継続や保育所、衣服や食事などで多くの支援をしてもらいました。特に、学習が続けられる授業や保育所は、Jessie'sでの生活の中でも重要な支援でした。保育所のプログラムや親子センターでのサービスによって、私は高校を卒業することができました。授業中でも、子どもがすぐそばで保育を受けていることで、安心して学習に専念でき、卒業することができたのです”

◆ Jessie'sとは

Jessie'sは正式には「The June Callwood Centre for Young Women (以下JC)」と呼び、10代の妊婦や若い親とその子どもたちに総合的なプログラムを提供する非営利の慈善団体である。受付対象年齢は19歳以下で、保健ケアやカウンセリング、学習、保育など、多彩な支援を行っている。支援を受けるには、まず電話で面会予約を取る必要がある。JCを紹介するのは主に学校や病院、友達、家族などであるが、面会予約を取ったら、カウンセラーと相談しながら様々なプログラムの中から自分に必要なサービスを受ける。カウンセラーは、本人がどんな選択をしたかサービスで優先順位を決める。サービスは、22歳になるまで受けることができる。

では、早速読者が一番関心を持っているであろうプログラムから紹介しよう。



Jessie's 外観
(ホームページより)

◆ プログラム

1) カウンセリングとケア・マネジメント

カウンセラーから個別カウンセリングが受けられ、必要な情報や権利擁護の支援を受けたり、他の団体に照会してもらえらる。カウンセラーは、総合的で偏見や先入観のない情報提供や支援を行い、中絶するか、養子に出すか、自分で育てるかのインフォームド・チョイス(十分な説明を受けたうえでの本人の選択)を保証し、将来の人生設計や目標を設定する手助けをし、人間関係や個人的な問題に対処するための支援も行う。

2) 保健サービス

無料で妊娠診断や親業クラス、個別保健カウンセリングが受けられる。多くの保健サービスは施設内で提供されているが、本人に主治医がない場合や助産師が決まっていな時は外部の診療機関へ照会も行う。訓練と経験を積んだ「分娩支援ボランティア」が、前向きに出産に取

り組めるよう出産準備を支える。このボランティアは、若い妊婦と一緒に「出産準備教室」に通ったり、医師や助産師の診察に同行したりする。さらに、分娩を助け出産後の母乳による授乳の支援もする。

3) 住宅支援

16戸のアパートを所有している。また、外部の賃貸物件を探し、賃借交渉まで一緒に行ったり、公共住宅や特別優先住宅などの物件への入居申請支援も行う。さらに、賃借人の権利や責任に関する情報提供、大家と争議があった時の解決支援や部屋の修理・メンテナンスの支援、また、若いがために差別を受けたり訴訟がある場合の支援もする。

4) 日常生活の支援

大人の衣服や新生児の服やおもちゃ、家庭内の必需品などが施設内の「スワップ・ショップ」で無料で手に入る。さらに、無料の昼食や公共交通費なども提供している。妊娠中絶の付き添いや生活保護申請のために市役所へ同行、法的支援や裁判所への同行、移民手続き、住居探し、保育費の補助金申請など、熟練しているスタッフが支援する。さらに、出生届や子ども手当申請、所得税申告、保育園入園申請届、さらに、親権および養育費申請用書類の記入なども支援する。

5) 親業グループ

当施設の「親子センター」は、乳児や子どもの発達、親業のスキル向上について話し合う場所であり、信頼できる支援者からサポートを得る。また、若い母親同士が自分の経験を共有する場所でもある。音楽サークルや親子遊び時間、工作や感覚・知覚遊び、運動や特別イベントなど、楽しい企画もある。

6) レスパイト(息抜き)・サービス

JCの利用者でなくても受けられる。25歳以下



利用者が交流しながら育児を学ぶ
(ホームページより)

の親が一時的に、または、一晚(通常は週末)子どもを預けたいときに利用できる。急病、住居探し、引っ越し、試験勉強、睡眠不足を補う、出産準備、誕生日祝い、洗濯、ちょっと休憩したい時なども利用できる

7) 学習(授業)

毎年、12名の若い妊婦・母親が9～12年生(日本の中3～高3)の単位が取得できる必須・選択科目を履修できる。生徒ごとに個別プログラムが生まれ、それぞれの生徒のニーズや将来目標に合わせて、様々な科目が学べる。地域の学校に戻る準備や、大学や専門学校に進学する準備プログラムも組める。JCの先生は10代の妊婦・母親を批判したり偏見を持ったりせず支援するので、安心して授業が受けられると好評である。

8) 地域の学校生徒への啓発

毎年8人のスピーカーを訓練し、地域の高校で生徒に10代の妊娠に関する話をしている。健全なセクシュアリティや妊娠に関する個人の選択がインフォームド・デシジョン(十分な説明を受けたうえでの決定)によって行われる必要があることなどを話す。話をする人は、同じような経験をしている仲間(ピア)のリーダーとなる機会を得ることでエンパワーされる一方、聞く生徒は実際に妊娠や出産、子育てを経験している年齢の近い人から具体的なアドバイスを聞くことができる有益な機会となる。男子生徒には、特にセクシャルヘルス(妊娠や出産など)に

関しての責任についても話す。

9) 新母親グループ

週1回母親グループが集って、乳児の栄養や母乳の授乳の仕方、子どもの成長と発達などについて学ぶ。出産から最初の9か月間は、母親になったばかりの頃に経験することを学び合う。また、年3回「赤ちゃんいっちゃい」と題して新母親同士のパーティーを行っている。

10) 出産準備クラス

午後と夕方に提供している。妊娠中に起こること、出産のための準備、そして、新生児の世話の仕方などを話し合う。訓練を受けた分娩支援ボランティアと一緒にクラスに参加し、分娩中の支援もする。

11) 出産準備栄養クラス

毎週、「フードフォーツー (Food for Two)」という出産準備栄養クラスを提供している。妊娠中に必要な栄養について学び、妊娠中の健康維持に努める。このクラスに参加するグループ全員には、栄養豊富で健康的な食事が毎回提供される。

12) その他のグループやプログラム

親業グループには、乳・幼児期など子どもの成長段階別に分けて活動しているものもある。人間関係の問題やライフスキルなどを学ぶグループもあり、夏休みには無料のレクリエーションや野外活動のプログラムも提供している。

◆沿革：歴史とアプローチ

JCの創設者は著名なジャーナリストで慈善家のジュン・コールウッド氏である。彼女は社会正義、特に女性と子どもに関心を持ち、生涯を通じて50以上の支援機関を、単独もしくは共同で立ち上げた。連邦政府と州政府から受勲している。「すべての人は尊厳をもち、満ち足りて誇りをもって生きることができるべき」を信条とする。彼女の「あなたが不

正義を目撃したら、もう傍観者ではなく、何かを成し遂げる主体であり責務を負う」と言う言葉は有名である。この言葉通り、トロントにおいて10代の母親やその子どもを支援するサービスがないことを目のあたりにして、1982年に10代の妊婦及び母親とその子どもに対して安全な場所を提供する支援センターとしてJessie'sを立ち上げた。

1. 目的とミッション

目的：JCの門をくぐる一人ひとりの若き女性が、安全で安価な住宅を確保し、本人及びその子どもの健康維持のために総合的な保健サービスを提供し、高等学校の教育を修了すること。

ミッション（使命）：10代の妊婦や母親とその子どもの健全な発達を促進する。

1) アプローチ：手法

保健に影響を及ぼす経済的・社会的条件を認定したカナダ保健局 (Health Canada) 制定による「保健の社会的決定要件フレームワーク (Social Determinants of Health Framework)」に沿って、10代の妊婦や母親とその子どもの健全な発達を促進し、それを成功させる三つの柱：住居・保健・教育に焦点を当てる。

2) 運営上の基本方針

- ・選択権を尊重：フェミニズム (男女同権) を支持し、自身のセクシャルヘルスや妊娠に関わる女性の選択権を尊重する。
- ・総合的で利用しやすいサービス：すべての10代の妊婦や母親とその子どもに対し総合的で利用しやすいサービスを提供するように努める。
- ・自己の選択：10代の妊婦や若い母親が自己の選択をし、自己のエンパワメントを経験し、問題をうまく解決し、将来大人として自立できるように機会を提供する。
- ・差別の禁止：サービスを提供するにあたってはサポートする形をとり、相手を尊重して差

別をしない。

- ・社会の変革：若い親やその子どもが社会で平等・公平に取り扱われ尊重されるように制度的な変革を促していく。



リビングルームと保育スペースが隣り合わせ



スワップ・ショップ：子どもの服やおもちゃが無料で受け取れる

- ・障害者の尊厳と独立を尊重：障害者もJCのサービスが利用できるよう保証する。

告されている。

2. 施設紹介

JCの建物には、以下の設備・機能部屋が備えられている。

- 1) カウンセリングルーム：3人のカウンセラーが務めている。
- 2) 保健・診察室：保健師が一人常勤しており、妊娠や出産、母乳授乳、子どもの保健などについて相談でき、週1日は、医師が診察に訪れる。
- 3) 保育所（親子センター）：おもちゃやベビーベッド、ベビーチェアなどが備え付けられている。4人の保育士が勤務し、子どもと一緒に遊んだり預けたりすることができる。
- 4) 台所（キッチン）：栄養士が料理して食事を提供している。
- 5) スワップ・ショップ：寄付された衣服や様々な玩具、日用必需品などを整理して保管しており、利用者に無料で提供している。
- 6) 学習室（教室）：教育委員会から派遣された教師が、高等学校の授業を行っている。

3. 利用の統計と成果

過去35年間に約12,000人の母親がサービスを利用した。現在は常に約170ケースがオープンしている。子どもを含めると毎年約500人がサービスを利用している。

2016年-2017年の年次報告書には以下の成果が報

施設内で授業を受けた人：20人

地域の学校で生徒に話をした人：91人

保育サービスを利用した子ども：346人

レスパイト・サービスを利用した家族：38家族

住居支援サービスを利用した人：139人

出産準備・親業クラスを受講した人：139人

提供された食事：6,000食以上

カウンセリングをした総時間：6,683時間

他の団体を照会した件数：398件

◆社会の移り変わり

トロントでも、30年ぐらい前は10代の妊娠に対して社会からの批判的な意見が多かった。他の生徒に悪い影響を与えるとして学校も退学を勧め、親のサポートも得られず、家出してホームレスになる若者が多くいたという。しかし、近年は社会に人権や子どもの権利が浸透し始め、10代の妊娠に対する差別は人権侵害として捉え、支援する考え方が出てきた。教育を受ける権利を守ろうと妊娠中及び子育て中にも授業が受けられるようにとの配慮もなされるようになった。一方、宗教的理由で10代の妊娠を受け入れない学校もあるが、近年、学校などで提供されるセクシャルヘルス(性)教育やカウンセリング及び地域での保健サービスが功を奏して、その割合は減少傾向にあるという。避妊の知識を得るだ

けでなく、性行為そのものを年齢的に遅らせる傾向にもなっているが、これも性教育の成果と言える。また、男女平等の考えが浸透し、女性も自信をもって生きるようになってきていることも要因と言われる。

◆成功の秘訣

成功の秘訣は大きく二つある。一つは安定した財源を確保することであり、もう一つは特定の宗教や信条、社会の通念などに基づく価値観で10代の妊婦や若い母親などを判断しないことである。これは、10代の妊婦や母親が自分を肯定し、人生を前向きに生きていく上で支援する側に強く求められる態度である。このため、スタッフの採用には十分注意し、採用後はノン・ジャッジメンタル(キーワード参照)や反差別・男女平等などに関する十分なトレーニングを行う。このトレーニングには、子育ての仕方に関しての内容も含まれる。母親を「10代の何も知らない母親だから正しい子育ての仕方を教えてやる」という態度はとらない。また、新しい母親は、育児の仕方などを学ぶ場合、年配の経験者よりも、同世代の母親から教えてもらう方が受け入れやすい。これを「ピアサポート」とか「メンターシップ」と呼んでいるが、この方が効果があるとされている。

◆組織の運営

22人のスタッフと80人以上のボランティアで運営されている。理事会には15人が名を連ね、ボランティアで運営管理にあたっている。2017年の財政状況を見ると、収入は1,449,411カナダドル(約1億2,400万円)でその内36%はオンタリオ州政府から、28%はユナイテッド・ウェイ(コミュニティー団体に支援金を出す基金)から、18%は募金活動で得ている。銀行や多くの企業もスポンサーとなっている。一方、支出は1,422,700カナダドル(約1億2,000万円)で、

内65%が人件費、15%がスタッフの手当てや経費、10%がプログラム備品費などとなっている。もう一つ重要なことは、コミュニティーの他団体との連携である。例えばトロント地区教育委員会、トロント公共保健局、トロント出産センター、子ども図書館など、様々な機関と連携して活動している。

◆エピローグ：他人の役に立ちたい

35年前にJCが開設された時に、このサービスを利用した人が一人今年スタッフとして採用された。彼女はECE(早期幼児教育)の専門家として働く。この施設を利用した人の多くが、その後「人の役に立つ仕事をしたい」と言ってソーシャルワーカーになるという。こうして、助け合いのサイクルができて上がっている。

参考文献

- Jessie's : THE JUNE CALLWOOD CENTRE FOR YOUNG WOMEN : Annual Report 2016-2017 : Reaching New Heights
- Jessie's : THE JUNE CALLWOOD CENTRE FOR YOUNG WOMEN : Annual Report 2015-2016 : Transformation : Spreading Our Wings
- Jessie's : THE JUNE CALLWOOD CENTRE FOR YOUNG WOMEN : Financial Statements For the Year Ended march 31, 2017 :
- Jessie's : THE JUNE CALLWOOD CENTRE FOR YOUNG WOMEN : Brochure パンフレット
- Jessie's : THE JUNE CALLWOOD CENTRE FOR YOUNG WOMEN : Maritza Sanchez, Executive Director : Interview: April 9th, 2018 所長のインタビュー
- Jessie's : THE JUNE CALLWOOD CENTRE FOR YOUNG WOMEN : ホームページ <http://jessiescentre.org/>

キーワード：Non-Judgmental ノン・ジャッジメンタル

個人が持つ特定の価値観や意見で他人を判断しないこと。カウンセラーやソーシャルワーカーなどがクライアントに接する場合、往々にして自分が学んだ知識や価値観・倫理観で相手を判断することがある。クライアントの尊厳と声を尊重するためには、相手があるがままに受け入れ、現状を真摯に理解し、クライアントの側に立ち切って共感することが求められる。そうすることで、クライアントのウェルビーイングが促進され、心理的・身体的・精神的健全性が改善されると言われている。

Ⅲ 国内外の動向

外国にルーツを持つ子どもと その家族の支援

— 桜本保育園・川崎市ふれあい館の取り組みから



みうらともひと

社会福祉法人 青丘社 事務局長 三浦知人

◇地域活動の始まりと行政とのパートナーシップ

川崎駅と臨海工場地域を結ぶ場所に位置する私たちの街は、関東では比較的有名な朝鮮人集住地域を形成している。この地で、差別をなくし共に生きる地域活動が始められたのは、1970年代。その主人公は、日本生まれの在日二世の母親たちであった。日本の学校で「朝鮮帰れ!」という差別発言に象徴される惨めな少年期を送ってきた彼女らが子育てをする世代となり、「わが子にだけは、自分のような思いはさせたくない」と歩み始め、共感の輪を広げた。差別は、弱い立場の子どもたちの育ちに大きく表れる。「どうせ勉強したって」と将来をあきらめてしまう子と向き合い、低学力、非行の実態に迫った。

当時は、あらゆる社会保障制度に国籍による排除があった。児童手当がもらえない、公営住宅に入れない、奨学金がつかえない。差別の実態に向き合えば向き合うほど、その行政責任を痛感するようになる。「川崎市は一体在日コリアンを市民だと思っているのか!」—私たちは、差別をなくすための市政の確立へ駒を進めた。そして、紆余曲折を経て、外国人教育基本方針の制定と差別をなくすためのふれあい館の建設へと進む。30年前の出来事である。

◇新しく国境を越えて暮らす市民との出会い

川崎市が差別の克服に向けて、教育方針を制定し、



外国につながる市民の社会参加を進める視点、川崎市ふれあい館

ふれあい館を設置、その運営を私たち社会福祉法人青丘社が受託した。私たちは、市民の自覚的意識を育み、差別のない社会に向かって、市民参加型で運営することを大切にしてきた。

1990年代に入ると、日本人との婚姻や「帰化」により、在日コリアンにダブル、日本籍者が増大した。そして、最も苦勞してきた在日一世が高齢期を迎え、日本の高齢者福祉になじめないという課題に出会った。さらに、新しく国境を越えて暮らす外国人と出会い、地域生活上の支援の課題が浮上する。また、障がいのある子どもとの育ちあいを通じて、社会参加につなげる活動が広がった。2000年以降の市民社会と行政機構の関係性の変化も影響して、青丘社は多様な活動を小さな地域を大切にしながら、推し広げてきた。

特に、新しく国境を越えて暮らす親と子の生活課題は、私たちが歩んできた道と重なりあった。かつて、高校をあきらめる在日コリアン二世三世の子どもたちに寄り添い、将来を後押ししてきた私たちは、今度はフィリピンルーツのこどもたちが、高校をあきらめてしまうケースに遭遇した。

フィリピン人社会では、かつて日本もそうであったように、若い世代の労働で大家族を支え、結果、ほとんどが母国に仕送りをしている。日本人の夫が子育てに参加しない傾向もあってか、子どもが生まれると乳児期から母国の実家に預け、少しでも多く仕送りしようとする考えは、そんなに特別なことではない。子どもが学校に上がってから、わが子呼び寄せ、日本の学校に通わせる。日本人との間に生まれた日本籍の子どもであるが、日本語は話せない。それでも、ほどなく友達もでき、日常の生活言語には困らなくなるが、学習言語は難しく、勉強が分からない。中学卒業を控え、進路のための三者面談に、母親も呼ばれるが、内容が理解できない。「あんたが決めなさい」と子どもに返すが、彼らだけで決断できるほど日本の受験システムは甘くはない。結果、「俺はいいや」と受験すらあきらめてしまう。

高校入学の支援を行いながら、弱小な私たち市民団体が、なぜ40年前と同じことを繰り返さざるを得ないのか。日本社会が在日コリアンの差別に向き合って多文化施策を実現できていれば、新しく国境を越えた市民は、もう少し苦労せずに済んだのと思う。

母親支援も課題に上がる。外国人当事者を職員に迎え、ふれあい館を地域生活の拠り所として使っていただける環境を作り、館で識字学級に参加してくれた外国人に、翻訳・通訳のボランティア活動登録をお願いし、自助互助の社会参加活動を後押しした。「知ることをあきらめない」—このテーマは、今も大きな当事者活動の柱である。

◇地域社会から真の多文化社会への発信

在日コリアン当事者を中心とした、差別をなくす地域活動は、新しく国境を越えて暮らす市民との出会いによって活動をランクアップさせ、地域社会の多文化化という課題を発信することを新しい役割に据えた。

今やどの地域でも国境を越えて暮らす人と出会うようになった。帰国すればハイクラスな生活を保障された人もいるが、わが街には、駅周辺の飲食店の厨房の仕事や、工場地域の三交代の単純労働など、日本語の読み書きができなくても働ける場所がまだあるため、生活課題を抱えた外国につながる市民が暮らしている。東南アジア出身者や、不況下に真っ先に自動車産業から解雇された南米日系の人たち、中国の内陸部出身で親族経営の中華料理店で18時間労働する中国人など、抱える生活課題は一様ではないが、彼らこそ、定住する意思を固めている。彼らは確実に日本社会の構成員である。多文化・多様性の現実を先をいき、世の国際化や多文化の議論は、実態から立ち遅れた感がある。

日本の産業界の要請にこたえ、1990年入管法が改正されて、日系南米の人たちが仕事を求めてやってきた。多くが自動車産業に吸収され、そこに南米のコミュニティが生まれたが、不況で彼らが真っ先に整理された。政府の帰国政策にもかかわらず、帰れない帰らない人たちが、派遣会社を通じてわが街にやってきた。小さい子どもを抱えた家族は、中学時代に親に連れられて渡日した世代。コミュニティの中で親世代に守られて生きてきて、日本に15年いるのに日本語能力が極端に低い。当時の日本の学校の受け入れ態勢は不十分で、中学に何日か通った記憶はあるが、すぐ不登校になり、以来、学校に通うこともなかった。親世代のように生きるパワーもなく、夫は仕事に行き、3人の子どもを抱えたまま、昼間、子どもの泣き声がするからと虐待通報されて、私たちにつながった。その間3か月。やっと保育園

入園や学校入学が果たされた。彼らは、在日コリアン一世と同様、非識字であり、情報の母語翻訳で事足りるものではない。

在日コリアンも、厳しい貧困の実態を生きてきたが、支え合うコミュニティの力もあった。しかし、今や外国人であるが故の貧困と孤立がセットで押し寄せている。そして、外国につながる市民は、階層化と地域社会の劣化の波に包み込まれ、社会の底辺に世代をつないで組み込まれていく。

新しく国境を越えて暮らす人も、在日コリアン同様に同族コミュニティの助け合いが行われるが、社会状況の変化もあり、また、コリアンに比べ圧倒的に母数が少ない中で、困難をうまく処理できなくて、同胞からもダメの烙印を押され、疎まれてしまう家族は、一層孤立感を深める傾向にある。

貧困や孤立は、学校や保育園で見える。ましてや、情報弱者の家庭は、困ることは一つ二つではなく、連続している。そのことは、外国人に限ったことではないけれど、確実に外国につながる市民に象徴的に表れている。異文化理解や情報の多言語化という外国人に固有な課題は今も続くが、時を重ねることで外国にルーツのある市民が、日本の最も困難を強いられる社会階層に組み込まれていっている。貧困や孤立の問題、精神的不安定さを抱える人の問題や若年母、虐待などの分野に外国にルーツのある人が多く存在している。福祉社会を支える相談支援の専門家は、外国にルーツがある事実を「特別視しない」ことで済ますのではなく、多文化家族が抱える課題の歴史的社会的背景と現実の両方を見る視点が求められている。

◇地域での居場所づくり

私たちの学習サポートに学び、希望をもって高校進学を果たした子どもが、卒業するまでのモチベーションを保ち続けるのは容易ではない。入学して、アルバイトで家計を助けるフィリピン人の高校生。

学校後のアルバイトで今まで手にしたことがない現金が手に入る。ママに一万円あげたら、少し笑顔でありがとうと言ってくれた。弟に五千円あげたら、すごく喜んでくれて、少し家庭が明るくなったような気がした。そうしていくと、学校の時間が何だか無駄に思えてくる。弟も高校に行かなきゃならないし、自分も少し楽しみたいし、当分フリーターでいいかと笑顔で高校を辞めてしまった。

別の高校に入った子どもも、しばらく顔を見せなくなったと思ったら、久々に来て「子どもができた、結婚することにした」。親は「子どもには勉強して、貧乏を脱出してほしかったのに」と複雑な思いで話す。若年母の子育ては、寄り添い支援でなければ成り立たない。桜本保育園の一時保育では、行政からの依頼も含めて、彼女たちが子どもを預け、働きながら子育てをするまでの助走を見守り支援している。夜のフリーターから、週2日の昼間の仕事を見つけ、経験を通して通常の就労へステップアップを図り、行きつもどりつしながら保育園への本入所に結びつけるまでの「しなやかな子育て支援」は、当然、地域の日本人にとっても同様に重要であるが、外国から来た親たちは、公的子育て支援の場に全く相手にされない就労実態にあった。同族の高齢者や子育て中の仲間に子どもを預け、働きながら子育てしてきた。日本で初めての出産・子育てを経験し、孤立して子育てする外国につながる親には、公的な子育て支援が一番必要であるにもかかわらず、支援から最も遠い存在であり続けている実態は、未だ変わることがない。それでも、学校や保育園など、孤立と貧困の実態に押しつぶされそうな家庭が見える現場から相談機関につながり、支援につながる道筋を地域社会で作っていくよう地域連携の枠組みを強化している。

乳幼児期、小さい社会で育ち、「日本生まれなのに日本語が理解できない」「集団生活の経験がなく、多動」。学校現場では、こうした外国につながる子



就学前の外国につながる子と親のしなやかな支援を目指す桜本保育園

どもに右往左往したり、発達障害の疑いを立てたりしているが、その課題は就学前の適切な支援のなさからくるものである。

2015年多摩川河川敷で中学生が殺傷される事件が社会に衝撃を与えた。隣町での出来事であり、私たちの実践が問われているととらえてきた。「どの子ども被害者、加害者にさせない」—そんな思いを強くし、学校内外での居場所づくりの重要性を再確認してきた。加害青年の一人は、多文化ルーツの日本籍の子どもであり、国境をまたいで生きてきた母親は、帰国の間、家を空けて子どもだけで留守番させたことがあったようだ。ネグレクト事例として扱われるが、同様な事例は、わが街にもある。母親が抱える課題解決のために、日本の制度は活用できるものではなく、母親も「子どもどころではない事情」を抱えながら生きている現実があるということである。長男に妹の面倒を見るようお金を置いて、知り合いの人に見守りを頼んで、母国に帰らざるを得なかった母親の想いを想像することが必要ではないかと思う。外国人の力を借りて、日本が成り立っている以上、むしろ日本社会の多数派の論理で作られた支援の枠組みでは対応できないことを自認したうえで、NPO団体と連携して多文化家族相談支援センターのような駆け込み寺、拠って立つ場を作らなければ、子と親の追い詰められた状況は改善できないと思う。

◇多文化・多様性のある社会を目指して

父親が日本人であるなどの多文化家族の場合、保育園や学校は、重要な連絡事項は日本語の通じる父親に伝えようとする。父親が子育てに積極的であればいいが、そうでない場合は、情報が実際の子育てする母親に伝わらない。活用できるサービスがあるのに、父親が手続きしてくれず、自分だけでは無理だと思い、制度利用につながらないケースがある。「お手伝いしますよ」の掛け声が本当に困っている人に届くためには、同族同士の情報網に社会の側がつながる道筋を描くことだ。地域の自発的な外国ルーツの母親たちが、ふれあい館を利用してくれるようになったのが、私たちの大きな財産である。わがスタッフのまなざしのよさをうれしく思う。

地域社会の分断が顕著である。生活保護者に対するバッシング、障がい者へのヘイトクライム、そして、川崎で多発するヘイトスピーチ。福祉に携わる人たちは、こうした社会の分断に無頓着であってはならないと思う。階層化が進み、困難を抱えて生きる人たちが増えている今、福祉の専門家が個別支援、専門支援のみ行っていて、うまくいくのかという根源的疑問がある。困難に向き合い、今よりいい明日を目指して生きる人とのつながりを持ち、今を生きることを福祉関係者が支援し、あきらめを克服するプロセスを共有したい。多文化、多様性を支持し、だれもが力いっぱい生きる社会を作るために、小さな街から発信し続けたい。

※事例は個人特定を避けるため再構成しています。

キーワード：多文化・多様性社会

日本は、入国管理において国益に合う労働分野別に在留許可を与えている。産業界の労働力要請には、技能実習生という名目で労働を認め、また、留学生にも短時間就労を認めて、日本の経済活動が支えられている。しかし、働き盛りの世代は、恋もすれば子どもも生み、定住化することは当然である。定住後の施策は自治体に丸投げ状態と言わざるを得ない。定住に対応して、子育てと高齢化に向けた多文化施策は待ったなしである。

Ⅲ 国内外の動向

“家族”の再生をめざす —デンマークにおける子育て支援



島根大学人間科学部 講師 さとうももこ 佐藤桃子

1. はじめに

日本では2017年の児童福祉法改正を経て、社会的養護の制度が大きく変化しようとしている。厚生労働省の検討会がとりまとめた「新しい社会的養育ビジョン」の中には、里親や特別養子縁組をはじめ、家庭養護への期待と同時に、制度の整備が目標として掲げられている。しかし、十分な準備と支援がなされないままの家庭養護への移行は、子育てが家庭内で不可視化されるリスクを増長してしまうだろう。そのため、地域が連携して子どもとその養育環境を支える仕組みが重要だと位置付けられている。また、施設や里親など家庭外への措置だけではなく、在宅支援も含めて社会的養護としてとらえる考え方も示されている。

この新しい社会的養育を実現するためには、子育て家族とその周辺のネットワークを支える体制作りが必要である。この時、子どもの権利条約に謳われている「子どもの最善の利益」とは何か、という議論が疎かにされると、家族主義や家族ケアへの回帰が起こり、家族をますます追いつめてしまう恐れがある。本稿では、現在、北欧の小国デンマークで家族を支援する取り組みが広がっていることに注目し、デンマークの社会的養護の変遷をヒントに家族支援について考えてみたい。

2. デンマークの社会的養護制度の転換

1) 社会的養護を受ける子どもの数

デンマークは人口約580万人の小さな国だが、高福祉国家として日本でも知られ、高齢者福祉や障害者福祉、またその柔軟な労働政策が紹介されることも多い。デンマークを含む北欧諸国(ノルウェー、フィンランド、スウェーデン)では、日本の市町村にあたる基礎自治体が児童福祉サービスの責任を担っている。デンマークではこの基礎自治体をコムーネと呼び、保育や障害児サービスだけではなく、家庭や学校での暮らしに困難を抱える子どもを対象にした児童福祉サービスについても、社会サービス法でコムーネの責任が明記されている。養育環境が子どもにとって不十分な場合には、コムーネが里親ケアなど家庭外のケアを選択する場合もある。本稿では、家庭外ケアだけではなく在宅支援等も含め、困難を抱える子どもへのサービスを「社会的養護」と呼ぶ。

デンマークで社会的養護のサービスを受ける子どもは、2016年12月時点で52,000人弱おり、これはデンマークの子ども全体の3.3%にのぼる数である(表1)。中でも3万人以上の子どもが「予防的ケア」の「家族支援(familierettet)」サービスを受けている。予防的ケアとは家庭外ケア以外の支援を指し、そのうち家族支援は子ども本人ではなく家族に対するカウンセリングや財政支援、ホームヘルプ(家

〈表 1〉 社会的養護サービスを受ける子どもと若者(0-22歳)

(人)

	2013年	2014年	2015年	2016年
デンマークの子ども全体に対する割合(%)	1.9	3.0	3.2	3.3
社会的養護サービスを受ける子ども(人)	28,866	46,254	50,057	51,781
予防的ケア(個別支援)	15,913	16,532	17,500	17,272
0-5歳	915	836	809	691
6-11歳	3,653	3,632	3,580	3,378
12-17歳	7,835	7,829	8,266	7,935
18歳以上	3,510	4,234	4,843	5,266
年齢不詳	—	1	2	2
予防的ケア(家族支援)	—	25,739	29,677	31,814
0-5歳	—	4,158	4,543	4,632
6-11歳	—	7,893	9,174	9,791
12-17歳	—	12,320	13,825	14,334
18歳以上	—	1,364	2,134	3,053
年齢不詳	—	4	1	4
家庭外ケア	14,723	14,435	14,158	14,097

※重複してサービスを受けている子どもがいるため、各サービスを受けている子どもの合計が合計人数を超える(デンマーク統計局 2017)

事・子育て指導)を指す。これまでもケアを必要とする子どもや若者の家族に対する支援は各自治体のファミリーハウスなどの施設(後述)で行われていたが、2014年から、このサービスを受けている家族の子どもも社会的養護に含まれるようになった。家族を対象とした支援が、子ども個人の福祉と発達を目指して行われているためである。なお、表1には22歳までの若者も含まれているが、2001年社会サービス法改正の際、0-17歳の子どもとは別に18-22歳の若者を対象としたアフターケアが規定された。

デンマークでは、子どもの日常生活に困難が生じているという通告があった場合、各自治体(コムーネ)が子どもの専門的アセスメントを行わなければならない(「社会サービス法第50条の調査」と呼ばれる)。自治体に所属する行政ソーシャルワーカーが、子どものアセスメントを経て予防的ケアか家庭外ケアのサービスを決定し、6カ月間の支援計画を立てる。原則として、里親や施設など家庭外のケアには親権者もしくは12歳以上の子ども本人の同意が必要であるが、「子どもの健康や発達に明らかに

危険や深刻な被害が予想され、判断することが必要とされている場合」(社会サービス法第51条)、コムーネの判断で強制的に親子分離を行うことができる。2016年には2,411人の子どもが同意なしで家庭外ケアに措置されている。家庭外ケアの種別と措置されている子どもの数は表2に示されている通りである。

デンマークの家庭外ケアの特徴として、2006年に新たに規定された親族里親(ネットワーク里親とも呼ばれる)の利用が、近年になって増えていることが挙げられる。

2) 2000年代に行われた制度改正

表1の子ども数からも分かるように、デンマークでは家庭外ケアに措置される子どもは非常に多い。元来デンマークの社会的養護システムは、公的権力の強い介入を伴う性質を持っており、1950年代までは親子分離というと親が子どもの養育権を失うことを意味していた。しかし、その後1960年～1970年代の家族の変容を反映し、保育サービスなど子育てに対する公的支援が拡充されていくと同時

〈表2〉 家庭外ケアを受けている児童数(0-22歳)

(人)

家庭外措置の種別	2014年	2015年	2016年	2017年
親族里親(ネットワーク里親)	975	1,050	1,090	1,067
一般里親	6,758	6,806	6,960	7,014
専門里親	411	459	459	424
自身の住居、学生寮、学生寮に準ずる住居	785	727	660	596
児童養護施設	2,575	2,485	2,484	2,360
緊急保護施設	148	121	130	113
寄宿制学校(エフタースコーレ)	396	326	273	244
小規模ホーム(Socialpædagogisk opholdssted)	2,050	2,004	1,937	1,948
シッププロジェクト	15	10	7	3
非公開	307	249	182	162
合計	14,420	14,237	14,182	13,931

※デンマーク統計局 Statistikbanken より作成 <http://www.statistikbanken.dk/statbank5a/default.asp?w=1280>

に、社会的養護においても「親とのパートナーシップ」概念が重要視されるようになってきた。他のヨーロッパ諸国と同様、家族再統合や家庭の継続性などが児童保護のキーワードとして取り上げられている(Hestbæk 1999)。

社会的養護の制度への見直しを求める動きが高まったのは、2000年代に虐待報道が相次ぎ、コムーネが深刻な虐待ケースを見逃してきたことへ、社会からのバッシングが起こったためである。きっかけは、2004年に2人の女の子が実父から性的虐待を受け続け、自宅で売春行為をさせられていたことを母親も黙認していたという Tønder コムーネのケースであった。このケースを皮切りに、他のコムーネの身体的虐待や性的虐待のケースが次々と報道され、どれも通告が出されていたにもかかわらず、コムーネが適切な対応をしていなかったことが明らかにされた。

このムーブメントへの対応として、各社会サービスのスーパーバイズを行う社会サービス庁が舵取りをして、一連の制度改革が行われた。2005年から2006年にかけて行われた「家庭外ケアの改革」、2011年「子ども福祉改革」、2012年「子ども虐待パッケージ」というのが主な法制度の改革である。

この改革では、コムーネがケースに適切に対応できなかったことを社会的養護の制度全体の問題とと

らえ、コムーネへの監査の強化だけでなく、早期介入、予防的ケアの充実といった虐待対応の抜本的な見直しが行われた。2006年に社会サービス法が改正され、これまでの施設や里親ケアへの批判とも相俟って、子どもの権利を中心にした課題解決、子どもと家族の関係を改善していくことに焦点が置かれるようになった。2011年の子ども福祉改革では予防的ケアの一層の強化が目指され、コムーネは子どもに対するケアだけでなく、子どもが親と離れて里親のもとで暮らす間にも、子どもの親に対する積極的な支援を行わなければならないことなどが規定された。

3. 家族やネットワークを支援する実践

1) 親子分離の代わりに

上述のとおり、デンマークでは特に2011年の子ども福祉改革以降、家族を対象にした予防的措置(familierettet 家族支援)がより重要視されるようになってきている。家族支援の拠点になるのは、各自治体にあるファミリーハウスなどの施設である。ファミリーハウス、ファミリーセンター、子ども家庭センター等、自治体によって呼び名と位置づけはさまざまであるが、ここでは家族支援サービスが行われる拠点として位置付ける。たとえば人口約20万人のA市では、0-14歳向け、4-18歳向けの2つのファミ

リーハウスがあり、それぞれ家族支援員と呼ばれる職員が支援に当たる。ここでの家族支援とは、一般的な家庭への子育て支援とは異なり、専門的アセスメントを経て支援計画に組み込まれた、困難をもつ家庭へ行われる指導・支援のことである。A市のファミリーハウスでは、ファミリーセラピーや親子カウンセリングだけでなく、家族支援員による家事指導、宿泊用施設でのレスパイト支援やショートステイも行われている(佐藤 2014)。家族支援員は、家庭でのあらゆる支援やケア—学校への送り迎えや保護者会への参加、役所の担当課への依頼を含め、金銭面の相談なども担当している。

また家族支援の一環として、A市ではATA(Alternativ til Anbringelse: 親子分離代替プログラム)が実施されている。ATAプログラムは2007年、A市の行政ソーシャルワーカーが、施設や里親への措置決定に疑問を感じ、「可能な限りの在宅支援」を実現しようと始めたものである。たとえば養育能力があまり高くなく、親子分離になってもおかしくないケースに対し、ファミリーコーディネーターと呼ばれる職員が配置され、あらゆる予防的ケアを組み合わせて在宅支援を行う。このプログラムは家庭での養育、最終的には自立を目指すものである(佐藤 2016)。2018年6月現在、ATAプログラムは実践モデルとして、A市以外のコムーネにも広がっている。

これらの予防的ケアはすべて、家庭外ケアは子どもにとって最もダメージを与えるものである、という共通認識のもとで推進されてきた。2008年にデンマーク国内の調査から、家庭外ケアに置かれた子どもたちは心理的・社会的に不利な状況に置かれやすい、という研究結果が出され、今では「家庭外ケアより予防的ケア」という理念が全国の児童福祉分野のソーシャルワークに浸透している(Egelund, et al. 2008)。

2) 親族里親やファミリー・グループ・カンファレンスへの期待

予防的ケアの家族支援が強化されると同時に、デンマークでは拡大家族や地域のネットワークへの注目も高まっている。2006年の社会サービス法改正の際に新たに注目されるようになったもののひとつが、親族や子どもの周囲のネットワークを活用した親族里親制度である。これはデンマーク語ではネットワーク里親と呼ばれ、血縁に限らず保護者の友達、子どもの友達の母親など、子どもが普段から親しんでいるネットワークを指す。一般里親と同様、受け入れ前に最低4日間の研修、年に少なくとも2日のコムーネ研修が義務付けられている。2005年までの時点で親族による里親養育は全く注目されていなかったが、現在では「支援が必要な子どものアセスメントを行った上で子どもが困難な状況に置かれている場合、家族や親族、周囲のネットワークの体系的な関与を考慮しなければならない」ことが社会サービス法にも規定されている(第47条)。

同様のネットワークへの期待は、デンマークでファミリー・グループ・カンファレンスが推進されていることにも表れている。ニュージーランドで生まれたファミリー・グループ・カンファレンスは、児童保護サービスの意思決定過程に子ども本人とその家族・親族を参加させるという手法である。イギリスやオーストラリア等、世界中で実践が広がっているが、北欧4カ国でもスウェーデンをはじめとして広がり、デンマークでも1999年に社会省によるパイロットプロジェクトが行われ、それ以降多くの自治体でファミリー・グループ・カンファレンスの手法が導入されている(佐藤 2016)。

デンマークにおける家族やネットワークへの支援は、強すぎる専門職主義への批判に後押しされている。措置決定権を持つ行政ソーシャルワーカーよりも、子どもの周囲にいるネットワークが一番子どものことを分かっている、という現場のスタッフによ

り、現在広がっている家族支援の実践が作り上げられてきた。たとえばATAプロジェクトの導入も、ソーシャルワーカーが専門職として子どもを里親ケアに措置してきた判断が間違っていたのではないかと、というソーシャルワーカー自身の迷いが始まりだった。そしてどの実践でも、家族や親族に限定するのではなく、子どもがもともと持っているネットワークを社会資源として発掘し、そのネットワークを支援することが重視されるようになってきている。

4. 日本での家族支援に向けて

デンマークでは、現在の家族やネットワーク志向の動きがある一方で、依然としてコムーネのもつ権限が強い。2000年代に行われた虐待対応のさまざまな法改正は、親の権限を強めるものではない。むしろ特筆すべきは、子ども本人に与えられる決定権が次第に強くなっていることである。2011年の子ども福祉改革では、法的に措置決定に対して異議申し立てをできる年齢が15歳から12歳へと引き下げられた。児童が12歳に達していれば、親の同意にかかわらず自分の措置について最終的な決定権を持つことができる。この背景には、子どもの権利擁護団体であるデンマーク子ども全国協議会(Børnerådet)の働きかけが大きいという。2000年以降、法改正を重ねる中でデンマークの子ども家庭福祉の法的枠組みには、家族と協働することの重要性が付与されてきた。しかしそれはあくまで子どもの最善の利益を追求する上で、子どもにとって家族は必要不可欠な社会資源だからである。つまり、家族にケアの責任を回帰させる家族福祉のイデオロギーというよりは、子どもが望む養育を実現する上で、家族をサポートすることが社会の責任であると考えられている。

デンマークの場合も、専門職のあり方や虐待への対応の仕方、保護者への支援のあり方などは長い歴史の中で振り子のように大きく揺れ、変化してきた

ことが分かる。厚生労働省による「新しい社会的養育ビジョン」で目指されているのは、子どもの権利を基礎とした社会的養育の実施である。子どもの権利を基礎とするのであれば、一律に「子どもに温かい家庭を与える」のではなく、その子ども自身が望んでいるケアの形が実現されるような仕組みが必要となるだろう。

参考文献

- 佐藤桃子(2014)「〈研究ノート〉デンマークにおける子どもの社会的養護—予防的役割の必要性—」、大阪大学人間科学研究科『年報人間科学 第35号』pp.53-71
- 佐藤桃子(2016)「〈資料〉子ども家庭福祉分野における親支援について—デンマークのATAプログラムにみる在宅支援の可能性—」、『子どもの虐待とネグレクト』第17巻3号、pp.408-416
- デンマーク統計局(2017) 'NYT FRA DANMARKS STATISTIK 15. september 2017-Nr. 367' <https://www.dst.dk/da/Statistik/nyt/NytHtml?cid=23514>
- Egelund, Tine et al. (2008): *Anbragte børns udvikling og vilkår Resultater fra SFI's Forløbsundersøgelse af årgang 1995*. SFI-Det Nationale Forskningscenter for Velfærd(08:23)
- Hestbæk, Anne-Dorthe, 1999, "Social background and placement course-the case of Denmark." *International Journal of Social Welfare*. 8:267-276
- Hestbæk, Anne-Dorthe, 2011, "Denmark: A Child Welfare System Under Reframing" Gilbert, Neil. Parton, Nigel. Skivenes, Marit(eds.) *Child Protection Systems-International trends and Orientations*. pp.131-153

キーワード：ファミリー・グループ・カンファレンス（北欧）

ニュージーランドで生まれた家族による意思決定の手法ファミリー・グループ・カンファレンス(FGC)は、イギリスを通じて北欧に紹介された。政府主導で1995-1997年にスウェーデンでプロジェクトが行われたことをきっかけに1999年にデンマークに輸入され、ノルウェー、フィンランドへと広がった。4カ国は共同で2年ごとにFGC北欧研究大会を開催しており、各国のコーディネーターの研修等でも情報交換が行われている。2019年には20周年の大会がデンマークで開催予定である。



スウェーデンで開かれた
FGC 北欧研究大会
(2017年11月)

編集後記 “地域と社会的養護の明日”のために

本号の担当編集委員となった当初、私は「コミュニティ」について、“地域の集まり”、もしくは顔の見える繋がりから生まれる“互助・共助の営み”ぐらゐの認識しか持ち得ていなかった。しかし、「まず連絡を取る(得る)」という、支援者・要支援者双方がいちばん最初にとる行動において、インターネットを介したSNSというものも十分にコミュニティの役割を果たしていることに気づかされた。しかも、地域の枠に縛られる必要もない。そういう新たなコミュニティの動向も含めながら、本号では、社会的養護について地域福祉のあり方を探ってみた。

第I章〈総論〉では、コミュニティの持つ役割と措置制度の歴史的変遷を通して、地域の子ども家庭を支える重要性などが社会的養護の現場にいる者の知るべきこととして語られている。「新しい社会的養育ビジョン」までの流れを知ることは、今後の地域支援について考える視座となり得るだろう。

第II章では、社会的養護の現場で取り組んでいる地域の中での活動をレポートしている。母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、そして子ども

の自立に向けて地域企業との“縁”づくりに取り組む滋賀県の事例など、各現場でも実際に取り組めるものだと思う。児童養護施設における「ステップファミリー」への家族支援

では、支援者は子どもへの視点が主になりがちであるが、家族への視点も大切であることを学んだ。

第III章〈国内外の動向〉では、カナダ・ジェシーズの、10代で妊娠した若い女性へのさまざまな支援を、デンマークでの家族再生に重点を置いた予防的なケアなどを伝えている。また、外国にルーツを持つ子どもとその家族の支援も、多文化社会を受容することの大切さを学ぶ機会となった。

社会的養護にある子どもも、いずれ家族のもとに、地域のもとに帰るのである。本号は、地域に開かれた社会的養護の明日の姿をかいま見せてくれた。



担当編集委員 都留和光

次号のお知らせ 第85号特集「生命(いのち)の重み」(予定) 2019年4月1日発行

〔編集委員長〕

早川 洋 社会福祉法人 慈徳院
こどもの心のケアハウス 嵐山学園 園長

〔編集委員〕

大竹 智 立正大学社会福祉学部 教授

澁谷 昌史 関東学院大学社会学部 教授

都留 和光 社会福祉法人 二葉保育園
二葉乳児院 施設長

林 浩康 日本女子大学人間社会学部 教授

南山 今日子 子どもの虹情報研修センター 研修部 主任
臨床心理士

稲垣 幸朗 (公財)資生堂社会福祉事業財団
常務理事 事務局長

(敬称略・五十音順) 編集事務局：市川よしか 編集制作：吉住祥一

MOTHER
AND CHILD
WELLBEING
AROUND THE WORLD

VOL.84 2018-10 世界の児童と母性

年2回発行

2018年10月1日発行

編集・発行者

公益財団
法人 資生堂社会福祉事業財団
〒104-0061 東京都中央区銀座7丁目5番5号
電話 03-3574-7408

ファクシミリ 03-3289-0314
URL <http://www.zaidan.shiseido.co.jp>

印刷所 成旺印刷株式会社
〒105-0014 東京都港区芝2丁目1番28号

再生紙使用

MOTHER
AND CHILD
WELLBEING
AROUND THE WORLD

公益財団法人 資生堂社会福祉事業財団
